

# 敬和学園大学の現状と課題

2019 年度自己点検・評価報告書  
— 第三者評価に向けて —

敬和学園大学  
2020 年 2 月



# 目 次

序 章 .....	1
1. 理念・目的 .....	4
2. 内部質保証 .....	8
3. 教育研究組織 .....	17
4. 教育課程・学習成果 .....	21
5. 学生の受入れ .....	33
6. 教員・教員組織 .....	40
7. 学生支援 .....	47
8. 教育研究等環境 .....	59
9. 社会連携・社会貢献 .....	67
10. 大学運営・財務（1）大学運営 .....	77
11. 大学運営・財務（2）財務 .....	87

## 序 章

### (1) 敬和学園大学の歩み

本学は「教育基本法及び学校教育法に従い、福音主義キリスト教の精神に基づく自由かつ敬けんな学風の中で真理を探究するとともに心の教育を実践し、国際的教養豊かな良心的人材を養成することを目的とする」（学則第1条）を掲げ、1991年4月に英語英米文学科と国際文化学科の2学科（入学定員各100人）で構成された人文学部の単科大学として開学した。1993年度には、英語英米文学科に教職課程（高等学校教諭一種免許〔英語〕・中学校教諭一種免許〔英語〕）を設置した。完成年度を迎えた1995年度から、大学設置基準の大綱化に伴い、一般教育担当者を既存の2学科に分属させた。

2004年度には、人文学部を改組転換して、既存の2学科の入学定員を100人から80人に削減し、「共生社会学科」（入学定員40人）を開設し、同時に英語英米文学科を「英語文化コミュニケーション学科」に名称変更した。共生社会学科には社会福祉士養成課程を設置した。2005年度には、国際文化学科に教職課程（高等学校教諭一種免許〔公民〕）を設置し、2006年度からは、中学校教諭一種免許〔社会〕、2012年度から高等学校教諭一種免許〔地理歴史〕を開設した。

2015年度には長く続いた定員割れを背景に英語文化コミュニケーション学科の入学定員を60人に削減し、入学定員180人とした。

### (2) カリキュラム改革

1995年度の第1回カリキュラム改革では、一般教育科目を共通基礎科目と改称し、主として外国語科目の改革を行った。2000年度の第2回カリキュラム改革では、主としてコース制を導入した専門教育科目の改革と「基礎演習」を導入して4年間一貫した演習教育を行えるようにし、共通テキストとして『基礎演習ハンドブック』を作成した。また、GPA制度を本格的に導入した。

2004年度には、共生社会学科の新設と英語文化コミュニケーション学科の名称変更に伴う第3回カリキュラム改革を行った。2009年度には、英語文化コミュニケーション学科のクラスター制度導入、ならびに社会福祉士国家試験受験資格科目の法改正に伴う共生社会学科コース制度の変更（ライフデザイン・コース、ソーシャルワーク・コース）による専門科目を中心とした第4回カリキュラム改革を行った。

2012年度からは入学前教育を実施し、2013年度には基礎演習を中心にした小規模なカリキュラムの改善を図った。2016年度の第5回カリキュラム改革では、フィールド型アクティブ・ラーニングを「アクティブ・ラーニング演習」「アクティブ・ラーニング実習」として単位化し、「地域学入門」「卒業研究」を導入し、地域系の科目を体系した。

2019年度は国際文化学科での「情報メディア・コース」の新設と共生社会学科の「ライフデザイン・コース」から「ソーシャルビジネス・コース」への名称変更に伴う第6回カリ

キュラム改革を行った。引き続き 2020 年度には英語文化コミュニケーション学科の「キャリア英語コース」から「キャリア・コミュニケーションコース」への名称変更に伴う英語文化コミュニケーション学科の専門科目のカリキュラム改革と外国語プログラムの変更を予定している。

### (3) 内部質保証

本学では内部質保証を自己点検・評価として実施してきた。内部質保証は従来の自己点検・評価を含んだより広範な意味合いを有するものだが、ここではこれまでの自己点検・評価活動について記す。

1994・95 年度には第 1 回自己点検・評価を、1998・99 年度には第 2 回自己点検・評価をそれぞれ私立大学連盟評価方式で行った。2001 年度には、大学基準協会方式で第 3 回自己点検・評価を行い、2002 年度には大学基準協会の加盟判定審査を受け、2003 年 4 月に正会員として登録された。2006 年度には、第 4 回の自己点検・評価を行い、それに基づいて 2007 年度に大学基準協会認証評価を受け、2008 年 4 月に再度大学基準に適合の評価を得た。また、2011 年には 6 つの助言に対して改善報告書を大学基準協会に提出した。

2002 年度に策定した「ミッション・ステートメント」に基づいて、2008 年度には新潟県大学改革・改善支援事業により、日本私立学校振興・共済事業団私学経営情報センターの外部評価と助言を受け、「ミッションとビジョン」に基づいて「中長期計画（ロードマップ）」を策定した。2009 年度からそれに基づいて PDCA サイクルに従って毎年全組織で自己点検・評価をして「中長期計画（ロードマップ）達成度評価報告書」を提出している。それからは 3 年毎には短期目標である「具体計画」を、6 年毎に中期目標である「行動計画」を改訂し、現在のロードマップは 4 サイクル目である。

2010 年度には新潟県文書私学課の魅力アップ事業「県内私立大学の魅力創出・発信に向けた専門家派遣事業」に採択され、(株)博報堂の外部評価を受け、入試・広報改革を行った。

2012・13 年度は第 5 回目の自己点検・評価を行い、2012 年度分の自己点検・評価に基づいて専門評価委員による第三者評価を受けた。それに基づいて改善しつつ 2013 年度分の自己点検・評価を加えて、2014 年度には大学基準協会の認証評価を受け、2015 年に基準に適合の判定を受けた。ただし、改善勧告として 1 項目と努力課題として 7 項目指摘を受けた。改善勧告の内容は、「5. 学生の受け入れ」において、人文学部及び同英語文化コミュニケーション学科の入学定員比率が低いこと、在学学生数比率について、人文学部、同英語文化コミュニケーション学科、同国際文化学科が低いので是正することであった。指摘を受けて、2015 年度入試より英語文化コミュニケーション学科の入学定員を 80 人から 60 人に削減し、人文学部の入学定員を 180 人とした。しかし定員を満たすことがなかなかできずにいたが、2019 年度に人文学部及び英語文化コミュニケーション学科でも入学定員を満たすことができた。入学定員、収容定員を充足できるよう引き続き大学全体で鋭意努力している。

こうして、2019年度には二度目の第三者評価を受ける運びとなった。2020年度に第三者評価で指摘された点を改善して、2021年度に4回目の大学基準協会の認証評価のための審査を受ける予定である。

#### (4) 敬和学園大学の三つの柱

本学では敬和学園高校及び学校法人敬和学園のモットー「敬神愛人」から「神を敬い、人に仕える」を建学の精神に据えている。2002年には教育実践に基づき教育理念を表すミッション・ステートメントを定め、「キリスト教主義」（キリスト教による人間教育）、「地域主義」「国際主義」という三つの教育理念を明確にした。キリスト教による人間教育を実践するために、「キリスト教学」「ボランティア論」の必修化、「チャペル・アッセンブリー・アワー」の単位化、二年次のゼミ単位でのボランティア活動の機会を設けている。キリスト教精神を土台に「ボランティアする大学」として、被災地支援等、学生たちは精力的にボランティア活動を行っている。

開学当初はボランティア活動による地域貢献が中心であったが、2006年の新発田学研究中心（現・地域連携センター）の開設により、学生が地域に出て活動する機会を増やした。2013年度から「地域学」を導入し地域についての学びを深めている。フィールド型アクティブラーニング（所謂サービスラーニング）の導入や、駅前の新発田市所有の複合ビル内に学生寮を開設するなどし、新発田市・聖籠町からも地域に開かれた大学として認知され、協働の取り組みが数多く為されている。前回の認証評価から見て、「地域主義」の取り組みが大きく成長し、充実してきている。

リーマンショック以降学生の海外留学者数が低迷していたが、最近になって留学者数が伸びてきている。2019年度は、開学当初より提携していた米国アイオワ州ノースウェスタン・カレッジに20数年ぶりに6名の学生を短期留学に送り出すことになった。本学からの海外留学者数が伸び悩んでいた時期も、JCLP (Japan Culture and Language Program) による海外からの学生の受け入れによる本学学生との交流により、日本にいながらにして海外他大学の学生たちと交流する機会を重ねてきた。またAYF (Asia Youth Forum) へ学生を送り出すことで、様々な社会問題や文化についてお互いに学び合う研修により、国際理解やリーダーシップ養成の機会を提供してきた。本学の海外からの留学生は1割弱であるが、外国籍の親を持つ学生も一定数おり、国際的にも多様性のあるキャンパスとなっている。

## 第1章 理念・目的

### (1) 現状説明

点検・評価項目①：大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学部・研究科の目的を適切に設定しているか。

評価の視点1：学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の設定とその内容

評価の視点2：大学の理念・目的と学部・研究科の目的の連関性

敬和学園大学は、福音主義のキリスト教主義精神（資料 1-1）に基づき、「神を敬い、人に仕える」という建学の精神の下、理念・目的を以下のとおり定めている。

敬和学園大学の理念と人材育成の目的について、敬和学園大学学則第1条では「本学は、教育基本法（昭和22年法律第25号）及び学校教育法（昭和22年法律第26号）に従い、福音主義キリスト教の精神に基づく自由かつ敬けんな学風の中で真理を探究するとともに心の教育を実践し、国際的教養豊かな良心的人材を養成することを目的とする」（資料 1-2）と記している。

この学則第1条に基づいた行動目標として、以下のミッション・ステートメントにまとめられている（資料 1-2）。

「敬和学園大学は、キリスト教精神に基づく自由かつ敬虔な学風の中でリベラル・アーツ教育を行い、グローバルな視点で考え、対話とコミュニケーションとボランティア精神を重んじ、隣人に仕える国際的教養人を育成します。」

さらに中長期的な人材育成の目的をビジョンとして以下の通り具体化している。

「隣人に仕えるための地域社会への貢献として持続可能な社会の担い手を育成する。」

本学は、人文学部のみを設置する小規模な単科大学であり、人文学部の下におかれた三学科は、以上の理念・目的を共通のものとしてこれまで教育に当たってきた。しかし、各学科はそれぞれに特長をもつことから、共通の理念・目的を有しつつも、これを各学科がより具体化することが必要であるとの認識に至った。そこで、各学科は大学の理念・目的の核となる「真理の探究」と「教養豊かな良心的人材養成」のため、それぞれの特長を活かした教育目的を2018年度に設定し、それを学則第1条（資料 1-2）に定め、2019年度の『学生便覧』

ホームページにも掲載した（資料 1-3 p. 11, p. 238、1-4 <https://www.keiwa-c.ac.jp/guide/policy/>）。各学科の教育目的は以下の通りである。

#### 英語文化コミュニケーション学科

「グローバル化する世界や地域社会の状況を理解し、実践的な英語力をもって社会に貢献すると共に他者に対して開かれた人を育てる。」

#### 国際文化学科

「人類の歴史、文化、社会および情報メディアの専門教育を通して、グローバル化する社会の諸問題を認識し、問題に対応できる国際感覚と知性を涵養し、社会において他者を尊重しながら協働できる人を育てる。」

#### 共生社会学科

「共生社会を社会福祉の視点から学び、社会と人間への深い理解と広い視野を身につけ、社会福祉専門職の養成に加えて、ソーシャルビジネスにも通用する人を育てる。」

このように、大学の教育理念・目的を踏まえて、各学科の特長を活かした教育目的を適切に定めている。

**点検・評価項目②：大学の理念・目的及び学部・研究科の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表しているか。**

<p>評価の視点 1：学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の適切な明示</p> <p>評価の視点 2：教職員、学生、社会に対する刊行物、ウェブサイト等による大学の理念・目的、学部・研究科の目的等の周知及び公表</p>
--

本学の教育理念・目的は学則第 1 条にミッション・ステートメント、ヴィジョン及び三学科の教育目的とともに明示されている。これは、高校生向けの『大学案内』、在学生・教職員向けの『学生便覧』、高校生や大学生を始め、市民向けの大学ホームページ等、さまざまな手段を通して周知されている。特に『大学案内』では、学科ごとに在校生を紹介することで、各学科での教育成果を、本学を受験しようとする高校生とその保護者に周知し、学科選択に役立ててもらっている（資料 1-5）。在校生自身も、『大学案内』で紹介されることで、

自身が所属する学科で受けている教育とその成果の現在地を改めて理解してもらうようにしている。

また、教育理念の具体化は、新入生・在学生と市民にも公開された新入生歓迎公開学術講演会や他の学内で開催された公開学術講演会講演をブックレット化した『敬和カレッジ・ブックレット』を毎年発行することによっても図られている（資料1-6）。

さらに、ミッション・ステートメントに要約されるキリスト教主義リベラル・アーツ教育のエッセンスは、1年次生の必修科目「基礎演習」の教材『基礎演習ハンドブック』（第2章「リベラル・アーツとは何か」）で、全学生が学べる仕組みになっている（資料1-7 pp.10-16）。加えて、新入生を対象に行う「新入生オリエンテーション」において、本学の建学の歩みと教育理念を伝える場を毎年設けている。

教職員に対しては、毎年2回、本学を設立した学校法人敬和学園が運営する敬和学園高等学校の教職員と合同で「法人研修会」を実施しており、大学・高校の教育目的と理念を深く理解しあえる場を設けている。

なお、教員の教育研究上の目的については、大学の求める教員像に明記し、大学ホームページで公表している（資料1-8 <https://www.keiwa-c.ac.jp/guide/outline/>）。

**点検・評価項目③：大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。**

#### 評価の視点1：将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定

2008年度に「敬和学園大学のミッションとヴィジョン」に基づいて、大学の全組織で「基本計画」「行動計画」「具体計画」で構成された「中・長期計画（ロードマップ）」を立てた。2009年度以来それに従って、毎年全学のそれぞれの部署でその年度の実績の概要と共に「具体計画」（短期目標）に達成したかどうかを自己点検・評価をし、年度末に部署ごとに作成した「成果・達成度評価報告書」を教学マネジメント委員会に提出している。「中・長期計画（ロードマップ）」は3年毎に更新し、現在「ロードマップ4」に基づいて各部署での活動業務を実施している（資料1-9）。

#### （2）長所・特色

本学が、地域を支える人材を輩出し、地域からの信頼を得続けられる私立大学として教育活動を継続するためには、大学の理念と目的を堅持していくことが重要である。そのため、すべての教職員に対しては法人合同研修会への出席を要請し、学生に対してはそれを学ぶ機会を提供し続けている。大学を支える地域の人々に対しても、さまざまな広報媒体を用いて、これらを紹介し続けている。

### (3) 問題点

特になし。

### (4) 全体のまとめ

本学では、大学の理念・目的を適切に定め、これに沿って、学科ごとの教育目的を定めている。そして、これらは学内外に適切な方法で公表している。「中・長期計画（ロードマップ）」に基づいて、内部質保証システムを構築する試みは、各担当部署や委員会が毎年度末に「成果・達成度報告書」を作成し、教学マネジメント委員会が検討してきた。今後は内部質保証の方針と手続きに従い、学長の名において改善・向上の指示を出し、学内構成員に周知し、行う予定である。

以上のように、本学では大学の理念・目的に沿って多くの施策に取り込んできたことから、大学基準に照らして適切であり、今後も引き続き取り組んでいきたい。

### 根拠資料

- 1-1 学校法人敬和学園寄附行為
- 1-2 敬和学園大学学則
- 1-3 『学生便覧 2019』
- 1-4 教育理念・目的とポリシー  
<https://www.keiwa-c.ac.jp/guide/policy/>
- 1-5 『KEIWA COLLEGE LIBERAL ARTS 2019』
- 1-6 『創立 25 周年記念 リベラル・アーツとは何か』敬和カレッジ・ブックレット No. 21
- 1-7 『基礎演習ハンドブック』（改訂第 5 版）
- 1-8 大学の求める教員像 <https://www.keiwa-c.ac.jp/guide/outline/>
- 1-9 敬和学園大学の中・長期計画 4（2018－2020 年度）

## 第2章 内部質保証

### (1) 現状説明

点検・評価項目①：内部質保証のための全学的な方針及び手続きを明示しているか。

評価の視点1：下記の要件を備えた内部質保証のための全学的な方針及び手続きの設定とその明示

- ・内部質保証に関する大学の基本的な考え方
- ・内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織の権限と役割、当該組織と内部質保証に関わる学部・研究科その他の組織と役割分担
- ・教育の企画・設計、運用、検証および改善・向上の指針（PDCA サイクルの運用プロセスなど）

本学の教育理念・目的を達成するために、学則第1条の2において、内部質保証に関する基本的な考え方を明記している。

「本学は、教育研究の向上を図り、前条の目的を達成するため、自らの点検・評価を行う。」

この基本的な考え方にに基づき、本学では2020年1月に「内部質保証の方針及び手続」を以下のとおり定めた（資料2-1 <https://www.keiwa-c.ac.jp/guide/outline/>）。

#### 内部質保証の方針及び手続

本学が建学の精神、教育理念・目的及び「学位授与方針」、「教育課程編成・実施の方針」、「学生の受け入れ方針」を踏まえて、恒常的・継続的に教育の質を向上させていくために、内部質保証の方針及び手続きを定める。

#### 方針

本学の教育研究の質、学内諸制度、諸事業の健全性及び効率を保証するために、PDCA サイクルによる自己点検評価を自律的・継続的に行い、内部質保証を推進することで、社会的な責任を果たす。

#### 手続

1. PDCAの適切性を点検し、内部質保証を推進する権限と責任は、教学マネジメント委員会にある。教学マネジメント委員会は、大学全体の中長期的な観点から、短期的かつ部署ごとの内部質保証の方向付けをする。
2. 教学マネジメントの下部組織として自己点検・評価委員会を置く。自己点検・評価委員会は、年度末に教員、委員会、学科、部署から上がってくる「教育活動・研

究活動・社会貢献活動報告書」及び「ロードマップ（中長期計画）達成度評価報告書」を点検・評価し、教学マネジメント委員会に報告、助言を行う。

3. 教学マネジメント委員会は、自己点検・評価委員会からの報告を受けて、学長の名において適切な措置を講じ、教授会に報告する。
4. 教員、委員会、学科、部署は、教学マネジメント委員会から出された指示を受け、改善・向上に努める。教員、委員会、学科、部署は、各々年度末に「教育活動・研究活動・社会貢献活動報告書」及び「ロードマップ（中長期計画）達成度評価報告書」においてPDCAサイクルを検証し、自己点検・評価委員会に報告する。
5. 第三者評価及び認証評価機関（大学基準協会）の大学評価を受け、内部質保証の妥当性・客観性を担保する。
6. 情報公開を通して透明性を確保し、社会に対する説明責任を果たす。

本学では、2016年度に「大学運営委員会」から組織転換して「教学マネジメント委員会」を設置した。内部質保証に関する権限をもち責任を負うのが同委員会であり、委員会規程には、同委員会の審議事項の一つとして「PDCAサイクルの運用、点検評価に関する事項」を挙げている（資料2-2 第4条）。PDCAサイクルの運用、点検評価を実質的に担当するのが、教学マネジメント委員会の下部組織として設置されている「自己点検・評価委員会」である。自己点検・評価委員会の任務とプロセスは、次のとおり「敬和学園大学自己点検・評価委員会規程」に定められている（資料2-3）。

第5条 委員会は、以下のプロセスによって点検と評価を行い、その結果を教学マネジメント委員会に報告・助言する。

- (1) 毎年、教員、委員会、部署から提出された自己点検・評価報告書を点検・評価する。
- (2) 7年毎に、認証された年から5年経過した年に第三者評価を受ける。
- (3) 7年毎に、認証された年から7年経過した年に認証評価機関の評価を受ける。

教学マネジメント委員会は、自己点検・評価委員会の報告・助言を受けて協議し、教員、委員会、学科、部署に対して改善・向上のため、学長の名において指示を出し、各々が改善・向上に努める。次年度にその結果を「教育活動・研究活動・社会貢献活動報告書」（資料2-4）及び「ロードマップ（中長期計画）達成度評価報告書」（資料2-5）をもって自己点検・評価委員会に報告することでPDCAサイクルを機能させていくこととする。

第5条(1)の自己点検・評価報告書については、「敬和学園大学のミッションとヴィジョン」（学則第1条）に基づいて、「基本計画」「行動計画」「具体計画」で構成される「中・長期計画（ロードマップ）」（資料1-9）を策定しており、これに基づいて2009年より毎年成果・達成度評価報告書を提出して、点検・評価を行なっている。また、第5条(2)および(3)については、2014年度に大学基準協会から受けた認証が2015年度から2021年度までとな

っているため、5年が経過する2019年度に第三者評価を実施し、また2021年度には大学基準協会の評価を実施する運びとなっている。

点検・評価項目②：内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているか。

評価の視点1：内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織の整備

評価の視点2：内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織のメンバー構成

本学の全学的な内部質保証の推進は、教学マネジメント委員会がその責任を担っている。また、内部質保証の実質的な運営は、教学マネジメント委員会の下部組織である自己点検・評価委員会が担っている。

教学マネジメント委員会の構成員は、学長、副学長、学長補佐、教務部長、学生部長、宗教部長、三学科長、事務局長、各課長などの役職者となっている（資料2-2 第2条）。

また、自己点検・評価委員会の構成員は、副学長、学長補佐、人文社会科学研究所長、事務局長、その他学長が必要と認めたものとされており、事務局長も加わり、学務と財務のバランスを図る観点から全学的視野をもって検証できるように教職員の委員を配置している（資料2-3 第2条）。

点検・評価項目③：方針及び手続きに基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。

評価の視点1：学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針の策定のための全学としての基本的な考え方の設定

評価の視点2：内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織による学部・研究科その他の組織における教育のPDCAサイクルを機能させる取り組み

評価の視点3：学部・研究科その他の組織における点検・評価の定期的な実施

評価の視点4：学部・研究科その他の組織における点検・評価結果に基づく改善・向上の計画的な実施

評価の視点⑤：行政機関・認証評価機関等からの指摘事項（設置基準履行状況等調査等）に対する適切な対応

評価の視点⑥：点検・評価における客観性、妥当性の確保

学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針の策定のための全学としての基本的な考え方として、本学では学則第1条に定めるミッション・ステートメントと

ビジョンに基づき、各学科の教育上の目的を定めている。学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針については、学位授与方針を上位として、それと連関するあり方で教育課程の編成・実施方針、学生の受け入れ方針を全学レベルで策定し、それらに基づいて、各学科の三方針を策定している。(資料 2-6 <https://www.keiwa-c.ac.jp/guide/policy/>)

三方針を実現するために、本学の教育に関する質保証は、全学と学科それぞれの取り組みが連関する形で成り立っている。

全学の FD、教育課程の編成に関する事項に関して言えば、FD/カリキュラム委員会が中心となり、教学に関する取り組み内容と実施状況を把握し、全学的な観点から改善や支援、調整などを、各教員に対して行なっている。(資料 2-7 第 1 条)

具体的事例としては、学習成果を可視化するツールとしてのルーブリックの導入を検討し、まずは、全教員を対象とした学習成果の可視化に関する FD 研修会(資料 2-8)を実施し、さらに、基礎教育レベルでのルーブリックの試験的運用及び試験的運用結果の点検と評価、全学教員に対するフィードバックなどを行なって、2019 年度より全学的にルーブリックを運用することとなった。FD /カリキュラム委員会は、このようにして、教育の質を保証し、継続的に改善を図る上で、中心的な役割を担っている。

また、学科の取り組みに関して言えば、学科長を中心として、各学科の教育目的に沿って策定した三方針を実現するために、3 年間の具体計画(資料 1-9)を策定し、毎年度進捗状況の点検・評価を行なっている(資料 2-5)。これらの点検・評価は、自己点検・評価委員会で点検・評価され、教学マネジメント委員会にて協議され、その協議内容が、教授会に報告されており、学科と全学の PDCA が機能するように図られている。各学科の教育課程に関しても同様であり、三方針が実現されるように定期的に教育課程の見直しと改変を行なっており、これらの点検や見直し、改定については、FD/カリキュラム委員会を中心として各学科間での調整が図られている。

各授業については、教務委員会を中心として個々の授業などに関する点検・評価が行われている。その取り組みのひとつとして授業評価アンケートがあげられる。個々の教員は、授業評価アンケートを自己点検・評価の材料として活用し、個々の授業改善を行なっている(資料 2-9 <https://www.keiwa-c.ac.jp/department/policy/curriculum/>)。全学レベルでは、FD/カリキュラム委員会が授業評価アンケートに基づき、毎年、評価の高かった教員を選び、「教員教育奨励賞」の受賞対象者として教学マネジメント委員会に推薦している。(資料 2-7 第 2 条、2-10)

外国語としての英語の授業については、外国語カリキュラム委員会を中心として、常に見直しが行われ、2019 年度、英語学習の質保証をするための大幅な見直しを行なっているところである。

上記すべての取り組みをまとめ、審議し、調整しているのが内部質保証の中心的役割を担う教学マネジメント委員会である。あらゆる点検・評価の結果や、改善・見直しの計画、

実施の進捗状況などは、教学マネジメント委員会にて集約され、審議され、学長が教授会に報告する。教学マネジメント委員会は、本学のミッションやビジョン、及び全学的に策定された三方針との関連性から各学科や各授業での取り組みの質保証をする全学的役割を担っている。

本学の教育の質保証については、教学マネジメント委員会、自己点検・評価委員会、FD/カリキュラム委員会、教務委員会、学科長がそれぞれの部署において中心的役割を担いながら、教授会や各学科などと連携して進めている。

2014年度に大学基準協会による認証評価を受けた際に、教育内容・方法・成果、学生の受け入れ、教育研究等環境、管理運営・財務、内部質保証の5つの項目において努力課題が付され、また、学生の受け入れの項目において、改善勧告が付された。努力課題については、全学で改善に努め、2018年度に「改善報告書」を同協会に報告した。当該報告書の検討結果では、改善勧告及び努力課題について、改善をさらに図ることが求められている（資料 2-11）。これを受けて、さらなる改善に努めた。

改善勧告として指摘された学生の受け入れに関して、人文学部及び同英語文化コミュニケーション学科で過去5年間の入学定員に対する入学者比率の平均、収容定員に対する在籍学生数比率が、それぞれ低いために、適切な定員管理が求められた。本学は改善に努め、2019年度には収容定員に対する在籍学生の比率が0.91となった。また、共生社会学科についても、過去5年間の入学定員に対する入学者数比率の平均及び収容定員に対する在籍学生数比率が低くなっている点について新たに指摘を受けた。本学は改善に努めたものの、2019年度は、収容定員に対する共生社会学科の在籍学生の比率が0.67となっており、ここ5年間の中で最低の数値となった（大学基礎データ 表2）。

努力課題については、学科ごとの教育内容・方法などに関する基本的な考え方が示されていない点について指摘を受けたため、2018年度に学位授与方針、教育課程の編成・実施方針、学生の受け入れ方針を策定し、それを便覧や本学ホームページに掲載した（資料 1-3 pp.11--15、1-4 <https://www.keiwa-c.ac.jp/guide/policy/>）。

また、シラバスに「今年度は開講しない」と記載されている科目が多く、カリキュラムの体系性に問題があると指摘された点については、カリキュラムを体系的にするために番号を付与するとともに、2020年度に向けてFD/カリキュラム委員会を中心にカリキュラム改定に取り組んでいる。

法令や文部科学省からの通知等には対応しており、特段の指摘は受けていない。

本学では、自己点検・評価における客観性・妥当性を確保するために、外部評価の一環として、大学基準協会による認証評価と第三者評価を受けてきた。2019年度末に第三者評価を実施する運びとなっている。

各部署が第三者評価提出の点検評価報告書を作成するが、各担当者が内部質保証についても理解している必要があるため、FD/カリキュラム委員会が大学基準協会から講師を招

聘してFD研修会を主催した(資料2-12)。FD研修会の内容は、全学に共有されている。第三者評価及び認証評価を受けることで、点検評価の客観性、妥当性を確保している。

点検・評価項目④：教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。

評価の視点1：教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等の公表

評価の視点2：公表する情報の正確性、信頼性

評価の視点3：公表する情報の適切な更新

本学は、広く社会に情報発信を行い、教育研究活動をはじめとする諸活動の状況に対する適切な理解の促進と、社会に対する説明責任を果たすことに努めている。

大学ホームページ中、「情報の公開」のページで、法令に対応した教育情報、学則の公表、事業報告・決算・監査報告書、法令に対応した情報などの公表を行なっている。(資料2-13 <https://www.keiwa-c.ac.jp/guide/openinfo/>)

大学認証評価についても、同ページ上で、「大学基準協会による大学評価ならびに認証評価」として、公表を行なっている。(資料2-14 <https://www.keiwa-c.ac.jp/guide/openinfo/evaluate/>)

教育活動については、本学ホームページにてブログとして公開している。(資料2-15 [https://www.keiwa-c.ac.jp/campus\\_blog/liberal\\_arts/](https://www.keiwa-c.ac.jp/campus_blog/liberal_arts/))

地域連携や社会貢献に関する活動についても、本学ホームページでブログとして公開している。(資料2-16 [https://www.keiwa-c.ac.jp/campus\\_blog/active\\_learning/](https://www.keiwa-c.ac.jp/campus_blog/active_learning/))

教員の研究活動については、教員紹介のページで、各教員のページに研究者情報のリンクを貼っている。(資料2-17 <https://www.keiwa-c.ac.jp/department/teacher/>)

これらに加え、大学広報誌「カレッジレポート」でも情報発信を行っている。(資料2-18 <https://www.keiwa-c.ac.jp/publication/report/>)

広報入試課を中心にして、公表する情報の正確性や信頼性について点検している。また、外部からの指摘があれば、担当部署が迅速に対応している。

これらの情報は毎年度更新し、常に最新情報をホームページで公表している。ブログについては、頻繁な更新を行なっている。

その他、大学ポータル(私学版)においても公表している(資料2-19 <https://up-j.shigaku.go.jp/school/category01/00000000370301000.html>)。

点検・評価項目⑤：内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1：全学的な PDCA サイクルの適切性、有効性

評価の視点 2：適切な根拠（資料、情報）に基づく内部質保証システムの点検・評価

評価の視点 3：点検・評価結果に基づく改善・向上

本学では、教学マネジメント委員会を中心として、全学的な取り組みと各部署による取り組みを踏まえて、全体的に点検・評価内容が協議され、改善・向上につなげる PDCA サイクルを実施することとなった。PDCA サイクルを有効に活用させるために、教学マネジメント委員会では、大学自己点検・評価委員会から各部署や全学的な取り組み状況や課題などの報告を受け、協議し、2019 年度に改善・向上の指示を出す仕組みを整えた。このようにして全学的な PDCA サイクルが適切に機能するようにしている。内部質保証システムの点検・評価は、本学の内部質保証に係る諸活動の実績を踏まえて、第三者評価を受けることでも行われている。

教学マネジメント委員会の下部組織である自己点検・評価委員会は、2019 年度中に複数回の会議を実施し、各部署の活動内容、自己点検・評価報告書を確認しながら、自己点検・評価を行っている（資料 2-20）。自己評価委員会での自己点検・評価内容は、教学マネジメント委員会に報告され、同委員会にて協議されることとなっている。

教学マネジメント委員会の協議内容は、教授会にて報告され、各部署が改善・向上に努めることが求められる。「内部質保証の方針及び手続き」が作成されたのは 2019 年度であり、PDCA が想定通りに機能するかどうかは今後検証していかなければならない。

## （2）長所・特色

本学の特色は、教職員数が少ない故に、一名の教職員が複数の役職あるいは委員を担当することになるため、全体的な視点や他部署との関連性を考慮しながら、内部質保証と向上に取り組むことができる点にある。

## （3）問題点

本学ではこれまで「敬和学園大学自己点検・評価規程」があり、第三者評価や大学基準協会の認証評価を受けてきたが、恒常的に PDCA サイクルが機能しているとは言えない。計画し、実行したままで、その後の検証や将来に向けた改善・向上の取り組みがなされない活動

や事業も多かった。また、他部署の活動等に関しては、他の者が問題事項を指摘しにくい風潮がある。

各委員会や役職者の権限と責任も明確でない場合が多く、内部質保証のシステムをうまく構築することができない状態が続いていた。

2019年度には、教学マネジメント委員会とその下部組織である自己点検・評価委員会による内部質保証が組織化され、「敬和学園大学内部質保証に関する規程」（資料 2-21）と「敬和学園大学自己点検・評価委員会規程」（資料 2-3）を整備し、各々の権限と責任が明確になった。ただし、自己点検・評価委員会の業務が増大することが懸念される。今後は、それぞれの委員会や部署の権限と責任や連携のあり方を規程に盛り込むなどして、内部質保証を大学教職員それぞれが意識し、それに向けて運用するよう努力する必要がある。

#### （４）全体のまとめ

本学では、キリスト教福音主義の精神に基づく大学の理念と目的の実現に向けて、外部評価も積極的に取り入れながら、教育研究および諸活動の質の保証および向上に取り組んでいる。全学的方針および手続きを策定し、教学マネジメント委員会が内部質保証の推進において全学的な責任を負い、内部質保証を有効に機能させるための取り組みを進めている。しかし、この取り組みが成功しているとは言い難いため、内部質保証に関する方針を作成し、規程を改め、教学マネジメント委員会の権限と責任、自己点検・評価委員会の役割を明確にした。

第三者評価を受けて、本学内部質保証システムの有効性についてさらに検証を進めるとともに、システム自体の改善を図り、本学大学理念・目的の実現に向けて不断の改善を行っていく。

#### 根拠資料

##### 2-1 敬和学園大学方針

<https://www.keiwa-c.ac.jp/guide/outline/>

##### 2-2 敬和学園大学教学マネジメント委員会規程

##### 2-3 敬和学園大学自己点検・評価委員会規程

##### 2-4 2018年度教育活動・研究活動・社会貢献活動報告書、2019年度教育活動・研究活動・社会貢献活動計画書

##### 2-5 2018年度中長期計画（ロードマップ4）成果・達成度評価報告書

##### 2-6 学位授与方針、教育課程の編成・実施方針、学生の受入れ方針

<https://www.keiwa-c.ac.jp/guide/policy/>

##### 2-7 FD/カリキュラム委員会規程

- 2-8 ルーブリックに関する FD 研修会開催通知
- 2-9 授業評価アンケート  
<https://www.keiwa-c.ac.jp/department/policy/curriculum/>
- 2-10 FD/カリキュラム委員会議事録 (2019 年 2 月 21 日開催)
- 2-11 改善報告書検討結果 (敬和学園大学)
- 2-12 FD カリキュラム委員会議事録 (2019 年 5 月 29 日開催)
- 2-13 情報の公開 <https://www.keiwa-c.ac.jp/guide/openinfo/>
- 2-14 大学基準協会による大学評価ならびに認証評価  
<https://www.keiwa-c.ac.jp/guide/openinfo/evaluate/>
- 2-15 リベラルアーツブログ  
[https://www.keiwa-c.ac.jp/campus\\_blog/liberal\\_arts/](https://www.keiwa-c.ac.jp/campus_blog/liberal_arts/)
- 2-16 アクティブラーニングブログ  
[https://www.keiwa-c.ac.jp/campus\\_blog/active\\_learning/](https://www.keiwa-c.ac.jp/campus_blog/active_learning/)
- 2-17 教員紹介 <https://www.keiwa-c.ac.jp/department/teacher/>
- 2-18 カレッジレポート <https://www.keiwa-c.ac.jp/publication/report/>
- 2-19 大学ポートレート  
<https://up-j.shigaku.go.jp/school/category01/00000000370301000.html>
- 2-20 自己点検・評価委員会議事録
- 2-21 敬和学園大学内部質保証に関する規程

### 第3章 教育研究組織

#### (1) 現状説明

点検・評価項目①：大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況は適切であるか。

評価の視点1：大学の理念・目的と学部（学科または課程）構成及び研究科（研究科または専攻）構成との適合性

評価の視点2：大学の理念・目的と附置研究所、センター等の組織の適合性

評価の視点3：教育研究組織と学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等への配慮

敬和学園大学は、新潟県新発田市（人口9万8千人）と聖籠町（人口1万3千人）の境に、1991年に設立された人文学部の単科大学である。その理念として、キリスト教主義・国際主義・地域主義の三つを柱としてキリスト教リベラルアーツ教育を推し進める「ミッション・ステートメント」を掲げている。また、その目的として、地域社会との連携を深め、主として地域社会を担う人物の育成を目指した「中長期ビジョン」を学則第1条に掲げている（資料1-2）。それらを簡潔に言えば、学生一人ひとりを大切にして（キリスト教主義）、グローバルな視点で考えて（国際主義）、地域社会に貢献する（地域主義）人物の育成に力を入れている。

「リベラルアーツ」とは古代ギリシア・ローマ以来、「言葉の学」と称される「文法学」「修辞学」「論理学」の「三科」と「数学」と称される「代数学」「幾何学」「音楽（理論）」「天文学」の「四科」を合わせた「自由七科」に由来する。しかし、16世紀の科学革命による自然科学の発達、18世紀の市民社会の成立による社会科学の誕生、19世紀の産業革命と20世紀後半以降の情報革命により、リベラルアーツの意味内容は変遷してきた。現代流に言い換えれば、「言葉の学」とはデータに基づいて理論的に説明する広義の「コミュニケーション論」であり、「数学」とは「宇宙論・生命論を含めた世界観・文明論」と言えよう。

人文学部（Faculty of Humanities）は、「文法学」の上級文法の対象がギリシア語・ラテン語の哲学書・歴史書・文学書であったことから「哲・史・文」を柱にして、もっぱらリベラルアーツ教育を行ってきた。中世ヨーロッパの修道院のリベラルアーツ教育を土台とする大学は、やがて18世紀のドイツでは「哲学部」と呼ばれるリベラルアーツ教育を施す基礎学部が現れ、19世紀以後は「文理学部」を経て「人文学部」へと独立し、20世紀のアメリカでは「アーツ&サイエンス学部」と呼ばれてきた。

本学は、現代社会の要請と大学が置かれた地域社会の必要に合わせて、1991年の開学時には人文学部に国際文化学科（入学定員100人）と英語英米文学科（入学定員100人）を開設した。しかし、2000年度から始まった定員割れに対応して、2004年度から学部の入学定

員は変えず、新たに共生社会学科（入学定員 40 人）を加え三学科に改組転換した。同時に英語英米文学科のカリキュラム改革を行い、英語文化コミュニケーション学科（入学定員 80 人）に名称変更し、国際文化学科の入学定員を 80 人に削減した。そもそも共生社会学科は社会科学に属し、それに対して国際文化学科と英語文化コミュニケーション学科は人文学に属するが、本学のリベラルアーツ教育の観点から、両者の垣根を越えた横断的な思考と実践力の養成を意図して、共生社会学科を人文学部に設置した。さらに、2015 年度から英語文化コミュニケーション学科の入学定員を 60 人に削減した。

2000 年度からコース制を採用し、国際文化学科では歴史探究コース、多文化理解コース、国際社会コースに 2019 年から情報メディア・コースを新たに加えた。この学科には中学社会・高校地歴公民の教職課程がある。英語文化コミュニケーション学科では、文学・文化コースと英語教育コースに従来のキャリア英語コース（2020 年度からキャリア・コミュニケーション・コースに変更予定）を設けている。この学科には中学・高校英語教職課程がある。共生社会学科では、ソーシャルワーク・コース、ライフデザイン・コース（2019 年度にソーシャルビジネス・コースに名称変更した）が設けられている。この学科には社会福祉士養成課程がある。以上のように、学問の動向や社会の地域社会の要請に応じて、改善や改革を繰り返してきた。

リベラルアーツの共同研究を促すために、2000 年に人文社会科学研究所を開設した（資料 3-1）。人文社会科学研究所では地域貢献に資する共同研究に対して補助金を助成するなどして、地域研究を促進している。2008 年にはその下部組織として新発田市内の商店街の空き店舗を改装して、「新発田学研究センター」（「地域連携センター」と改称）と学生が運営する「まちカフェ・りんく」を開設した（資料 3-2、3-3）。その後、学生たちが街中に出て行く様々なアクティブ・ラーニングのプロジェクトが立ち上がった。2016 年度には新発田駅前再開発の産官学事業として、新しいコンセプトの市立中央図書館「イクネスしばた」とリンクした本学の学生寮が開設された（資料 3-4）。これらの組織は地域からの要請に応じて設置したものであり、「持続可能な社会の担い手を育成する」という中長期ビジョンの実現にふさわしい組織である。ただし、年度を追うごとに地域連携を担う組織が細分化しており、将来的にはそれらを地域連携センターに統合する方向で検討している。

1991 年の開学以来、建学の精神に謳う「人に仕える」という奉仕の精神を養成するためにボランティアは必修であったが、1998 年に学内にボランティア・センターを開所し（資料 3-5 <https://www.keiwa-c.ac.jp/regional/volunteer/>）、2000 年度から従来のボランティアに替えて「ボランティア論」という必修科目を開設した。

1998 年に国際交流室を開設し、国際交流員会と連携して留学生の学習支援や生活に関する支援や海外留学の支援と、日本語教師になる希望をもち本学の「日本語教育ディプロマ」取得を目指す学生への助言や指導・管理を行っている。

2015 年には、何らかの配慮を要し学習に困難をかかえている学生を対象にした学生支援センターを開設し、従来の医務室とカウンセリング・ルームを傘下に置いて、互いに連携して多面的な支援を学生に対して行っている。

**点検・評価項目②：教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。**

**評価の視点 1：適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価**

**評価の視点 2：点検・評価結果に基づく改善・向上**

各学科、人文社会科学研究所、地域連携センター、ボランティア・センター、学生寮、学生支援センターに関しては、それぞれの部署毎に毎年「ロードマップ（中長期計画）達成度評価」で定期的に点検・評価をし、改革・改善をして、達成度を上げることに努めている（資料 2-5）。

## （2）長所・特色

1998 年にボランティアセンターを開所し、被災地支援などに積極的に学生を派遣している。2015 年に新潟県内の他大学に先がけて配慮の必要な学生に対する支援を行うために学生支援センターを開所した。当センターは教職員への情報提供等により理解促進を促し、環境改善を行っている。

## （3）問題点

地域連携に関する部署が枝分かれしていて統合されていないことが問題点としてあげられる。

多様な学生を受け入れてきて、その対応に追われてきた。とりわけ学生支援センターと学生寮は、まだ試行錯誤しながら運営している。発足当時よりは格段に進歩してかなり安定してきたが、今後もその運営を注視していく必要がある。

学生寮やまちカフェを初めとして運営に膨大な経費が掛かっているが、費用対効果を念頭に入れて、数年前からデータに基づいて大幅に経営改善を図っている。さらに意識改革を促しながら、黒字化までの経営的努力が必要である。

## （4）全体のまとめ

本学の教育は、人権・平和・共生にアクセントを置いたキリスト教主義、グローバルな視点を養う国際主義、地域社会に貢献する地域主義の三つを柱にしたリベラルアーツ教育を

展開している。現在力を入れているのは、学生を地域社会の担い手に育成する地域循環型教育である。また、それに見合う教育研究組織を整えていくことに配慮してきた。教職員も地域社会とさまざまな役職や関係をもち、まさに地方の地域社会における「知の拠点」すなわち基幹病院と同じような「社会的共通資本」(宇沢弘)となることを心がけている。

#### 根拠資料

- 3-1 敬和学園大学人文社会科学研究所規程
- 3-2 敬和学園大学地域連携センター委員会規程
- 3-3 「まちカフェ・りんく」チラシ
- 3-4 2020年度 敬和学園大学学生寮入寮生募集要項
- 3-5 ボランティア・センター <https://www.keiwa-c.ac.jp/regional/volunteer/>

## 第4章 教育課程・学習成果

### (1) 現状説明

点検・評価項目①：授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。

評価の視点1：課程修了にあたって、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果を明示した学位授与方針の適切な設定及び公表

2018年度にこれまで策定されていた大学及び学科の学位授与方針を改訂し、大学及び学科の教育目的、学生の受け入れ方針、教育課程の編成・実施方針と一体感のあるものへと改善した。これにより大学の建学の精神、教育理念・目的の実現に向けた学びの体系が具体化された。

学位授与方針は、「基礎知識」、「専門知識、論理的思考、批判的思考」、「コミュニケーション能力」、「社会との関係」に分けて策定されており、これらを総合的に修得することで、自立した個人として社会に貢献できる学生を育成することを企図している。たとえば、「コミュニケーション能力」では、大学の学位授与方針が、「対話とコミュニケーションを重んじ、隣人に仕えることができる」であるのに対し、国際文化学科では、「他者の考えを適切に理解し、自らの意見を論理的に述べ、建設的な議論を行うことができるコミュニケーション能力を身につけている」、英語文化コミュニケーション学科では、「人権を尊重し、多様な文化に対する複眼的な視野をもち、日本語および英語によるコミュニケーション能力を身につけている」、共生社会学科では、「福祉マインド、ソーシャルワークのスキルを身につけ、共感的理解を持ったコミュニケーション能力を身につけている」としている。このようにそれぞれの学科の専門性に基づきつつ、大学の方針とも連関するようになっている。隣人と共に生きるためのコミュニケーション能力を体得することを求めている。

これらの学位授与方針は『学生便覧』及び大学ホームページで公表している。（資料1-3 pp.11-12、資料1-4 <https://www.keiwa-c.ac.jp/guide/policy/>）

点検・評価項目②：授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。

評価の視点1：下記内容を備えた教育課程の編成・実施方針の設定及び公表

- ・教育課程の体系、教育内容
- ・教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等

## 評価の視点2：教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との適切な連関性

学位授与方針を実現するために、本学では教育課程の編成・実施方針を定めている。前回（2014年）の認証評価で学科ごとの教育課程の編成・実施方針を策定するようとの指摘を受け、2018年度に学位授与方針に合わせて大学の教育課程の編成・実施方針を改訂し、学科ごとの教育課程の編成・実施方針を策定した。学位授与方針と連関性をもつように、教育課程の編成・実施方針も「基礎知識」「専門知識、論理的思考力、批判的思考」「コミュニケーション能力」「社会との関係」との4つの柱に基づいて設定してある。たとえば、上記学位授与方針の「コミュニケーション能力」を養成するために、大学の教育課程の編成・実施方針では、「日本語と外国語を用いて、人とのコミュニケーションを豊かにする能力、さらに、情報リテラシーを身につけて、社会と対話する情報の受発信を行う能力を養う」と大枠を定めている。国際文化学科では、「1年次の入門演習、2年次から4年次までの専門演習科目を中心にレポート作成、プレゼンテーションとディスカッション、ディベートの習熟度を高め、コミュニケーション能力の育成を図る。また、情報メディアに関する教育を通して、社会に対する情報発信力を高める」としている。英語文化コミュニケーション学科では、「日本を含めた多様な文化や社会を理解し、人間と言語に対する知識を深める。アクティブ・ラーニングやピアラーニングにより、他者と協働する機会を設ける」としている。共生社会学科では、「演習などで「自己理解・他者理解」「コミュニケーション技法」などを学ぶ中で、福祉マインドを身につけ、共感的理解を持ったコミュニケーション能力を身につける」である（資料1-3 pp. 12-14）。

大学全体の教育課程の編成・実施方針のもとに「共通基礎科目」、「共通専門科目」は位置付けられ、「学科専門科目」は各学科の教育課程の編成・実施方針に基づいている。若干ではあるが初年次にも学科専門科目が開講されており、学科ごとの教育課程の編成・実施方針に基づき、初年次の導入科目から専門科目へのスムーズな移行を図っている。最終的には、専門的な知識や思考法を獲得し、専門分野の学びを発信したり、伝達したりするために必要なコミュニケーション能力を備え、地域社会や海外で貢献することで、大学の教育理念・目的及び学科の教育目的、学位授与方針を実現しようとするものである。

本学の教育課程は主に、(1) 共通基礎科目、(2) 共通専門科目、(3) 学科専門科目に分かれ、(3) 学科専門科目は、学科内のコース毎に編成されている。さらに、英語文化コミュニケーション学科、国際文化学科には教職課程が、共生社会学科には社会福祉士養成課程が設置されている（資料1-2 第20条、21条、別表第1、第29条、第30条）。共通基礎科目は、A群「宗教と思想」、B群「人間行動と歴史」、C群「人間と社会」、D群「情報とコンピュータ・サイエンス」、E群「言語とコミュニケーション」、F群「スポーツと健康」、G群「思考と実践」、H群「他大学における履修」に分かれている。本学では、リベラルアーツ教育を通して、広い見識と豊かな教養を養い、ICTスキルや語学力を向上させ、健康を増進すると

ともに、社会で他者と協働し、隣人に仕えることができる人を育てることを目指している。それはキリスト教を土台とした教育である。したがって「キリスト教学」等のキリスト教関係の科目も多いが、「キリスト教学」と関連付けられた「チャペル・アッセンブリ・アワー」においては、聖書に基づいた説教や実社会で活躍する講師を招いて講話していただいている（資料 1-3 pp. 28-45）。

授業形態は共通基礎科目、共通専門科目、学科専門科目とも、講義、演習、実習などに分かれる。演習や外国語科目では、できるだけ少人数クラスとし、学生が発言や質問をしやすく、教員の目が行き届く環境を作ることで学習成果を高めるように配慮している。

これらの教育課程の編成・実施方針は、『学生便覧』とホームページ上で公表している（資料 4-1 <https://www.keiwa-c.ac.jp/guide/policy/department/>）。

**点検・評価項目③：教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。**

**評価の視点 1：各学部・研究科において適切に教育課程を編成するための措置**

- ・教育課程の編成・実施方針と教育課程の整合性
- ・教育課程の編成にあたっての順次性及び体系性への配慮
- ・単位制度の趣旨に沿った単位の設定
- ・個々の授業科目の内容及び方法
- ・授業科目の位置づけ（必修、選択等）
- ・各学位課程にふさわしい教育内容の設定  
（〈学士課程〉初年次教育、高大接続への配慮、教養教育と専門教育の適切な配置等  
〈修士課程、博士課程〉コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせた教育への配慮等  
〈専門職学位課程〉理論教育と実務教育の適切な配置等）

**評価の視点 2：学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施**

本学の教育課程は、大学の教育課程の編成・実施方針に基づいた全学共通の共通基礎科目、共通専門科目と各学科の教育課程の編成・実施方針に基づいた専門科目及び自由科目で構成される。自由科目には、他学科の専門科目や海外留学、エクステンション科目及び他大学との単位互換科目が含まれる。卒業要件単位は 124 単位であり、共通基礎科目、共通専門科目、学科専門科目、自由科目については、学科によって若干の違いはあるが、卒業に必要な最低修得単位数を定めている。これらの単位数は、教養教育と専門教育のバランス、および

専門性の修得という観点から定められている（資料 1-3 p. 46）。またカリキュラムの説明と授業科目一覧では、共通基礎科目、共通専門科目、学科専門科目、教職課程、社会福祉士養成課程、エクステンション科目の別を記すほか、ナンバリング、開講年次、単位数、必修・選択の別、読替科目、備考として必修の単位数などが記載されている（資料 1-3 pp. 26-45）。

共通基礎科目は A 群から H 群まであり、それぞれ「思想と実践」、「人間行動と歴史」など、分野によって区分している。共通専門科目は HD 群から HH 群まであり、共通基礎科目の上位にある科目であることが分かるように、同じアルファベットを使って、その順次性を示している（たとえば、共通基礎科目の G 群「思考と実践」と共通専門科目 HG 群は関連している）。また授業科目一覧で開講年次を示すほか、段階履修を求める外国語科目については、履修登録に関する注意事項として学生に周知している（資料 4-2）。

学科専門科目は、コースごとに「入門科目」「基幹科目」「展開科目」「演習科目」に分けられ、教育課程の順次性及び体系性に配慮している。また必修科目、選択科目、選択必修科目を指定し、学位授与方針に照らして必ず学ばせたい授業科目を必修化している。なお、履修モデルは『学生便覧』に示しているものの、学びの順次性をより明確に示すために、現在使用しているナンバリングをおおまかにでも難易度が分かるように改訂し、カリキュラムマップを作成しなければならない（資料 1-3 pp. 50-51）。

2014 年度の認証評価の際に、『授業科目 SYLLABUS』においては、『今年度は開講しない』という科目が多く、カリキュラムの体系性に問題があるので、改善が望まれる」との指摘を受けた。2016 年度にカリキュラム改訂が教授会で承認され、国際文化学科のコースの整理を行った。また、地域系科目を体系化し、本格導入した。共通専門科目のジャンル分けなど、ある程度のカリキュラムの整理を行った。2019 年度、2020 年度にもカリキュラム改訂を行っており、科目新設の場合は、スクラップ&ビルドを原則として、当該科目を継続的に開講できるように配慮している。また過去 3 年間にわたって開講されていない科目は、2019 年度では 9 科目あり、これらの科目について開講するかどうか検討中である。ただ、リベラルアーツ教育がある程度幅広い分野の学びを提供することを必要とする一方で、現状では学生定員を充足していないため、教員数が抑えられている。一人の教員により隔年開講で講義科目を開講したり、半期完了型の科目を増設することで、関連分野の科目を複数開講するよう努力している。

単位の設定は後述するように、授業形態によって決めている。

高大接続、初年次教育については、早期の入試区分で入学が決まった生徒を対象に、入学前スクーリングを行って基本的なレポートの書き方を教えた上で、「敬和 100 冊の本」から読書レポートを課し、大学での学びへつなげている。入学後は、1 年次前期の基礎演習（必修）、後期の入門演習（必修）で、本学が発行している『基礎演習ハンドブック』を用いて、「人権とは何か」、「リベラルアーツとは何か」、「文章の書き方」、「情報の集め方」、「発表の仕方」、「レポートの書き方」などを具体的に教え、本学が大切にしている人権とリベラルアーツ教育についての理解を深め、大学で求められるスキルが身につくよう授業計画を

立てている（資料 1-7）。1年次の「基礎演習」、「入門演習」、並びに2年次から3年次までの専門の演習1, 2, 3, 4が必修となっており、少人数制できめの細かい指導が受けられるように設計されている。

学生の社会的自立及び職業的自立を図るために必要な能力を育成するために、就職委員会が主導する「キャリア開発入門」、「キャリア開発」、「SPI 対策」、「ビジネスマナー講座」を開講するほか、地域自治体の首長や企業経営者、行政職員が講師を務める「地域学入門」、「地域学」、「私たちの暮らしと行政」で社会や地域についての学習機会を提供している。また情報時代を生きる若者にとって必要なコンピュータリテラシーやコンピュータスキルを学ぶ科目も共通基礎科目や共通専門科目に設置されている。

このほか本学で力を入れているフィールド型アクティブ・ラーニング（一般に言うサービスラーニング）では、学生が社会に出て協働して学ぶ機会が多数設けられており、学生の自立と協働を促している。これらの活動は「アクティブ・ラーニング演習」「アクティブ・ラーニング実習」として単位認定される。

最後に、副専攻的な位置づけであるディプロマ・プログラムについて記す。本学は人文学部だけの単科大学であるため、学びの幅は限られている。そこでリベラルアーツの特性を生かし、学科の特定の学びに集中したり、学科横断的に単位を履修して、特定の学びを深める7つのディプロマ・プログラム（選択制）を設けている。例えば、「英語イマージョンプログラム」や「児童英語教育ディプロマ」は、英語文化コミュニケーション学科の特定のスキルやテーマに集中して学ぶものである。「グローバル市民プログラム」や「地域経営プログラム」「情報メディアプログラム」「日本語教育ディプロマ」「キリスト教教育プログラム」は、複数の学科の授業科目の履修を勧めている。このように、各学科の専門性に加え、ディプロマ（修了証）取得を目指すことで、学生ははっきりとした方向性をもった学びが選択できる仕組みとなっている（資料 1-3 pp. 97-117）。

点検・評価項目④：学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。

<p>評価の視点1：各学部・研究科において授業内外の学生の学習を活性化し効果的に教育を行うための措置</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・各学位課程の特性に応じた単位の実質化を図るための措置（1年間又は学期ごとの履修登録単位数の上限設定等）</li></ul>
---

・シラバスの内容（授業の目的、到達目標、学習成果の指標、授業内容及び方法、授業計画、授業準備のための指示、成績評価方法及び基準等の明示）及び実施（授業内容とシラバスとの整合性の確保等）

・学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法

<学士課程>

・授業形態に配慮した1授業あたりの学生数

・適切な履修指導の実施

<修士課程、博士課程>

・研究指導計画（研究指導の内容及び方法、年間スケジュール）の明示とそれに基づく研究指導の実施

<専門職学位課程>

・実務的能力の向上を目指した教育方法と学習指導の実施

本学では教育目標の達成のために、講義、演習、少人数による外国語科目、コンピュータ実習室を使った情報系の授業、スポーツ実習・教育実習・相談援助実習などの実習系科目など、さまざまな授業形態の科目を提供している。

1年間の授業期間は、前期と後期に分かれ、各学期90分授業を（試験期間を除く）15回確保している。休講の場合は、補講を行って規定の回数を維持している。

単位については、実習系の科目は週に90分1回、15週で1単位とし（ボランティア・インターンシップ・フィールドワークでは、45時間で1単位）、それ以外の科目は2単位としている。どの場合も、授業へ出席の上で試験やレポート等の評価により単位を授与している。評価方法はシラバスに記載している（資料1-2 第22条、第23条）。

授業形態ごとの履修者数については、演習は担当者によってばらつきはあるが、数人から十数人の間で、外国語科目も、「聴く・話す」のネイティブ教員による授業は18人を、同じ外国語科目でも「読む・書く」は24人をそれぞれ上限としている。（ただし2019年度は定員をかなり超える入学者があり、上限を超えてしまっているクラスもある。）必修科目の「コンピュータリテラシー」（2018年度までは「情報処理論1」）はコンピュータ実習室の収容力に従い、45人を超えることはない。「スポーツ実習1、2」も必修科目だが、1クラスの履修者数は40人程度である。一方、講義科目では人数制限は行われていない。20数人から100人を超える授業までまちまちである。授業形態ごとに履修人数には違いがあるものの、本学ではできるだけ少人数制をとっており、教員と学生の距離が近い学びやすい環境を整備することで学習成果を高める努力をしている（資料 4-3）。

シラバスでは、「講義の到達目標およびテーマ」「講義の概要」「講義計画」「ディプロマポリシーと当該科目の関連」「教科書」「参考書」「成績評価の方法および課題（試験やレポート等）に対するフィードバックの方法」「事前事後学習（予習・復習等）の具体的な内容」を記載している（資料4-4）。各学期末の学生による授業評価アンケートで

は、「この授業はシラバスの内容を踏まえたものとなっていましたか」との設問を設けている（資料4-5 <https://www.keiwa-c.ac.jp/department/policy/curriculum/>）。シラバスは第三者チェックを行い、必要があれば修正を求める。前回の認証評価ではシラバスの内容の精粗があるとの指摘を受けたため、科目を受け持つ全教員に対してシラバス作成基準を周知し、第三者チェックを徹底しているため、改善報告書で報告した通り以前よりは全体的に精度が上がっている（資料4-4、2-11 p.4）。

学生の主体的参加を促す授業方法を行っているのは、授業時間内に積極的に意見交換をし、レジュメを使って口頭発表の機会がある演習や、ペアワークやグループワークを多用してピアラーニングを推進する外国語科目、あるいは実習系の科目である。しかし、講義においても、学生にコメント・ペーパーを書かせ、翌週に学生の質問に答え、独創的な意見を紹介するなどして、一方向的授業にならないようにしている。

学生の履修指導には時間をかけている。新年度初めに教務ガイダンスを実施し、履修登録に関する注意点、時間割を組む手順を説明している。大学に進学して初めて自分の時間割を組む1年次生については、1年次生全員に対して実施される教務ガイダンスの後に、特別に基礎演習ガイダンスを行っている。基礎演習ガイダンスでは、基礎演習担当教員が、履修時間表の作成について個別に指導を行っている（資料4-6）。

その後、1年次生も含め、全学生が「履修相談日」（4月と9月の2回実施）に当該学期の時間割表を作成し、アドバイザーの確認と指導を受ける。時間割に従い、初回の各授業で履修願いを提出した後、学生はweb上で指定された期日までに登録を行う。各学生が登録した授業については、教職員がweb上で確認できるようになっている。

アドバイザーはこうした履修指導だけでなく、その後、学生が勉学に励んでいるかどうかも確認している。出席状況については、個々の授業担当教員より、受講学生が授業を3回欠席した時点で教務係に連絡してもらい、さらに教務係からアドバイザーに連絡するようにしている。アドバイザーは欠席を重ねるアドバイザーと面談し、状況を確認して授業に出席するよう指導している。支援が必要な場合は、アドバイザーは保護者と面談し、学生支援センターや大学のカウンセラーと連携をとって、対応している。出欠調査による面談結果については、情報共有に際しては了解をとり守秘義務に配慮してweb上の学生カルテに記入する。そのほか、毎週1回、オフィス・アワーが設けられており、学生は勉学や大学生活全般についてアドバイザーに自由に相談に来ることができる。

時間割の作成にあたっては、必修科目の履修登録のほか、学期ごとの履修単位登録数の目安と上限にも注意しなければならない。本学はCAP制を採用しており、各学期に登録できる履修単位数は24単位までとなっている。しかし、GPA制度により、GPAが3.0以上のハイ・グレードの学生は、次学期の履修登録単位数を27単位まで増やすことができる一方、2期連続してGPAが1.0未満のロー・グレードの場合は、次学期の履修登録単位数の上限を直前の学期の登録単位数の3分の2に制限される。また、教職課程科目（一部を除く）、社会福祉士養成課程科目、他大学との単位互換科目、海外留学、ボランティア、インター

ンシップ、チャペル・アッセンブリ・アワー、キャリア開発、エクステンション科目は原則として履修登録単位数の上限に含めない（資料1-3 pp. 83, 94-95）。

点検・評価項目⑤：成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。

**評価の視点1：成績評価及び単位認定を適切に行うための措置**

- ・ 単位制度の趣旨に基づく単位認定
- ・ 既修得単位の適切な認定
- ・ 成績評価の客観性、厳格性を担保するための措置
- ・ 卒業・修了要件の明示

**評価の視点2：学位授与を適切に行うための措置**

- ・ 学位論文審査がある場合、学位論文審査基準の明示
- ・ 学位審査及び修了認定の客観性及び厳格性を確保するための措置
- ・ 学位授与に係る責任体制及び手続の明示
- ・ 適切な学位授与

単位を取得するには、履修登録した授業科目（2単位の場合、各学期90分授業15回分）に授業回数の70%以上出席し、期末試験を受験し、レポート、その他、課題や授業中に実施される小テストやミニ・レポート等を提出し、その成績に基づき、合格した者に所定の単位が与えられる。シラバスには「成績評価の方法」の項目があり、科目ごと成績評価の方法が明記されている。成績評価の客観性及び厳格性を保つために、明確な評価基準も『学生便覧』に表記されている（資料1-3 pp. 94-95）。

成績評価の方法についてはあらかじめシラバスに記載される。ほとんどの教員が複数の指標をあげており、前回改善を求められた出席が成績の大部分を占めるように見えた科目については改善を求めた（資料2-11 p. 4）。教員には成績処理の依頼を出す際に、「成績分布状況表（授業形態別）」を手交して、成績評価のバランスについても意識してもらうよう図っている（資料 4-7）。成績表には履修登録科目、担当者、履修年度と学期、評価点が記載されている。単位不認定科目も在籍中は表記されている。稀に、成績評価に納得がいかない学生から教務課に申し出があると、教務課から担当教員に問い合わせ、学生に説明を伝えている。また、成績評価に著しい偏り等が見られると判断される場合は、教務委員会で検討した上で、教務部長が授業担当者に面談して事情を尋ね、必要に応じて改善を求めることもある。成績評価の客観性を担保するための方策として、2018年度には1年次開講の「入門演習」のいくつかのクラスでルーブリックの試用を行い、2019年度にはすべての「入門演習」担当教員に成績評価の一部にルーブリックを使用するよう求めている。

る。

卒業要件は『学生便覧』（資料1-3 pp. 46-49）に明記しており、各学期初めのアドバイザーによる履修指導の際に、卒業要件単位の取得状況についてアドバイザーはアドバイザーと確認している。卒年次には、履修登録ミスを防ぐために、教務課教務係でもあわせて念入りなチェックを行っている。卒業判定は、教務委員会が認定した資料をもとに、教務部長が卒業判定教授会で一人ひとりについて報告し、承認を得ている。本学では過去に卒業論文を必修としていたが、現在では卒業論文は卒業要件から外れている。また基準に則り再試験受験可能者には再試験の機会を与え、再試験受験者の卒業判定教授会を開き、判定を行っている。

他大学、短期大学あるいは専門学校からの編入生または入学生の既修得単位の認定については、入学時に入学希望学科の教務委員が転出あるいは卒業した学校の成績表とシラバスに基づき、既修得単位の認定案を作成する。それを、教務委員会で検討した上で、教授会で単位認定の承認を得ている。学位授与については、教務委員会が中心となり教授会での承認を得て公平性・透明性をもって行っている。

**点検・評価項目⑥：学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。**

**評価の視点1：各学位課程の分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標の適切な設定**

**評価の視点2：学習成果を把握及び評価するための方法の開発**

《学習成果の測定方法例》

- ・ アセスメント・テスト
- ・ ルーブリックを活用した測定
- ・ 学習成果の測定を目的とした学生調査
- ・ 卒業生、就職先への意見聴取

個々の授業に関する評価に関しては、すでに点検・評価項目⑤で述べているので参照されたい。大学における学習成果を測るには、大学で学習を始める以前の知識、技能等を把握しておく必要がある。そこで本学では、入学時に以下の数種類のテストを用いて測定を行っている。

具体的には、①数学基礎能力テスト（大学独自で作成のもの）、②英語プレイスメントテスト（民間のものとは大学独自のもの併用）、③日本語基礎能力テスト（民間のもの）の3種類を実施しており、②については、英語の習熟度別クラス編成に活用している。③の日本語のテストを用いているのは、日本語を母語とする学生の場合、母語としての日

本語の能力が、大学でのさまざまな学びとその結果に密接に関係していると考えられるからである。①については、結果に基づき、一定の点数以下の学生については、数学基礎講座の受講をアドバイザーより強く働きかけている。さらに、②については、2年修了時、③については3年次開始時にも実施して、入学後の学びと成長を検証するとともに学生の就職活動開始時期のアドバイザーによる面談の際の材料としている。しかし、これらの分析結果は全学で共有されていない。

本学では、包括的な成績指標としてGPAを算出している。GPAは奨学金の給与・貸与の要件の一つとしても用いられるが、そのみならず、GPAが低い学生には常に注意を払い、アドバイザーを中心に、必要に応じて教務課学生係、同教務係、学生支援センターが連携して支援的な指導にあたっている。これが退学者の予防にもつながるものと考えている。その他、卒業時には全員を対象にアンケートを行い、その中で、本学での4年間の学びの成果について尋ねている（資料4-8）。

2018年度にアセスメント・ポリシー（学習成果の評価の方針）を策定した（資料4-9 <https://www.keiwa-c.ac.jp/guide/policy/assessment/>）。授業の担当教員による成績評価以外の学習成果の測定については近年さまざまな測定方法を導入したばかりで、分析するに至っていない。上述したように英語と日本語についてはアセスメント・テストを実施しているが、実施数が低く、テスト結果の分析を行っていない。

ループリックについては、2018年度後期開講の「入門演習」の一部の授業で試験的活用が始まったところである。2019年度後期には「入門演習」全体で、再度試験的に採用することになった。卒業年次の学生を対象とした学生調査や卒業後10年が経過した卒業生へのアンケートを実施しているが、回収率が低く、どの測定方法も開発途上にある。しかし毎年秋に開催している企業との就職懇談会において、企業へのアンケートを実施し、求める人物像や、本学の教育や学生への期待、本学卒業生の仕事ぶり、大学で学んでおいて欲しいことなどを回答してもらっている（資料4-10）。

**点検・評価項目⑦：教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。**

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価

・学習成果の測定結果の適切な活用

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

本学では年度末に各種委員会及び学科が「ロードマップ(中長期計画) 達成度評価報告書」を点検・評価し、教学マネジメント委員会に報告することになっている。教育課程についてはFD/カリキュラム委員会と教務委員会が点検・評価している。また原則として4年に一度、専門科目については各学科が、外国語科目については外国語カリキュラム委員会が、キャリア支援については就職委員会が改訂案をFD/カリキュラム委員会に提出し、カリキュラム改訂を行っている。FD/カリキュラム委員会は当該部署と意見交換をしながら教育課程の見直しを行い、教育課程を点検し、改善している(資料 2-5)。

今後アセスメント・ポリシーに基づいた学習成果の点検・評価と、ループリックやポートフォリオの指標の検討を進め、PDCA サイクルを動かしていかなければならない。

## (2) 長所・特色

教室内でも学外でもアクティブ・ラーニングを広く取り入れ、リベラルアーツ教育と補完しながら、学生に多様な学びの機会を提供している。特にアクティブ・ラーニング演習では、専門の教員の指導のもとに、学内での学びを基礎に地域の課題解決や地域理解に資する授業を街中で展開しており、地域主義を掲げる本学の教育目的に適っている。

初年次教育では、新生がスムーズに大学生活に移行できるようアドバイザーを中心とした体制が整えられている。『基礎演習ハンドブック』により、本学のリベラルアーツ教育や人権について学び、大学で学ぶためのスキルを1年次に学べる仕組みが確立されており、どの学科に属していても必要な初年次教育を受けられる。卒業時のアンケートでは、本学で学んだこととして「人権」を上げる学生が最も多い(資料 4-8)。

## (3) 問題点

前回(2014年)の認証評価で改善事項として指摘のあった「今年度は開講しない」とある科目をできるだけ減らす努力をしているが、教員数が減少しているためすべての科目を毎年開講することは困難な状況にある。科目数を整備する必要性についての理解も全学的に得られているとは言い難い。

アセスメント・テストをはじめとした学習成果の測定に一部着手はしたものの、大学全体として整備されておらず、点検・評価ができていない状態である。教務課は年間を通して忙しく、持続可能な測定・評価・改善への流れを作るのが課題である。

## (4) 全体のまとめ

授与する学位ごとに学位授与方針、教育課程の編成・実施方針を定め、公表している。教育課程の編成・実施方針に基づき、授業科目を体系的に編成しているが、順次性を分かりやすく示すためのナンバリングの改訂及びカリキュラムマップの作成が急がれる。学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うために基準を設け、アクティブ・ラーニングを広く取り入れている。少人数授業が多いため、学生にとっては学びやすい環境が提供されている。そ

れに加えてアドバイザー制により、大学生活に困難を覚える学生にも適切な支援をしている。成績評価、単位認定及び学位授与については、教務委員会が主導し、卒業判定に関しては教授会の承認を得ながら行っている。学習成果の測定については今後力を入れていく必要がある。教育課程は定期的に点検・評価され、実情に合わせて改善が加えられている。

## 根拠資料

- 4-1 学科教育目的と3ポリシー  
<https://www.keiwa-c.ac.jp/guide/policy/department>
- 4-2 履修に際しての注意事項（学生用）
- 4-3 「2019年度前期履修者数（授業評価用）」（履修者数5名未満の科目除く）
- 4-4 授業科目シラバス  
<https://srv.keiwa-c.ac.jp/up/faces/up/co/Com02401A.jsp>
- 4-5 授業評価アンケート  
<https://www.keiwa-c.ac.jp/department/policy/curriculum>
- 4-6 2019年度基礎演習の予定について
- 4-7 成績分布状況表（授業形態別）
- 4-8 2018年度卒業時アンケート、2018年度卒業時アンケート結果
- 4-9 アセスメント・ポリシー（学習成果の評価の方針）  
<https://www.keiwa-c.ac.jp/guide/policy/assessment>
- 4-10 企業との就職懇談会アンケート

## 第5章 学生の受け入れ

### (1) 現状説明

点検・評価項目①：学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。

評価の視点1：学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえた学生の受け入れ方針の適切な設定及び公表

評価の視点2：下記内容を踏まえた学生の受け入れ方針の設定

- ・入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像
- ・入学希望者に求める水準等の判定方法

本学は学生の受け入れ方針をアドミッション・ポリシーとして以下のように定めている。

1. グローバルな視点に立って、対話的思考、コミュニケーション、ボランティア精神を重視する、国際的教養人をめざす人。
2. 本学における学びを通じて、「人間とは何か、人生をいかに生きるか」を考える意欲を持つ人。
3. 真理と自由を探究する意欲があり、人の役に立ちたいと考えている人。

『学生募集要項』（資料 5-1）及び大学ホームページ（資料 1-4 <https://www.keiwa-c.ac.jp/guide/policy/>）や『学生便覧』（資料 1-3）のなかで、アドミッション・ポリシー、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーを記述し、周知をはかっている。アドミッション・ポリシーでは入学希望者に求められる学生像、入学までの学習歴、学力水準などについて公表しているが、大学のアドミッション・ポリシーの外に、大学ホームページの「学科の教育目的とポリシー」欄に、学科ごとに詳しく書かれている（資料 4-1 <https://www.keiwa-c.ac.jp/guide/policy/department/>）。

学生の受け入れ方針は、第4章でも触れた通り、2018年度に学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針と一体感あるものへと改善されており、整合性のあるものとなっている。例えば、大学のアドミッション・ポリシー「3. 真理と自由を探究する意欲があり、人の役に立ちたいと考えている人」は、学位授与方針「4. 高い倫理的基準を持ち、地域社会に貢献することができる」と教育課程の編成・実施方針「4. 地域や国際社会の課題について理解を深め、インターンシップ等を通して社会に貢献する力を養う（社会との関係）」に対応し、整合している。上記の大学のアドミッション・ポリシーに対応する各学科のそれは、「ことばとコミュニケーションに関心を持ち、国際的視野を広げ、世界及び地域に貢献する人間として成長したいと考える人」（英語文化コミュニケーション学科）、「貧困、戦争、人権など、国際社会の諸問題の根源を知り、現状をより良い方向に変えたいと考えている人」（国

際文化学科)、「真理と自由を探究する意欲があり、人の役に立ちたいと考えている人」(共生社会学科)となっている。これに対応する各学科の学位授与方針と教育課程の編成・実施方針は、それぞれ「社会との関係」として策定された項目であり、各学科のアドミッション・ポリシーと整合している。

入学希望者の選抜については、推薦、A0 入試、学力試験による一般入試、センター利用入試など、さまざまな入試形式によって実施される。具体的な試験形式については、学生募集要項や大学ホームページに記載し、周知をはかっている(資料 5-1、5-2 <https://www.keiwa-c.ac.jp/enter/>)。また、学生選抜の判定方法は、アドミッション・ポリシーの下、すべての試験形式で多面的・総合的に評価することを募集要項で謳っている(資料 5-1)。

**点検・評価項目②：学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。**

**評価の視点 1：学生の受け入れ方針に基づく学生募集方法及び入学者選抜制度の適切な設定**

**評価の視点 2：入試委員会等、責任所在を明確にした入学者選抜実施のための体制の適切な整備**

**評価の視点 3：公正な入学者選抜の実施**

**評価の視点 4：入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜の実施**

学生募集の方法については、大学案内や募集要項等で学生の受け入れ方針(アドミッション・ポリシー)を明記し、さまざまな活動に取り組む在学生や社会で活躍する卒業生を紹介することで、学生像を具体的に示し適切に学生募集を行っている。また、高校訪問、オープンキャンパス、進路担当の高校教員に対する進学説明会、高校生に対する進学説明会、三者訪問(在学中の学生、そのアドバイザー教員、広報入試課職員の三者による学生の出身校訪問)において、本学のリベラルアーツ教育のほか、在学生のキャンパスライフや就職等の卒業後の進路の実情を伝えている。

入学者選抜制度については、推薦入試、A0 入試、一般入試、センター利用入試の他に、資格特待生制度(英語力の高い学生を受け入れることを目的として 2010 年度入試から実施)、学業選抜特待生制度(2015 年度入試から実施、国語・英語・地理歴史(日本史または世界史)の 3 科目、2020 年度入試より地理歴史に代えて公民での受験も可能)、スポーツ推薦入試及びスポーツ特待生制度(スポーツ界を背負う人材を育てることを目的に 2009 年度入試から実施)、シニア入試制度(2008 年度入試から実施)などを整備し、さまざまなかたちで入学希望者の資質を判定している。推薦入試については、2014 年度入試から秋期(1 期)に加え、春期(2 期)にも実施している(特待生推薦も同様)。また一般入試の形式において

は、A日程、B日程、C日程すべての一般入試で試験科目を2科目型（国語・英語・地理歴史・公民の4科目から各学科が課す条件に従って2科目を選択）とし、公正かつ適切な入学選抜につとめている（資料5-3、5-4、5-5）。

入試委員会は、入学者選抜実施のための制度を設計しているが、これは教授会の承認を受けた上で実施しており、公平な選抜方式を確保するための体制を整えている（資料5-6）。具体的な入学者選抜のプロセスは以下の通りである。

a. 入試委員会が、広報入試課と連携して学生募集に必要な事項（入試形態、日程、試験科目、選抜方法など）を計画し、教授会の審議を経て実施する。

b. 入試委員長と各学科長が入試問題の作問、採点を担当する人選を複数名行い、担当者に作問と採点の任務を依頼する。作問は、入試科目ごとに複数の担当者が集められ、入試委員長が指揮する小委員会によって行われる。小委員会は、ピアレビューを繰り返し実施し入試問題に不備がないように万全を期すとともに、採点基準の確認も行っている。試験問題の印刷はすべて広報入試課が行い厳重に保管する。

c. 広報入試課で受験者からの出願書類に不備がないか確認し、応募資格などの確認を行う。面接・面談を伴う入試実施直前には、出願資料等の事前閲覧を面接・面談担当者が行う。

d. 入学試験当日は、試験本部を設置し、学長、入試委員長、広報入試課長を中心として、入試実施に携わる教職員に実施方法の最終確認や注意事項の確認を行う。面接・面談を伴う入試が実施される場合は、入試実施の内容と評価方法の確認を広報入試課と担当教員との間で行う。筆記試験を伴う入試が実施される場合は、上記の小委員会で確認された採点基準の再確認を行う。

e. 試験終了後は、試験の採点結果を試験本部で取りまとめ判定資料を作成する。入試委員長が議長を務め、学長が同席する入試委員会は、この判定資料に基づいて、前年度までの判定資料を参考にしながら受験生の合否判定を行い、その結果を教授会の協議にかけて承認を得る。

入学を希望する者への合理的な配慮については、それを求める受験生に対して「受験上の配慮申請書」を作成するように求めている（資料5-1）。この書類では、「障害等の種類および程度」、「受験の際に配慮を必要とされる事項」、「高等学校在学中に配慮されていた事項」についての記載を求めており、合理的な配慮が行えるようにしている。

**点検・評価項目③：適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。**

## 評価の視点 1：入学定員及び収容定員の適切な設定と在籍学生数の管理

### <学士課程>

- ・入学定員に対する入学者数比率
- ・編入学定員に対する編入学生数比率
- ・収容定員に対する在籍学生数比率
- ・収容定員に対する在籍学生数の過剰又は未充足に関する対応

### <修士課程、博士課程、専門職学位課程>

- ・収容定員に対する在籍学生数比率

入学定員は英語文化コミュニケーション学科 60 人、国際文化学科 80 人、共生社会学科 40 人、大学全体では 180 人である。英語文化コミュニケーション学科の定員は、2014 年度までは 80 人であったが、志願者数の推移などを勘案し、2015 年度からは 60 人とした。2019 年度の入学者数は、英語文化コミュニケーション学科 82 人、国際文化学科 95 人、共生社会学科 27 人、大学全体では 204 人である。2015 年度から 2019 年度までの入学定員に対する入学者数の比率の平均は、英語文化コミュニケーション学科 0.95、国際文化学科 1.03、共生社会学科 0.82、大学全体では 0.95 である（大学基礎データ 表 3）。

収容定員は英語文化コミュニケーション学科 240 人、国際文化学科 320 人、共生社会学科 160 人、大学全体では 720 人であり、2019 年度の在籍学生数は英語文化コミュニケーション学科 223 人、国際文化学科 336 人、共生社会学科 108 人、大学全体では 667 人である。2019 年度の収容定員に対する在籍学生数の比率は、英語文化コミュニケーション学科 0.93、国際文化学科 1.05、共生社会学科 0.68、大学全体では 0.93 である（大学基礎データ 表 3）。

定員割れが続いていた英語文化コミュニケーション学科では、既述のように、2015 年度から入学定員を 60 人として適正化を図った。また、2015 年度には受験生にわかりにくかったクラスター制度を廃止して再びコース制に戻した。2010 年度に導入した資格特待生制度は、英語に関心の高い学生を集めるのに大きな役割を果たし、これが 2019 年度の入学者大幅増加に繋がっている。これには、広報入試課事務職員だけでなく学科教員が地道に近在の高校を訪問して教育内容の良さをアピールしていることも、大いに影響していると思われる。英語力を生かしての企業への就職者や、公立中高等学校英語科教員採用試験の合格者も、コンスタントに出しており、制度の効果ははっきり表れている。

2016 年度から入学定員を充足できていない共生社会学科では、コース改革を行い、ライフデザイン・コースをソーシャルビジネス・コースへと刷新した。しかしその効果はまだ表れているとは言えない。2019 年度は、重点的に広報活動を行っている。

点検・評価項目④：学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。  
また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

入試区分ごとの定員の割り当てに関しては、受験者の動向に対応するよう、入試委員会が毎年度検証を行っている。

2015年度入試からは、英語文化コミュニケーション学科の入学定員変更に伴い、A0入試の定員を8人減らし22人とした。推薦入試については、2018年度入試から公募推薦を特待生推薦に統合した。現在の定員は54人である。いずれも実際の入学者動向に合わせた変更となっている。近年、一般入試やセンター試験利用入試のような、学力試験中心の選抜方式で受験する受験生が多くなりつつあるが、過去の経験から、A0入試や推薦入試での入学者が再び多くなる揺り戻しもあり得るので、今後も受験生の動向を注視しつつ、状況の変化に応じて適切な定員の割り当てを行っていく必要がある。こうした情報分析や高校訪問によって得られた情報に基づいて、入試委員会は年度終了後に「ロードマップ（中長期計画）達成度評価報告書」を作成し、当該年度の入試に対する反省点の整理と、次年度で実行すべき点を確認している。入試委員会は2016年度より、ロードマップの内容に基づいた次年度の入試対策方針（資料5-7）を教授会に提出し、入試委員長がその説明を行って質疑応答を受け、その適切性の点検につなげている。

学生の受け入れ状況については、2016年度入試では134人に落ち込んだが、入試対策方針が示された2017年度入試以降順調に増加した。そして、2019年度入試においては204人となり、入学定員を大きく上回る入学者を獲得することができた。受験生人口の動向を注視しながら、絶えず改善策を打ち出していく必要がある。

学生募集の具体的な広報活動は、企画広報委員会と広報入試課が点検評価を行っている。企画広報委員会は、大学案内、大学ホームページ、WEB広告など広報ツールの検討を行っている他、オープンキャンパスの参加者数の増減の確認を行い、広報活動の適切性について逐次検証を行い、広報活動の見直しを行っている。その結果は、教授会に報告され検討されている。こうした努力の積み重ねで、オープンキャンパスへの高校生の参加者総数は、2015年度が185人だったものが、2016年度は218人、2017年度は258人、2018年度は251人、2019年度は312人と増加傾向にある（資料5-8）。

定員割れが長く続いた本学では、入学定員充足を第一の目標として様々な改善策を立ててきたが、今後はアセスメント・ポリシーに基づいて、アドミッション・ポリシーと入学者の整合性についても検証し、改善していかなければならない（資料4-9 <https://www.keiwa-c.ac.jp/guide/policy/assessment/>）。

## (2) 長所・特色

### (a) 資格特待生制度

英語文化コミュニケーション学科を中心に、英語力の高い学生を受け入れた結果、こうした学生が、リーダーシップを発揮できるグループを形成し、「大学の顔」としてさまざまな活動に参加することで、大学のイメージアップに大いに繋がり、一般入試での学生増加が期待できる。近年この制度の対象となった入学者は、2015年度18人、2016年度12人、2017年度14人、2018年度22人、2019年度39人となっている。

### (b) スポーツ特待生制度

監督やコーチの努力により、強化スポーツでのスポーツ特待生制度による入学者は、2015年度1人、2016年度8人、2017年度4人、2018年度4人、2019年度6人と堅調に推移している。募集活動をさらに強化することにより、スポーツ特待生に至らない入部希望の入学生も見られ、今後の入学者増に寄与することが期待できる。

### (c) 推薦入試2期

秋期の推薦入試(1期)に加え、2014年度入試から春期の推薦入試(2期、特待生推薦も含む)も実施した。これは、年度最終期に入学先の決まっていない受験生の需要に応じることができたためか、2014年度1人、2015年度4人、2016年度4人、2017年度13人、2018年度10人、2019年度12人と、入学者数はここ3年間堅調に推移しており、定員確保に少なからず貢献している。

### (d) 広報入試課職員による高校訪問と関係教職員間での情報共有

2015年度から、広報入試課職員が本学入学に実績のある県内高校(一部県外)を中心に定期的に訪問し、各ポリシーをはじめとする本学の宣伝、進学状況などの情報交換、当該高校出身学生の近況報告などを行うことにより、地道に本学の知名度向上を図っている。また、その訪問結果を関係教職員間で共有している。当該高校出身学生の近況報告はとりわけ好評で、こうした活動は本学への進学希望者を堅実に確保することに繋がっている。

### (e) 学生支援センターと入学予定者、在学生の支援

学生生活等に困難を覚える学生に対して、2015年度に立ち上げた学生支援センターは、学習に困難を覚える学生に対しての支援はもちろんのこと、生活・学習いずれの面でも学生の相談窓口として、重要な役割を果たしている。また、センターは入学前の生徒へのアドバイスにも当たっており、入学後の不安の解消やミスマッチを防ぐ上でも多いに機能している。

## (3) 問題点

近年定員割れが続く共生社会学科は、定員回復をめざして、2019年度にライフデザイン・コースを大幅改革し、ソーシャルビジネス・コースとして再出発した。しかしながら、地域連携と結びついたアクティブ・ラーニングを積極的に取り入れるなど、ユニークなカリキュ

ラムを取り入れたにもかかわらず、その効果はまだあらわれていないと言いがたい。広報活動には大いに工夫の余地がある。共生社会学科の新コースの魅力をどう伝え、宣伝していくかは、全学的に安定した入学者数、在学生数を確保していくためにも、大きな課題である。

#### (4) 全体のまとめ

授業や課外活動における地域との連携の緊密化、国際文化学科における情報メディア・コースの立ち上げ、それに、広報入試課職員による地道ながらも定期的な近在高校訪問といった多方面での広報活動などが功を奏し、大学に対する社会の認知度は向上しており、このことが入学者増に繋がっていると思われる。今後さらに安定した入学者数を確保するために、入試制度、入試広報のみならず、魅力ある授業に向けてのさらなる改革など、包括的に取り組んでいく必要がある。

共生社会学科の立て直しは、喫緊の課題である。入試広報活動としては、新コースであるソーシャルビジネス・コースの宣伝は言うまでもなく、近年社会福祉士国家試験にコンスタントに合格者が始めていることも、もっと積極的に受験生、高校教員にアピールしていくべきである。共生社会学科の入学者数が確保できるようになれば、大学全体の入学者数もおのずと安定してくることになるだろう。

学内では、今後は学生支援のためのユニバーサル・パスポートをさらに活用して、学生支援センターと大学各部局、さらには各教員が有機的に繋がり、学生を支援していく体制を強化したい。このように大学が一人一人を大切にする姿勢を、具体的な形で対外的にもアピールしていけば、これもまた、本学に魅力を感じる受験生の増加に繋がるものと考えられる。

#### 根拠資料

- 5-1 2019年度学生募集要項
- 5-2 入学試験 <https://www.keiwa-c.ac.jp/enter/>
- 5-3 敬和学園大学資格特待生規程
- 5-4 敬和学園大学学業選抜特待生規程
- 5-5 敬和学園大学スポーツ推薦特待生規程
- 5-6 敬和学園大学入試委員会規程
- 5-7 2019年度入試対策
- 5-8 オープンキャンパス参加者数 (2015-2019年度)

## 第6章 教員・教員組織

### (1) 現状説明

点検・評価項目①：大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。

評価の視点1：大学として求める教員像の設定

・各学位課程における専門分野に関する能力、教育に対する姿勢等

評価の視点2：各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針

(各教員の役割、連携のあり方、教育研究に係る責任所在の明確化等)の適切な明示

学校法人敬和学園は、寄附行為第3条において「この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、福音主義のキリスト教精神に基づいて、敬虔な思いと真理による自由と愛とをもち、国際的現代社会に対する広い見識をもつ有為な人物を育成し、人類の福祉と文化の発展に寄与することを目的とする。」(資料1-1)と定めており、就業規則第19条では、「教職員は、キリスト教信仰に基づく学園の建学精神を尊重し、法令、寄附行為その他の学園の諸規程を遵守し、その職務に精励し、学園の発展に努力しなければならない。」(資料6-1)とある。これに基づき、2020年1月に大学として求める教員像を以下のとおり設定し、ホームページ上で公表した(資料1-8 <https://www.keiwa-c.ac.jp/guide/outline>)。

### 大学の求める教員像

キリスト教精神を礎に据えたりベラルアーツ教育を行う高等教育機関として社会からの要請に応えるために、本学の教員は、その教育目的の実現に努めるものとする。良心的人材を養成する教育者として、学生一人ひとりの存在を尊重し、誠実に全人教育に取り組む。また、真理探究に従事する研究者として、高度な専門知識を持って、持続的な研究を行いつつ、その成果を教育及び社会に還元する。そして、社会的責任を担う大学組織の一員として、大学運営に主体的に取り組む。

大学の教員組織は学則第1条に謳われる「本学は、教育基本法(昭和22年法律第25号)及び学校教育法(昭和22年法律第26号)に従い、福音主義キリスト教の精神に基づく自由かつ敬けんな学風の中で真理を探究するとともに心の教育を実践し、国際的教養豊かな良心的人材を養成することを目的とする」(資料6-2)との理念・目的に則り構成されている。しかし、より具体的に大学の教員・教員組織を可視化するためには、これらに大学の管理運営業務を加えて分かりやすくまとめる必要がある。

学位課程における専門分野に関する能力、教育に対する姿勢等については、「敬和学園大学教員選考内規」及び「敬和学園大学教員選考細則」で「建学の精神に賛同し、これに協力する者」（第2条）とした上で、教授、准教授、専任講師、助教、助手、この他専任教員に準じる特任教員、契約講師の教育研究上の能力に関する基準を設けている（資料 6-2、6-3）。教員の採用・昇格にあたってはこの基準をもとに点数化して評価している。また、採用時にはどの学科でもリベラルアーツ教育と専門に関するエッセイの執筆を求め、本学の理念にふさわしい人物を選考できるよう努力している。

教員組織の編成については、「ディプロマ・ポリシー」「カリキュラム・ポリシー」を踏まえ、教員組織の編成方針を以下のとおり設定し、ホームページ上で公表した。（資料 6-4 <https://www.keiwa-c.ac.jp/guide/outline/>）

#### 教員組織の編成方針

本学の建学の精神、教育理念・目的、及び各学科の教育目的を実現するために、「学位授与方針」、「教育課程編成・実施の方針」を踏まえて、教員組織の編成方針を以下の通り定める。

1. 文部科学省令大学設置基準を満たし、教育が適正に行われる教員数を配置する。
2. 教員の募集、採用、昇任等は、公平に行い、かつ透明性を保つ。
3. 教員の年齢構成・性別のバランス及び国際性に留意する。
4. 学問の動向、大学を取り巻く社会的要請や国際的環境に配慮する。
5. 教員の資質向上を図るために、組織的なFD活動を行う。

点検・評価項目②：教員組織の編成に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編成しているか。

評価の視点1：大学全体及び学部・研究科等ごとの専任教員数

評価の視点2：適切な教員組織編成のための措置

- ・教育上主要と認められる授業科目における専任教員（教授、准教授又は助教）の適正な配置
- ・研究科担当教員の資格の明確化と適正な配置
- ・各学位課程の目的に即した教員配置（国際性、男女比等も含む）
- ・教員の授業担当負担への適切な配慮
- ・バランスのとれた年齢構成に配慮した教員配置

評価の視点3：学士課程における教養教育の運営体制

本学の学部及び学部を構成する学科の教員組織については、大学設置基準に定められた教員数を遵守のうえ、専任教員は、英語文化コミュニケーション学科 8 名（入学定員 60 名）、国際文化学科 12 名（入学定員 80 名）、共生社会学科 7 名（入学定員 40 名）を配置し、必要な専任教員数を満たしている。また、特定の学科に所属せず人文学部所属の専任教員が 4 名おり、主にスポーツ科目と語学科目を担当している（大学基礎データ 表 1、資料 6-5）。

各学科に占める専任教員の職位の構成については、英語文化コミュニケーション学科は、教授 5 名、准教授 3 名である。国際文化学科は、教授 7 名、准教授 5 名である。共生社会学科は、教授 3 名、准教授 3 名、助教 1 名である。さらに、特定の学科に所属せず人文学部所属の専任教員 4 名の職位の構成は、特任准教授 1 名、特任講師 1 名、契約講師 2 名であり、主要な授業科目を担当する上で、大学設置基準を満たしており適正である（大学基礎データ 表 1、資料 6-5）。

専任教員の年齢、性別のバランスについては明文化した規定はないが、2019 年度では、専任教員における年齢及び性別のバランスは次のとおりである。年齢構成については、60～69 歳 22.6%、50～59 歳 38.7%、40～49 歳 32.3%、30～39 歳 6.5%である。性別のバランスについては、学部全体では、男性 67.7%、女性 32.3%である。年齢構成に占める男女比は、60～69 歳では男性 71.4%、女性 28.6%である。50～59 歳では男性 66.7%、女性 33.3%である。40～49 歳では男性 60.0%、女性 40.0%である。31～39 歳では男性 100%である。今のところ年齢・性別構成においてはおおむねバランスがとれているが、50 代が多く、前回の認証評価時よりも男性の割合が多い。今後の人事の際には考慮が必要である（大学基礎データ 表 5）。

教員配置の国際性については、外国籍の教員は 5 名で全体の 16%である。小規模大学としては国際性を確保していると言える。（資料 6-6）。

教員一人当たりの在学生数は、英語文化コミュニケーション学科は 27.9 人、国際文化学科は 28.0 人、共生社会学科は 15.5 人である。三学科を合計した教員一人当たりの学生数は、2019 年 5 月 1 日現在で、21.5 人である（大学基礎データ 表 1）。

このように、本学の教員組織の編成方針に基づき、大学全体、学部、学科で概ね適切に専任教員を配置していると言える。

主要授業科目の専任教員による担当状況については、共通基礎科目では 54%であるが、そのうちの必修科目の 97%を専任教員が担当している。共通専門科目の 44.6%、教職課程科目の 64.3%、エクステンション科目の 17.2%を専任教員が担当している。共通基礎科目及び共通専門科目では非常勤講師が担当する外国語科目が高い割合を占めている。なおエクステンション科目は自由科目に含まれる。各学科の専門科目については、英語文化コミュニケーション学科の開講科目のうち 93.9%、国際文化学科では 89.4%、共生社会学科では 87.8%が専任教員によって担当されている。全体的に見て、本学の教育目的に照らして、教育上主要と認められる授業科目は、専任教員が担当している（大学基礎データ 表 4）。

専任教員の授業担当負担については、2012 年 2 月の第 150 回大学運営委員会議（資料 6-

7) 及び第 295 回教授会（資料 6-8）で諮られ、「2013 年度時間割作成に関する基本的了解事項」（資料 6-9）において「一人の教員の担当時間は原則的に前期、後期ともにそれぞれ週 7 コマまでとする」と明文化されている。2013 年度から各学科共に各教員が一週間に担当する授業コマ数は 7 コマを上限とし、それを超えないようにしている。

学部の教養教育の運営体制については、本学では共通基礎科目という呼称で、「宗教と思想」「人間行動と歴史」「人間と社会」「情報とコンピュータ・サイエンス」「言語とコミュニケーション」「スポーツと健康」「思想と実践」に区分され、それらのもとに 1 年次配当科目と 2 年次配当科目を中心に合計 47 科目を配している（資料 1-3 pp. 28-30）。その中で、とくに本学の特徴を「思想と実践」の区分に見ることができる。本区分には、基礎演習、ボランティア論、ボランティア、地域学入門、インターンシップ、チャペル・アッセンブリ・アワー、フィールドワーク、キャリア開発入門、キャリア開発、SPI 対策、等の、実践を中心としたボランティア関連科目や実社会を体験する科目が多く、それが本学の特徴をなしている。それは、本学のディプロマ・ポリシーのひとつにある「対話とコミュニケーションを重んじ、隣人に仕えることができる。（コミュニケーション能力）」及びカリキュラム・ポリシーのひとつにある「地域や国際社会の課題について理解を深め、インターンシップ等を通して社会に貢献する力を養う。（社会との関係）」を具現化するものである。

共通基礎科目における「言語とコミュニケーション」の区分に入っている外国語科目の担当教員の大半は、その言語を母国語とするネイティブの教員が担当している。また、留学生等のために、日本語Ⅰ、日本語Ⅱ、日本語Ⅲ、日本語Ⅳの科目が開講されている。

これらのカリキュラムは、FD/カリキュラム委員会が全体を統括し、外国語カリキュラム委員会が外国語教育を、キャリア教育の部分は就職委員会が運営を担当するが、実際の授業の運営や単位認定の業務は教務委員会が担当する。

**点検・評価項目③：教員の募集、採用、昇任等を適切に行っているか。**

**評価の視点 1：教員の職位（教授、准教授、助教等）ごとの募集、採用、昇任等に関する基準及び手続の設定と規程の整備**

**評価の視点 2：規程に沿った教員の募集、採用、昇任等の実施**

本学の学部教員の各職位に関する募集、採用、昇任の基準（要求される業績、経験、能力、及び資格）については、「敬和学園大学教員選考内規」（資料 6-2）及び「敬和学園大学教員選考細則」（資料 6-3）において、それぞれ明文化されている。

教員の募集、採用に関しては、教員の補充及び拡充の必要が生じた場合、まずは、資格審査委員会を立ち上げる。資格審査委員会は、委員長（特定の人事を除いて原則として学科長）、主査、副査、委員（他学科の学科長が委員を務める）から構成される。資格審査委員会、及

び資格審査委員会によって作成された採用人事公募案（担当科目、応募資格、応募書類、締切日、採用日等のスケジュール）と学内人事スケジュールを、教学マネジメント委員会の議を経て教授会で承認する。その後、本学のホームページや JREC-IN（研究者人材データベース）等を用いて公募する。

最終候補者を決定すると、資格審査委員会は「敬和学園大学教員選考内規」及び「敬和学園大学教員選考細則」に準拠し、評価点数を記載した報告書に基づき教学マネジメント委員会及び教授会で報告し（第一読会）、必要に応じ質疑応答を行う。次回の教授会（第二読会）で投票を行い、出席者の3分の2以上の賛成で可否を決する。第二読会までの間に、投票権を持つ者は、最終候補者の業績を閲覧することができる。

昇任人事についても、募集の段階が不要な点を除けば、採用人事に準じた過程を経て行っている。

**点検・評価項目④：ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の質向上及び教員組織の改善・向上につなげているか。**

**評価の視点1：ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動の組織的な実施**

**評価の視点2：教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価とその結果の活用**

教員の資質向上および教員組織の改善・向上を図るため、FD/カリキュラム委員会が主導して、年に3回FD研修会を行っている（資料2-7）。必要に応じて、FD研修会とSD研修会を合同して、FD/SD研修会として開催している。2018年度は第1回「学生への評価方法：ルーブリックとポートフォリオ」（特任講師 大岩彩子氏、契約講師 Michael Yap 氏）、第2回「地方諸規模大学の魅力のつくり方」（新島学園大学短期大学長 岩田雅明氏）、第3回は、学生支援センターと共催で「特別な支援を必要とする学生への対応 Ver. 2018」（新潟大学教職大学院教授 長澤正樹氏）など、本学の現状に合わせて必要なテーマで研修会を開いている（資料6-10）。FD研修会を受けて、全学の必修科目である1年次の「入門演習」において、ルーブリックを試験的に導入し、2019年度は全ての入門演習で試用することになっている。FD/カリキュラム委員会は、これらのFD活動の報告書を刊行しなければならないが、刊行されていない。

各学期末に「学生による授業評価アンケート」を実施し、結果をホームページ上で公開している（資料4-5 <https://www.keiwa-c.ac.jp/department/policy/curriculum/>）。学生からのコメント（非公開）については、教員からフィードバックのコメントを記入してもらいホームページ上で公開している。ただし、アンケートへの学生回答者は70%台であるのに対し、このフィードバックをしている教員は50~70%台であり、多いとは言えない（資料6-11）。学内全体の協力を得るまでさらに努力が必要である。「授業評価アンケート」に基づ

き、「教員教育奨励賞」を創設し、FD/カリキュラム委員会が受賞者を教学マネジメント委員会に推薦して、2016 年度より優秀な教員を表彰している。しかし、表彰後の授業見学などが組織化されておらず、そこで終わってしまっているのが現状である。

『シラバス』についてはFD/カリキュラム委員が第三者チェックを行っている。前回(2014年)の認証評価での指摘を受けて、記述に精粗がないように努めているが、すべてが一定の水準を満たしているとは言い難く、今後も教員への周知と確認作業が必要である。

各年度末に教員の「教育活動・研究活動・社会貢献活動報告書」及び「教育活動・研究活動・社会貢献活動計画書」(資料 2-4)を提出することが制度化されている。しかし事務局が取りまとめたものを教学マネジメント委員会で共有されるものの、検証されることがない。この点は前回の認証評価でも指摘された事項であり、内部質保証の方針及び手続に基づき自己点検・評価委員会、人文社会科学研究所委員会が点検評価し、教学マネジメント委員会に報告することになっている。

**点検・評価項目⑤：教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。**

評価の視点 1：適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価

評価の視点 2：点検・評価結果に基づく改善・向上

教員組織の適切性についての定期的な点検・評価は行われていない。2019 年度に、教員組織の編成方針を策定したところである。今後、内実が方針に沿っているかを点検することや、「教育活動・研究活動・社会貢献活動報告書」に基づいた教員の研究・教育・社会貢献に関する業績の点検・評価を制度化する必要がある。他方で、将来を見据えた専門分野や年齢構成、男女比、国籍等を含めた教員組織を含めたグランドデザインを策定し、全学的な共通理解を持つ必要がある。

## (2) 長所・特色

教員の募集・採用・昇任については基準と評価方法が明確であり、それに基づいて実施しており適切である。

## (3) 問題点

- ・「大学として求める教員像」や「教員組織の編成に関する方針」などは設定されたばかりで、まだ評価する段階にない。
- ・「FD 活動報告書」が刊行されていない。

- ・FD 活動や教員の教育活動・研究活動・社会貢献活動等において、実施あるいは書類の提出で終わっており、全体を点検・評価する仕組みができていない。
- ・将来像を共有できるようなグランドデザインがないため、人事等においての方針が決めにくい。

#### (4) 全体のまとめ

教員・教員組織においては、方針を定め規定通りに進めているものもあるが、ようやく方針を整備したばかりのものや、点検・評価が足りない部分がある。創立 30 周年が近づいているが、建学の精神や理念・目的を確認しつつ、研修会等の実施や派遣を積極的に行い、自らを評価できる教員を増やしていくことが急務である。

#### 根拠資料

- 6-1 学校法人敬和学園教職員就業規則
- 6-2 敬和学園大学教員選考内規
- 6-3 敬和学園大学教員選考細則
- 6-4 教員組織の編成方針 <https://www.keiwa-c.ac.jp/guide/outline/>
- 6-5 敬和学園大学教員組織・専任教員数・教員一人当たりの学生数  
<https://www.keiwa-c.ac.jp/wp-content/uploads/2012/07/st2019.pdf>
- 6-6 外国人教員人数表
- 6-7 第 150 回大学運営委員会議事録
- 6-8 第 295 回教授会議事録
- 6-9 2013 年度時間割作成に関する基本的な了解事項
- 6-10 敬和学園大学 FD/SD 研修会記録
- 6-11 敬和学園大学授業評価アンケート回収・入力率

## 第7章 学生支援

### (1) 現状説明

点検・評価項目①：学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する大学としての方針を明示しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的、入学者の傾向等を踏まえた学生支援に関する大学としての方針の適切な明示

本学では、敬和学園大学方針において、学生支援の方針を以下の通り定めている（資料2-1 <https://www.keiwa-c.ac.jp/guide/outline>）。

### 学生支援に関する方針

本学の建学の精神、教育理念・目的に基づき、バランスの取れた良心的な人間の育成を目指すリベラルアーツ教育を支えるため、学生支援に関する方針を以下の通り定める。

1. キリスト教主義リベラルアーツ教育により人権を重んじ、心身ともに調和のとれた良心的な人間を育成するために適切な支援の環境を整え、学生一人ひとりのそれぞれ異なる必要にきめ細かく対応できる学生支援体制を構築する。
2. 学生の学ぶ意欲に応えるために、自主学習や共同学習、課外活動を支援し、学修環境を整備する。
3. 学生の生活全般を支援する学内の相互の連携を強め、学生の心身の健康を増進し、ハラスメントを防ぎ、安全で安心な学習環境を維持する。
4. 奨学金制度を有効に用い、経済的に安定した学修環境を保証する。
5. 早期からのキャリア意識の形成、学位授与方針に則した能力の養成、満足度の高い進路決定を目的として、キャリアサポート課、アドバイザー、学生支援センターが連携して進路支援に取り組む。

点検・評価項目②：学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。評価の視点1：学生支援体制の適切な整備

評価の視点2：学生の修学に関する適切な支援の実施

- ・学生の能力に応じた補習教育、補充教育
- ・正課外教育
- ・留学生等の多様な学生に対する修学支援
- ・障がいのある学生に対する修学支援
- ・成績不振の学生の状況把握と指導
- ・留年者及び休学者の状況把握と対応
- ・退学希望者の状況把握と対応

<ul style="list-style-type: none"> <li>・奨学金その他の経済的支援の整備</li> </ul> <p>評価の視点3：学生の生活に関する適切な支援の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学生の相談に応じる体制の整備</li> <li>・ハラスメント（アカデミック、セクシュアル、モラル等）防止のための体制の整備</li> <li>・学生の心身の健康、保健衛生及び安全への配慮</li> </ul> <p>評価の視点4：学生の進路に関する適切な支援の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学生のキャリア支援を行うための体制（キャリアセンターの設置等）の整備</li> <li>・進路選択に関わる支援やガイダンスの実施</li> </ul> <p>評価の視点5：学生の正課外活動（部活動等）を充実させるための支援の実施</p> <p>評価の視点6：その他、学生の要望に対応した学生支援の適切な実施</p>
--

大学の理念・目的を踏まえ、小規模大学・少人数教育の特徴を活かして、修学については教務委員会、生活については学生委員会、配慮を必要とする学生については学生支援センター委員会及び学生支援センター、留学生については国際交流委員会、ハラスメントについてはハラスメント相談員およびハラスメント調査委員会、学生の進路については就職委員会を中心となって、全ての教職員が連携を取りあえるような適切な学生支援体制を整備している。

各委員会の組織構成は2019年度4月現在、次のとおりである。教務委員会は、教務部長1名、委員3名、教務課と教務係3名から構成されている。委員の3名は三学科から1名ずつ選出されており、各学科に所属する学生の修学に関する情報を集め、対応がとれる体制をとっている（資料7-1）。

学生委員会は、学生部長1名、委員4名、教務課と学生係4名から構成されている。委員の内3名は三学科から1名ずつ選出され、教務委員会と同様に各学科に所属する学生の学生生活に関する情報を集めている上、残りの1名はバドミントン部とアーチェリー部の総監督を務める者であり、部活動に所属する学生の要望などが集められ、それらに応えられる体制をとっている（資料7-2）。

学生支援センター委員会は、センター長1名、宗教部長1名、学生部長1名、支援センターのキャンパス・ソーシャルワーカー、総務課職員1名、教務課と学生係4名、キャリアサポート課職員1名で構成され、配慮を必要とする学生についての対応を幅広い観点から検討できるようにしている（資料7-3）。学生支援センターは、配慮を必要とする学生からの相談等を直接受ける部門で、センター長1名、キャンパス・ソーシャルワーカー1名（常勤の精神保健福祉士）、カウンセリングルームのカウンセラー1名（非常勤の臨床心理士）、医務室職員2名（非常勤）、支援センターの相談員1名（非常勤のパートタイムの社会福祉士・精神保健福祉士・保育士）から成り、相互に連携しながら業務を行っている（資料7-4、7-5）。

国際交流委員会は、委員長 1 名、委員 3 名、学生係 2 名で構成されている。委員の内 2 名は、留学生が在籍する 2 学科（英語文化コミュニケーション学科と国際文化学科）からの選出で、残り 1 名が留学生の日本語教育に関する教員とであり、留学生の情報を多岐にわたって収集し、対応できる体制をとっている（資料 7-6）。

ハラスメント調査委員会は、副学長 1 名、3 学科長、事務局長と役職が高次の者と相談員 1 名で構成し、ハラスメント相談員 5 名に寄せられた事案を検討できる体制をとっている（資料 7-7）。

就職委員会は、委員長 1 名、委員 3 名、キャリアサポート課 3 名で構成されている。委員は 3 学科から 1 名ずつ選ばれており、各学科の学生の進路などについての情報が集められる体制をとっている（資料 7-8）。

加えて、本学は全ての専任教員が分担して全学生のさまざまな相談に応じるアドバイザー制度を設けており、学生は学生生活に関わる心配事や悩み事などをアドバイザーである教員に個別に対応してもらうことができる。アドバイザーはおおよそ 30 人の学生を担当し、他の教職員と協力しつつ、学生一人ひとりを入学から卒業に至るまで継続して指導している（資料 1-3 p180）。

本学において学生の修学に関する適切な支援は次のように実施している。

補習教育や補充教育に関する本学の取組みとしては、数的理解力の向上のための数学基礎講座（「基礎数学 1・2」）を主として 1 年生向けに開講している。入学時に大学独自の数学の試験を全員に受験させ、一定の点数以下の学生には、（必修ではないが）この授業を履修するようアドバイザーを通して強く働きかけている（資料 7-9）。他に、学業成績と英語力の基準を満たした在学生資格特待生に、各自の時間割の空き時間や学期始めの面談日を利用し、大学での学習について悩みや質問のある学生を対象に個別相談を実施させている。在学生資格特待生には英語の授業に TA としても参加し、理解が不十分と思われる学生に、各授業教室やラーニングコモンズ、売店前テラスなどで補習や学習相談業務も実施させている（資料 7-10）。

正課外教育としては、専任教員監督下での TA による「公務員・難関就職対策勉強会」がある。これは、高度な数学（数的処理など）を学びたい学生の受け皿になっており、勉強会の参加者が地元の地方自治体の公務員採用試験に合格する（2019 年度 1 名、2018 年度 1 名、2016 年度 2 名）など成果を挙げている（資料 7-11）。他に性的マイノリティの当事者にとって大学を過ごしやすい場所とすることを目指す Keiwa-sign という人権研究グループがあり、教職員と学生が参加して、定期的な学習会、調査活動、啓発活動を行なっている（資料 7-12）。

留学生に対する修学支援は、アドバイザー、日本語教育担当の教員および国際交流委員会が担当している。日本語能力が十分ではない留学生のために「日本語入門 A～H」の授業

を複数（前期6コマ、後期8コマ）開講したり、留学生と在学生の交流の場（毎年1月に行われる「餅つき大会」等）を設けたりしている（資料7-13）。本学では、大学独自の資格として日本語教育のディプロマが取得できるため、この資格の取得をめざす日本語を母語とする学生が、TA等の形で留学生のサポートも行っている（資料1-3 p.111）。

障害をもつ学生に対しては、教務委員会と学生支援センターとが中心となって、修学支援を行っている。学生支援センターは、障害を持つ学生に関して、授業担当教員への「配慮願」の作成と配布、試験特別対応（試験時間延長・別室受験）、授業教室調整・授業時の座席指定、ノートテイク等の情報保障といった対応をとる。こうした対応に合わせて、教務委員会は、障害の内容や程度に応じた授業受講時の座席の位置や試験時間の延長等、合理的配慮が適切に行われるよう配慮している（資料7-14）。

学業生活が振るわない学生（成績不振、出席状況が思わしくない等）を把握するために、本学では出席状況調査やGPA制度に基づく成績不振学生の把握を行っている。出席状況については、個々の授業担当教員より、受講学生が授業を3回欠席した時点で教務係に連絡してもらい、さらに教務係からアドバイザーに連絡するようにしている。これにより、欠席回数が多くなることが予測される学生を早期に大学全体で把握するとともに、アドバイザーから適切な指導が該当学生に対してなされるようになってきている。アドバイザーの面談・指導では事態の解消や対応が困難な場合、専任のキャンパス・ソーシャルワーカーや非常勤のカウンセラー等が個別的な専門相談に関与又は寄与できる仕組みを用意している（資料7-15）。

< カウンセリングルーム及び学生支援センター利用者数（のべ人数） > (人)

	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
カウンセリングルーム	57	56	78	123	37
学生支援センター	1,182	921	1,131	1,011	1,048

\*2019年度は12月までの記録

留年者及び休学者の状況把握については、該当学生のアドバイザーが定期的に面談を試みるようにしており、その状況についてはその学生が属している学科の学科会で情報共有が図られ、対策が講じられている。必要に応じて、アドバイザーは該当学生の保護者と相談し協力をしながら、できるだけ早い卒業または復学ができる環境づくりを行っている。

退学希望者に対しても、退学の旨の申し出はまずアドバイザーが受けることになっており、アドバイザーは退学理由の聞き出しを積極的に行っている。アドバイザーは退学理由によっては、学生と話し合いの上、学業を継続させたり、休学を勧めたりしている。学生が残念ながら退学を決断した場合、アドバイザーは、その学生から改めて退学理由の聞き出しと、退学後の進路相談などを行い、その結果を教授会に報告し、退学の承認を得てい

る（資料 1-3 p.172）。退学者の本学への再入学を促すため、入学金を徴収しないことを学則で定めている（資料 1-2 第 49 条）。なお、退学率は 2016 年度 5.4%、2017 年度 4.4%、2018 年度 5.9%となっている（大学基礎データ 表 6）。

本学は学生への主な経済支援として奨学金制度を設けており、『学生便覧』や大学ホームページで開示している（資料 1-3 pp.191-200、資料 7-16 <https://www.keiwa-c.ac.jp/campus/scholarship/>）。また、新入生に対しても入学試験の成績に応じた奨学金制度を設けている。この内学業選抜特待生の選抜試験では、2016 年度から、現在の第 2 種に該当する奨学金を 345,000 円から 470,000 円に増額し、2018 年度より 690,000 円の授業免除を受けられる第 1 種の奨学金を創設した。給付を受ける学生は年々増えており、本学の財政規模からみれば、きわめて充実した奨学金制度が実施されていると言える。また、経済的に困窮している学生への奨学金制度としては、敬和学園大学奨学金、敬和学園大学緊急援助資金、敬和学園大学外国人留学生奨学金、敬和学園大学学業支援奨学金、私費外国人留学生学費減免があり、下表のとおり、制度を運用している（資料 7-17～31）。

下表以外では、学内外の有志から募金をつのり留学生を支える「敬和学園大学留学生を支える会」による奨学金の支給制度もあり、2015 年度には 748,000 円が 29 名に、2016 年度には 690,000 円が 32 名に、2017 年度には 580,000 円が 31 名に、2018 年度には 616,000 円が 33 名に、2019 年度には 741,000 円が 38 名に支給された（資料 7-32）。また学外の奨学金として、本学を支える地域組織であるオレンジ会による、本学と協定を結ぶアメリカ合衆国のノースウェスタン大学との交流のために派遣される在校生に向けての奨学金支給もあり、これまで 8 名の在校生に支給がされている（資料 7-33、7-34）。

【学内奨学金】

(人)

奨学金名	2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度
敬和学園大学奨学金 (無利息貸与)	0	0	0	0	0
敬和学園大学緊急援助資金 (無利息貸与)	0	0	0	2	0
敬和学園大学外国人留学生奨 学金(給付)	4	5	5	5	5
敬和学園大学ケーリ・ニュー エル奨学金(給付)	1	2	2	2	2
敬和学園大学学業優秀奨学金 (給付) ※特待生は対象外	16	17	15	18	19
敬和学園大学学業支援奨学金 (給付)	0	3	2	2	2

敬和学園大学資格特待生(授業料免除)	在校生	10	14	11	11	9
	新入生	27	27	24	26	49
敬和学園大学資格取得奨励奨学金(給付)		5	6	6	4	0
敬和学園大学海外長期留学奨学金(給付)		2	2	3	0	0
敬和学園大学スポーツ奨励奨学金(給付)		0	0	0	1	1
放送大学単位互換による敬和学園大学奨学金(給付)		0	0	2	0	0
敬和学園大学大災害により被災した学生に対する特別措置(減免)		0	0	0	1	0
私費外国人留学生学費減免(減免)		44	42	39	36	41
学業選抜特待生(授業料減免)	第1種	0	0	1	1	0
	第2種	2	2	4	4	9
授業料免除特待生(授業料減免)	第1種	10	11	11	17	11
	第2種	4	5	15	16	14

#### 【学外奨学金】

(人)

奨学金名	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
日本学生支援機構奨学金(貸与)	230	208	226	244	268
日本学生支援機構奨学金(給付)				5	9
地方公共団体奨学金(貸与)	2	1	2	2	2
地方公共団体奨学金(給付)	0	0	0	1	3
私費留学生学習奨励費給付制度(給付)	1	1	1	1	1

本学において、学生の生活に関する支援は次のように行われている。

学生生活支援については、学生委員会が中心となり、他の委員会とも協力しつつ行っている。年度初めに全学生を対象に『学生便覧』とガイダンスで生活支援に関する十分な説明を行っている。新入生については、学生の家族とも連携を図るため、保護者に生活支援ガイダンスを実施している。また、1泊2日の新入生オリエンテーションにおいて、生活安全講演、

SNS 利用の注意に関する講演、レクリエーション等を行い、入学時から安定した学生生活を送れるよう指導している（資料 1-3 p183、7-35、7-36）。

アドバイザーは、オフィスアワーなどにおいて、担当学生の修学支援だけでなく生活支援にも当たっているが、学生係の職員も学生からの相談に随時応じている。さらに必要に応じて他の部署・委員会との連携を図りながら、学生生活に関してきめ細かな対応を心掛けている。また、1・2 年次の保護者に対しては年に 1 度懇談会（教務委員会担当）を行っているが、要望があれば個別の相談にも応じて、家庭における学生の生活状況の把握にも努めている（資料 1-3 p180、7-37、7-38）。

なお、学生からの学生生活に関する相談窓口としては、学生支援センター（平日の 9 時から 17 時まで）、医務室（平日の 10 時から 17 時まで）およびカウンセリングルーム（火曜日と水曜日の 14 時から 18 時まで）が設けられていて、学生は最も相談しやすい窓口を選ぶことができる。また年間 2 回の学校医による学生健康相談も実施している（資料 1-3 pp. 180-182）

留学生への対応は多岐にわたるため、複数の委員会でおこなわれている。そのうちビザや日本生活への適応サポートなどの業務は国際交流委員会が担当している。入学時は集団で行うオリエンテーションのみならず、ボランティアの学生の手も借りながら、ひとりずつ居室準備や公的機関への届け出等に至るまで手厚く対応している。また、講義期間中には、留学生歓迎会（春期）や餅つき交流会（後期）などを行い、在学生との交流を図っている。在学期間中は、内部・外部の奨学金の応募等を支援し、毎月学生が事務室に出向く形で在籍確認を徹底するとともに、その際に留学生個々人の生活実態の把握に努めている（資料 7-39）。

ハラスメントについては 5 名の相談員が相談に応じ、必要な場合にはハラスメント調査委員会が開かれ、速やかな対応を行い、順調な学生生活の実現を支援している。ハラスメント相談窓口およびハラスメント相談員の氏名と連絡先は『学生便覧』と大学ホームページで公開されており、学生にとって利用のしやすいものとなっている。また、アドバイザーもハラスメント相談ができる体制をとっているため、学生にとっては解決に向けてもっとも望ましい方法を考えることができる（資料 1-3 pp. 210-214、7-40 <https://www.keiwa-c.ac.jp/campus/adviser/>）。

学生の心身の健康、保険衛生及び安全への配慮については、毎年 4 月初めに健康診断を実施し、年 2 回学校医による相談も行って学生の心身の健康に配慮している。学生の健康診断に関する統計については「定期学生健康診断」としてまとめられている（資料 1-3 pp. 181-182、7-41）。また、寮生に対しては、インフルエンザの予防接種を促すための金銭援助も行っている（資料 7-42）。

学生の進路に関する適切な支援は次のように実施されている。

就職支援の基本目標は、隣人に仕える精神と社会人としてのコミュニケーション能力を持ち、地域に貢献する人材を育成するため、学生が「キャリア」を意識しながら4年間の学びを組み立て、充実させていく機会を提供する事である。この目標を達成するための具体的な企画・運営に関しては主に就職委員会と事務局のキャリアサポート課が担当している。

進路選択に関わる支援については、少人数教育を活かしたパーソナルな支援、就業体験に伴うインターンシップ、入学から卒業までの体系的なガイダンスの実施、将来への目標実現をサポートするための資格取得・就職支援講座の4項目に力を入れてきた。このような試みを、就職委員会及び学生の評価（アンケート実施）を踏まえて、学生の現状に合うように変更、あるいは新規のプログラムを加えたりしながら継続している（資料7-43）。

#### 《1年次》

5月 キャリア・ガイダンス：基礎演習（1年次必修）時にゼミ単位でキャリアサポート課を訪問し、大学のサポート体制、4年間のキャリア・プランニングについて考える。

10月 キャリア・ガイダンス：入門演習（1年次必修）時に学年全体で行い、様々なグループワークを通してコミュニケーション能力を培いつつ自己分析を行う。また、半期の大学生活を振り返り、今後のキャリア・プランニング（1年後）について考える。

#### 《2年次》

4月 キャリア・ガイダンス：年度初めのガイダンス時に学年全体で行う。サポート体制の確認、自己理解ワーク（グループワーク）、1年次後期ガイダンスの振り返り、キャリア開発入門の紹介。

7月 適性検査の実施

後期 キャリア開発入門（8コマ1単位）：適性検査を踏まえたガイダンス、自己分析入門、卒業時になっていたい自分について考える。毎回必ずグループワークを行う。

#### 《3年次》

4月 キャリア・ガイダンス：サポート体制の確認、キャリア開発イントロダクション。

前期 キャリア開発1、後期 キャリア開発2：共通基礎科目として開講。各15コマ2単位（自己分析、業界研究、キャリア情報収集など）1、2とも適宜外部講師を招聘。業界研究では4コマを使ったグループワークを実施している。

1月 アドヴァイザーによる進路個別面談（全学生）。

3月 学内合同企業説明会：毎年3月上旬に新潟県内外の企業等を招いて学内合同企業説明会を実施し、各企業等と学生とのマッチングを支援している。

#### 《4年次》

4月 キャリア・ガイダンス：キャリア・プランの実践に関する注意事項の周知、キャリアサポート課スタッフによる個別指導。

（資料1-3 pp.228-232、7-44～46）

学生の正課外活動については、学生委員会が管理、支援の責任主体であり、随時学生係やアドバイザーが受ける学生からの相談や要望、問題に対応している。学生団体の顧問は専任教員が務め、提出資料等の確認を行っている(資料 1-3 pp. 216-218)。保護者からなる後援会が活動の経済的支援を行い、各部の試合や演奏会のほか、学園祭等で発表の機会を設けている。また、「敬和学園大学学生団体取扱規程」を作成、大学全体で正課外活動を支援できるようにしている。この内、バドミントン部とアーチェリー部は強化スポーツ団体であり、専門の指導者が指導に当たっている。

学生からの要望等については、前述したとおり、主に学生係が窓口になって受け、必要に応じて学生委員会等で報告、協議し、対応している。

**点検・評価項目③：学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。**

評価の視点 1：適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価 評価の視点 2：点検・評価結果に基づく改善・向上
---

学生支援に関わる各委員会—学生委員会、教務委員会、学生支援センター運営委員会、国際交流委員会、就職委員会—において学生生活の問題点について報告・協議を行うほか、自己点検・評価、ロードマップの作成を定期的に行い、具体計画において取り上げた点検項目を中心に学生支援の成果をそれぞれの項目について検証している(資料 1-9)。

既述の通り、学業成績の振るわない学生や障害をもつ学生等、大学生活を送る上で困難を抱える学生の相談窓口となるのは学生支援センターであるので、ここでの学生支援の適切性について特に詳細に述べたい。学生支援センターの業務は、支援センターのキャンパス・ソーシャルワーカー、カウンセリングルームのカウンセラー、医務室の保健師それぞれにより記録が残される。記録をもとに、検討が必要な事例については、ひと月に一度定期的に実施されている上記三者による事例検討会で課題に載せられ、これは学生支援センター運営委員会で、協議課題及び報告課題として協議及び報告がなされる。学生支援センターで扱った相談援助業務の統計資料は毎年度末に、キャンパス・ソーシャルワーク及びカウンセリング業務については「敬和学園大学学生支援センター支援活動統計」としてまとめられている(資料 7-47～49)。医務室業務の統計については年度末に「医務室業務報告」としてまとめられる(資料 7-50)。

それらの統計資料をもとに、学生支援センターでは学生の正確な状況を把握し、連携する学生委員会、教務委員会、学生支援センター運営委員会、国際交流委員会、就職委員会と当該学生のアドバイザーと情報共有を行い、業務の改善、向上に役立てていることが中・長期計画(ロードマップ 4)で確認されている(資料 1-9)

## (2) 長所・特色

小規模大学、少人数教育の利点を生かしたアドバイザー制度、各委員会の協力など、学生一人一人に対する行き届いた個別の対応が可能な学生支援体制によって、バランスのとれた良心的な人間を育成するために適切な環境を整えることができる。

## (3) 問題点

経済支援のための奨学金についてはさらに周知徹底を図る必要があるが、今後は政府の「高等教育無償化」実施および本学の財政状況を考慮した上での対応が求められる。

また、退学者対策は、退学届のフォームを改善して、修学あるいは学生生活のいずれに起因するのかなど、いっそう明確な退学理由の把握・分析を目指している。しかし現在のところ、アドバイザーなど教職員の努力によって学業継続・卒業に至ったケースもあるが、目標の退学率3%以内をまだ達成できていない。

学生の学生生活に関する相談に適切に対応するために、教職員に対するハラスメントや保健衛生などに関する指導を目的とした講習会の実施には至っていない。

## (4) 全体のまとめ

いくつかの改善すべき問題を抱えながらも小規模大学、少人数教育の特色を活用し、多様な複数の委員会による個々の学生のそれぞれ異なるニーズに対応し得る細やかな支援—修学支援、生活支援、配慮を要する学生への支援、留学生への支援—が徐々に実現されつつある。

## 根拠資料

- 7-1 敬和学園大学教務委員会規程
- 7-2 敬和学園大学学生委員会規程
- 7-3 敬和学園大学学生支援センター規程
- 7-4 「学生支援センターご案内」
- 7-5 「学生支援センター2018年度からの非常勤相談員を導入した体制」
- 7-6 第411回教授会 国際交流委員会報告
- 7-7 敬和学園大学ハラスメント調査委員会規程
- 7-8 第412回教授会 就職委員会報告
- 7-9 「2019年度基礎数学1・2」シラバス
- 7-10 事業計画書（2019年度予算申請用）学生支援スタッフ
- 7-11 教学マネジメント委員会 2019年度勉強会開講申請書（公務員・難関就職対策勉強会）

- 7-12 「敬和学園大学 LGBT 人権研究グループ Keiwa-sign の活動の教育的意義 –2017 年度研究活動より–」 『人文社会科学研究所年報』 no. 17  
<https://www.keiwa-c.ac.jp/wp-content/uploads/2019/06/nenpo17-2.pdf>
- 7-13 「2019 年度日本語入門 A～H」 シラバス
- 7-14 「後期末試験おける配慮のお願い」
- 7-15 「欠席状況調査の実施について（お願い）」
- 7-16 奨学金制度（在学生向け） <https://www.keiwa-c.ac.jp/campus/scholarship>
- 7-17 敬和学園大学奨学金貸与規程
- 7-18 敬和学園大学緊急援助資金貸与規程
- 7-19 敬和学園大学外国人留学生奨学金給付規程
- 7-20 敬和学園大学ケーリ・ニューエル奨学金給付規程
- 7-21 放送大学との単位互換による敬和学園大学報奨金規程
- 7-22 敬和学園大学学業優秀奨学金規程
- 7-23 敬和学園大学スポーツ奨励奨学金規程
- 7-24 敬和学園大学海外長期留学奨学金規程
- 7-25 敬和学園大学資格取得奨励奨学金規程
- 7-26 敬和学園大学大災害により被災した学生等に対する特別措置に関する規程
- 7-27 敬和学園大学私費外国人留学生学生納付金減免規程
- 7-28 敬和学園大学学業支援奨学金規程
- 7-29 敬和学園大学特待生規程
- 7-30 敬和学園大学授業料免除特待生規程
- 7-31 敬和学園大学学業選抜特待生規程
- 7-32 「敬和学園大学留学生を支える会」奨学金応募のご案内
- 7-33 起案書（2017 年 10 月 3 日付）「第 9 次オレンジシティ訪問団活動費の支給について（伺い）」
- 7-34 起案書（2019 年 11 月 27 日付）「ノースウェスタン大学への短期留学奨学金の支給について（伺い）」
- 7-35 オリエンテーションのしおり
- 7-36 『学生生活スタートブック 学生生活は危険がいっぱい』
- 7-37 各教員オフィスアワー一覧表
- 7-38 「1・2 年次保護者懇談会」のご案内
- 7-39 『敬和学園大学留学生のためのガイドブック』
- 7-40 人権侵害とハラスメントに関する相談  
<https://www.keiwa-c.ac.jp/campus/adviser/>
- 7-41 「定期学生健康診断」（医務室作成）
- 7-42 インフルエンザワクチン予防接種補助金の申し込みについて

- 7-43 2019 年度キャリア関連プログラム年間スケジュール
- 7-44 キャリア開発 1・2 履修出席状況資料
- 7-45 キャリア開発 (2018 年度) 内容評価アンケート
- 7-46 就職支援講座受講状況等一覧 (2015～2018 年度)
- 7-47 「2016 年度 敬和学園大学 学生支援センター支援活動統計」
- 7-48 「2017 年度 敬和学園大学 学生支援センター支援活動統計」
- 7-49 「2018 年度 敬和学園大学 学生支援センター支援活動統計」
- 7-50 「2018 年度 医務室業務報告」(医務室作成)

## 第8章 教育研究等環境

### (1) 現状説明

点検・評価項目①：学生の学習や教員の教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針を明示しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた教育研究等活動に関する方針の適切な明示

本学では2020年1月に、本学の教育理念・目的、各学科の目的を踏まえて学生の学習や教員の教育研究活動に関する方針を以下の通り定めた。

教育研究活動等環境の整備に関する方針

学習の質を向上させ、教育・研究環境を充実するために、教育研究活動等環境の整備に関する方針を以下の通り定める。

1. キャンパス内の自然環境を保持し、防災、バリアフリー化を含め安全で快適な施設・設備の計画的な維持管理に努める。
2. ネットワーク環境、情報通信技術機器の整備に努める。
3. 水準が高く利用しやすい図書館を維持し、学術情報サービスを向上させる。
4. 適切な研究費の支給、研究室の配備、研究時間の確保に留意し、外部資金獲得のための支援をする。
5. コンプライアンスや研究倫理に関する研修会を定期的に設ける。

なお、この方針はホームページ上で明示している。(資料 8-1 <https://www.keiwa-c.ac.jp/guide/outline>)

点検・評価項目②：教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備を整備しているか。

評価の視点1：施設、設備等の整備及び管理

- ・ ネットワーク環境や情報通信技術（ICT）等機器、備品等の整備
- ・ 施設、設備等の維持及び管理、安全及び衛生の確保
- ・ バリアフリーへの対応や利用者の快適性に配慮したキャンパス環境整備
- ・ 学生の自主的な学習を促進するための環境整備

## 評価の視点 2 : 教職員及び学生の情報倫理の確立に関する取り組み

校地・校舎面積及び教室内容や用途については前回の認証評価時とほぼ変更はない。

ネットワーク環境については、すべての教室、ラーニング・コモンズ、図書館、オレンジホール（食堂）及び売店前の学生ラウンジで無線 LAN を利用することができ、インターネットを利用した授業や学生の自主学習に活用されている。さらに、各教室にはプロジェクター又は液晶ディスプレイが設置され、視覚教材やパソコンを利用した授業に対応している。コンピュータ教室はパソコン 45 台設置と 28 台設置の 2 教室があり、情報処理関連科目と語学科目で使用している（資料 8-2）。

無線 LAN は一人ひとりにパスワードが配布されており、部外者の接続はできない。また、無線 LAN は事務システムのネットワークとは切り離れており、外部から学内の情報システムには直接アクセスできない。学内ネットワークのセキュリティは、外部業者に委託して管理している。

情報倫理に関しては、ソーシャルメディア・ポリシーを（資料 8-3 <https://www.keiwa-c.ac.jp/social/>）定めているものの、教職員に対して研修会等を行われていない。学生に対しては、選択必修科目の「コンピュータリテラシー」で講義を行うほか、全学年において 4 月の学生ガイダンスで学生部長から SNS のマナーについての指導を行っている。2020 年度からネットワーク委員会が設置されることになっており、教職員に対する情報倫理教育について検討して行くほか、情報セキュリティ・ポリシーについても制定する予定である。

次に、施設設備の整備とそれに付随するものについての実績と現状について述べる。

スポーツ関連施設設備の点検整備については、2017 年度にパーム館（体育館）外部改修を行い、これは本学の建物で初めての大規模改修工事となった。外壁、屋根、屋上防水等外部全体の改修を行ったものであり、竣工から 20 年以上が経過し各所で漏水が見られた現状から、クラブ活動その他における安全性を格段に向上させたと言える。またトレーニングルームのランニングマシンは、当初設置の 2 台がいずれも老朽化のため、2017 年度と 2019 年度に 1 台ずつ新規に購入した。それ以外の機器についても毎年点検や部品交換を行い安全性に留意している。さらに 2019 年度には体育館アリーナ壁面及びトレーニングルーム内に温湿度計を設置し、学生の熱中症予防等に役立っている。

校舎の外部改修については、漏水が確認されたニューエル館の一部及び表面剥離が顕著であった 2、3F ベランダについての外壁補修を 2016 年度に行った。また図書館閲覧室の新発田館・ニューエル館ジョイント部とサッシ部シーリング工事および直上の屋上防水改修工事を 2018 年度に行った。

また建物鉄部が劣化して錆の見られた部室棟やオレンジホール（食堂棟）の屋根、及び体育館からオレンジホール外部渡り廊下鉄骨部の塗装替えを 2017 年度に行った。また衛生面ではオレンジホール食堂厨房の塗床補修工事を 2016 年度に行った。また 2017 年度にはア

ンカービスの緩みによるぐらつきが見られた栄光館、新発田館一部笠木の補修、新発田館図書館脇鉄扉が老朽化による錆や劣化が見られたためアルミ製で軽く開閉しやすいものに改修した。さらに栄光館 3、4F サッシが劣化により構造上脱落落下の恐れがあったため安全性を考慮して引き違い構造のものに改修した。

このように施設設備補修については担当係による日常点検や、建築基準法第 12 条検査を有効に活用し、その有効性や適切性を判断し、さらに予算や優先度を判断したうえで実行している。なお、今後発生することが見込まれる主な大規模改修工事については施設設備大規模改修等事業費概算（資料 8-4）のとおり把握しており、計画的な実施に努めていく。

危機管理面では、消防署への正確迅速な通報機能を確保するため、部品劣化が見られた事務室自動火災報知設備を 2016 年度に更新し、2018 年度にはキャンパスへ電気を供給している受電キュービクル変圧器や高圧コンデンサ等を予防保全のため更新した。

安全衛生管理の面では、校舎の清掃業務は外部委託により毎日行っている。また、衛生管理者が毎月 1 回職場巡視を行い、施設系の校舎点検と合わせて安全衛生委員会に報告し、職場環境と校舎の安全衛生確保に努めている。

防災については地震発生を想定した避難訓練を 2017 年度、2018 年度と行い、2019 年度で 3 回目となる。1 年次生の授業が多い水曜日の第 2 限から昼休み時間を利用しているのが実情であるが、より多くの学生が参加できる枠組みに変えられるかが今後の検討課題である。また、2019 年度に「学生のための防災ハンドブック」（資料 8-5）を発行し、火災発生を想定した防火訓練を行った。

バリアフリーについては、車椅子用のスロープ、エレベーター、多目的トイレ、身障者用駐車場の設置、図書館の自動扉化の改修は終えているが、扉の重量や構造の問題はいまだ残存している。扉の軽量化については外部に対する強度や防火区画との関係で実現しておらず、引き違い扉への改修もサイズの関係で不可能な箇所が多い。渡り廊下の扉は車椅子利用者の通行のため年間を通じて開放しているのが現状である。

正面玄関やオレンジホール（食堂）鉄扉も重量があり車椅子利用者のみならずその他学生にとっても開閉しづらいため、補助金等を有効に活用しての改修を今後も検討しなければならない。

学生の自主的な学習を促進するための環境整備としては、2017 年度のラーニング・コモンズ設置がある。これはオレンジホール・アネックス（学生活動及び昼食場所として使用）に機能的なテーブル・チェア、テレビモニター等を設置し、アクティブラーニングに対応可能な教場として整備したものである。また、図書館にはパソコンを 20 台設置している。

その他では、2018 年度に照明使用時間が年間を通じて最も多いと思われる事務室照明を LED 化し、またモーター劣化による異音が発生していた S31 大教室の冷暖房ファンコイルユニットを全数更新したことで静粛性が向上した。

最後に構内環境の整備については総務課施設係が担当している。主な内容は除草、樹木の剪定や薬剤散布であり、年間を通じて適切な時期にシルバー人材センター等の協力を得ながら環境美化や安全衛生面に努めている。

点検・評価項目③：図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えているか。また、それらは適切に機能しているか。

**評価の視点 1：図書資料の整備と図書利用環境の整備**

- ・ 図書、学術雑誌、電子情報等の学術情報資料の整備
- ・ 国立情報学研究所が提供する学術コンテンツや他図書館とのネットワークの整備
- ・ 学術情報へのアクセスに関する対応
- ・ 学生の学習に配慮した図書館利用環境（座席数、開館時間等）の整備

**評価の視点 2：図書館、学術情報サービスを提供するための専門的な知識を有する者の配置**

当大学図書館の所蔵図書数は、2019 年度 7 月末現在 96,595 冊（和書 74,981 冊・洋書 21,614 冊）である。雑誌は 209 種（和雑誌 136 種・洋雑誌 73 種）である。電子情報としては電子ジャーナル 261 種、電子ブック 194 冊、朝日新聞、日経新聞、新潟日報の新聞記事検索データベースを購読している。

国立情報学研究所の提供する NACSIS CAT/ILL を活用し、オンライン共同分担目録の作成や他図書館との相互貸借を行っている。また私立大学図書館協会、新潟県大学図書館協議会に加盟し、情報交換を行っている。

海外の学術情報については EBSCOhost の “Academic Search Premier” や “CNKI” などのデータベースを契約しており、国内では国立国会図書館デジタルコレクションの図書館向けデジタル化資料送信サービスの参加館となり、学術情報を多様に収集できるよう適切に整備している。

図書館の面積は 978 m<sup>2</sup>で、閉架書庫、コピー室、事務室、職員休憩室、会議室も兼ねる荷解き室を備えている。総座席数は 126 で学生定員の 17% で十分に座席数が確保されている。そのうちパソコンルーム 20 席、視聴覚コーナー 12 席が用意されている。開館時間は平日 9:00～19:00 となっている。土曜日は授業がある日の 9:00～12:30 に開館している。

職員は 2 人体制で、司書資格を有する専任職員と契約職員が配置されており、新入生ガイダンスや新聞記事検索講習なども行い、学生へ図書館、学術情報サービスの提供を行う体制を整えている。また学生と新潟県立図書館と共同でビブリオバトル(本の書評合戦)を開

催するなど、図書館や本に関心のある学生、学外利用者への読書啓発を行っている（資料 8-6）。

点検・評価項目④：教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。

評価の視点 1：研究活動を促進させるための条件の整備

- ・大学としての研究に対する基本的な考えの明示
- ・研究費の適切な支給
- ・外部資金獲得のための支援
- ・研究室の整備、研究時間の確保、研究専念期間の保障等
- ・ティーチング・アシスタント（TA）、リサーチ・アシスタント（RA）等の教育研究活動を支援する体制

本学の教育の理念であるリベラルアーツ教育を支えるのは、学則第 1 条で「真理の探究」を目的に据えているとおり、教員の独創的、かつ高レベルの専門分野の研究である。そのために、学内の個人研究費の支給（資料 8-7）、学術図書出版に関する助成（資料 8-8）、『敬和学園大学研究紀要』（資料 8-9 <https://www.keiwa-c.ac.jp/thesis/bulletin/>）の刊行をはじめ、人文社会科学研究所のもとで、共同研究に対する研究費補助（資料 8-10）、『人文社会科学研究所年報』の刊行（資料 8-11 <https://www.keiwa-c.ac.jp/thesis/laboratory/>）等、教員の研究活動の活性化と研究成果の発表を促進している（資料 3-1）。個人研究費は財政状況により削減されることはあるが、適切に支給されている。外部資金獲得の支援としては、科学研究費等の外部資金の申請に関する説明会、及び採択者による申請書の書き方等の助言の機会を設けたり、採択者に対しては監査を実施したりしている（資料 8-12、8-13）。このほかの外部競争的資金に関する情報を随時、人文社会科学研究所から提供している。

さらに、施設面では専任教員には各自に研究室を確保し、週 1 日の研究日を保障している。本学に 7 年以上在職している教員に対して、半年のサバティカルを申請する権利を提供し、研究に専念できる期間を保障している（資料 8-14、8-15）。

点検・評価項目⑤：研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応しているか。

評価の視点 1：研究倫理、研究活動の不正防止に関する取り組み

- ・規程の整備

- ・コンプライアンス教育及び研究倫理教育の定期的な実施
- ・研究倫理に関する学内審査機関の整備

本学は、研究における倫理を遵守するために、「敬和学園大学研究者等の行動規範」（資料 8-16）を「敬和学園大学研究費の不正使用及び研究活動の不正行為の防止に関する規程」（資料 8-17）に基づき、研究における倫理に対する意識の一層の喚起に努め、2015 年度から年 1 回、全教員を対象にした研究倫理研修会をコンプライアンス研修会と合わせて毎年開催している。また、学長、学長補佐、人文社会科学研究所長、宗教部長、各学科長等で構成する研究倫理審査委員会を設置し（資料 8-18）、教職員、学生の研究活動において倫理遵守上、留意すべき点が生じた場合に対処しているが、現在まで研究倫理上の問題は発生していない。

点検・評価項目⑥：教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。  
また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1：適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価

評価の視点 2：点検・評価結果に基づく改善・向上

教育研究等環境の適切性については、「中長期計画（ロードマップ）成果・達成度報告書」の図書館及び研究支援及び管理運営（施設設備・点検評価）の項目で、毎年度末に点検・評価を行っている（資料 2-5）。具体的な活動状況については年間を通じて、図書館長兼人文社会科学研究所長を委員長とする図書館・研究所・紀要委員会において、図書館の利用上の諸問題や研究所の活動上の諸問題の点検、対処を行っている。その結果として 2019 年度は、減少傾向にあった『敬和学園大学研究紀要』『人文社会科学研究所年報』への投稿者の減少に歯止めをかけ、学生の図書館への関心を高めることができた。

設備の点検・評価は定期的に行い、緊急性の高い問題から改善している。ロードマップに盛り込まれていない具体的な点検については、建築基準法第 12 条検査に基づく 3 年に一度の実地検査結果を受け、補修・改善している。

これまで述べてきたとおり、研究支援及び教育研究等環境整備については、定期的に点検・評価を行い、必要な改善を実施している。

## （2）長所・特色

図書館においては、学生のニーズや授業内容に沿った選書を行っている。毎年選書ツアーを行い学生が選書できる機会を設けている。レポート・課題作成の参考文献として図書をもっと活用してもらえよう 2017 年度から 1～3 年生の貸出冊数も 10 冊まで増やしたこと

で、1人当たりの貸出冊数は2018年度では7.7冊まで上昇し、図書館利用への効果を上げている(資料8-20)。館内にパソコンルームがあることで、電子資料やデータベースの利用がスムーズに行えることも特色である。また、新入生には基礎演習ごとの図書館ガイダンスを行い、全学生に『図書館利用案内』を配布し、図書館利用への関心を高めるように努めている(資料8-6)。

人文社会科学研究所においては、学内外の研究者、さらに海外の研究者との共同研究や、地域に根差した共同研究が進み、国際教育、地域教育の両面に成果をあげている(資料8-20)。

### (3) 問題点

図書館においては、所蔵図書が2016年度から約5千冊増加したが、所蔵スペースは増えていないためかなり手狭になっており、書架の新たな設置などの改善が必要である。2019年度までは新潟県共同リポジトリ、2019年度以降JAIRO Cloudでの『敬和学園大学研究紀要』『人文社会科学研究所年報』を公表しているが、昨今のオープンサイエンスの推進からこれら以外の教員の研究成果をさらにリポジトリで公表していくことを検討する必要があるだろう。研究面では、科学研究費の申請・採択件数が、2016年度申請8・採択2、2017年度申請6・採択2、2018年度申請4、採択2、2019年度申請4、採択1と減少を続けているように、教員間の研究に対するエフォートが低下傾向にある。研究と教育は不可分であり、相乗効果を期待することができるため、教員の研究への熱意を喚起する必要がある。

点検・評価項目②で記載した施設設備のバリアフリー化の不備がある。記載のとおり建物の当初設計に関わることであるため改修可能・不可能な場所が存在する。車椅子通行が望まれる導線において、段差解消ブロック設置により簡易に対応できる箇所についてはその都度取り組んでいる。その他の箇所については要支援学生の今後の受け入れ方針等に基づき、その必要性や予算を考慮しながら検討しなければならない。

### (4) 全体のまとめ

現状説明に記載したとおり、学生にとって安全であり、教育研究に必要な支援や環境を提供するために、随時点検・評価に基づいた補修、改善をおこなっている。全体として有効性や適切性に鑑みた設備改修・整備が行われてきていると言える。ただ問題点にも記載したとおりバリアフリーについての取り組みは不十分と言わざるを得ない。また建物の大規模改修や空調等の設備更新は不可避なものであり、学生の教育環境整備全体とのバランスを考慮のうえ計画的に実行していく。

## 根拠資料

### 8-1 教育研究活動等環境の整備に関する方針

- <https://www.keiwa-c.ac.jp/guide/outline>
- 8-2 教室設備一覧表
  - 8-3 ソーシャルメディア・ポリシー <https://www.keiwa-c.ac.jp/social/>
  - 8-4 施設設備大規模改修等事業費概算
  - 8-5 『学生のための防災ハンドブック』
  - 8-6 図書館利用案内
  - 8-7 敬和学園大学個人研究費規程
  - 8-8 敬和学園大学学術図書出版助成費交付等規程
  - 8-9 敬和学園大学研究紀要 <https://www.keiwa-c.ac.jp/thesis/laboratory/>
  - 8-10 敬和学園大学人文社会科学研究所研究補助費に関する内規
  - 8-11 人文社会科学研究所年報 <https://www.keiwa-c.ac.jp/thesis/laboratory/>
  - 8-12 敬和学園大学公的研究費内部監査規程
  - 8-13 敬和学園大学における公的研究費取扱規程
  - 8-14 敬和学園大学教員特別研究制度規程
  - 8-15 特別研究制度(サバティカル)利用者一覧
  - 8-16 敬和学園大学における研究者等の行動規範  
<https://www.keiwa-c.ac.jp/research/prevention>
  - 8-17 敬和学園大学研究費の不正使用及び研究活動の不正行為の防止に関する規程
  - 8-18 敬和学園大学研究倫理審査委員会規程
  - 8-19 図書貸出数一覧
  - 8-20 研究補助費一覧

## 第9章 社会連携・社会貢献

### (1) 現状説明

点検・評価項目①：大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を明示しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた社会貢献・社会連携に関する方針の適切な明示

本学の教育理念・目的に則り定めた「敬和学園大学方針」のなかに「社会連携・社会貢献に関する方針」は以下のように明示されている（資料9-1 <https://www.keiwa-c.ac.jp/guide/outline>）。

グローバル化する社会にあって、地域に開かれた大学としての責務を果たすために、社会連携・社会貢献に関する方針を以下の通り定める。

1. 知の拠点として、地域社会の他の高等教育機関、地方自治体、企業・団体・組織と連携を深め、地域社会に貢献する。
2. 大学に蓄積された知見と最新の研究成果を学外に還元することで、地域住民の教養の涵養及び生涯学習に寄与する。
3. 本学の施設と国際交流を含めた教育資源を活用して、地域社会に貢献する。
4. 専門的な学識を通して、地方自治体などの課題解決に貢献する。

点検・評価項目②：社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しているか。また、教育研究成果を適切に社会に還元しているか。

評価の視点1：学外組織との適切な連携体制

評価の視点2：社会連携・社会貢献に関する活動による教育研究活動の推進

評価の視点3：地域交流、国際交流事業への参加

本学は教育理念・目的に基づき、「キリスト教主義」「国際主義」「地域主義」を教育の3本の柱に据えており、社会連携・社会貢献に力を入れている。ヴィジョンには、「隣人に仕えるための地域社会への貢献として持続可能な社会の担い手を育成する」ことを掲げている。社会貢献活動を円滑にし、かつ学生の活動範囲や可能性を広げるために、地方自治体や県内他大学と連携協定を結び、また民間団体等とも連携しながら活動してきた。

2008年に新潟市と「新潟市・新潟都市圏大学連合 包括連携協定」を締結し、ゼミ単位で政策提案プログラム事業や男女共同参画化の事業に参加している（資料9-2）。2013年にCOC+事業としてオレンジ会（内容については後述）、新発田市、聖籠町の三者との協定を締結した（資料9-3）。2014年に粟島浦村と包括連携協定を結び、教育、福祉、文化、まちづくりに貢献しつつ、村民との交流を深めてきた（資料9-4）。また、2015年には新発田市と包括連携協定を結び、活力のある個性豊かな地域社会の発展、人材育成、地方創生に寄与し、商店街を中心として、さまざまなアクティブ・ラーニングを展開している（資料9-5）。

県レベルでは他の高等教育機関との連携体制をとっている。第一に、本学は「高等教育コンソーシアムにいがた」に所属し、他の27高等教育機関と連携して活動している。2016-17年度は副会長、2018-19年度は監事を務めた。2016年度は教育地域連携部会担当校として、2018年度は産学連携部会担当校として、研究教育成果を地域社会に貢献した（資料9-6 <https://consortium-niigata.jp/conso/>）。第二に、本学は、2015年度に5年間事業として採択された新潟大学を中心にした7大学、新潟県・新潟市、亀田製菓・コロナ・第四銀行・新潟日報社・ブルボン他と連携したCOC+事業『「まち・ひと・しごと」創生を循環させるNIIGATA人材の育成」の参加校となっている。本学は新潟県の潜在的魅力発掘、ブランド化の提案、国内外への情報発信を目的とした地域活性化・産業振興部門で、映像コンテンツ事業、写真コンテンツ事業、情報メディアプログラム推進事業を担当してきた（資料9-7～10）。

本学の連携・支援団体としてもっとも重要な位置を占めるのが地元市町の長や会社役員らで構成される「オレンジ会」である。本学はアメリカ・アイオワ州オレンジ市にあるノースウェスタン大学と開学時より教育学術交流協定を結んでおり、新発田市・聖籠町の市長・町長、市議会議長・町議会議長、商工会関係者らをオレンジ市の他、アメリカやイギリスの大学町に案内した結果、オレンジ市訪問者の中から1993年に「オレンジ会」が結成された。1995年には新発田市とオレンジ市は姉妹都市協定を結び、以来数年おきに相互に訪問団を派遣してきた。現在では大学の教職員も「オレンジ会」の会員に加わり、毎年の総会と役員会で意見交換を行い、後述するとおり大学は数々の支援を受けている（資料9-11）。

他方で、本学の教職員は、新発田市と聖籠町、新潟県の審議会や各種委員会に学識経験者として多数の者が委嘱され、自治体に貢献している（資料9-12）。

本学はこれら学外組織と連携体制を敷き活動をしているが、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施する本学の担当部署には、その仕事の内容ごとに、図書館・人文社会科学研究所・紀要編集委員会（資料3-1、9-13、9-14）、ボランティア委員会（資料9-15）、アクティブ・ラーニング実行委員会、地域連携センター委員会（資料3-2）がある。各委員会がその特色を生かして、社会連携・貢献活動に務め、教育研究活動を推進している。ここでは、そのうちのいくつかについて述べるにとどめる。

まず初めに、人文社会科学研究所では、地域密着型の研究を促進してきており、2016年度は共同研究「社会福祉実践におけるソーシャル・インクルージョン・アートの構築に向けた研究—新潟県の福祉現場におけるアール・ブリュットの実践と実態調査を通して—」への

研究補助を行った（資料 9-16）。また、企画広報委員会と連携して、新発田市との共催によるオープンカレッジを毎年開催し、教員の研究成果を地域に還元している。特に 2017 年度は宗教改革 500 年を記念して、「ルター巡礼」、「宗教改革の精神」と題した本学教員による講演会を 2 回実施し、3 回目は、「学校法人創立 50 周年・宗教改革 500 周年記念講演&オルガンコンサート」と題し、敬和学園高校で外部講師による講演とパイプオルガン演奏会を開催した。本学のキリスト教主義教育の理念を市民に伝える機会となった（資料 9-17）。

本学学生によるアクティブ・ラーニングによる社会貢献や地域交流は多岐にわたるが、アクティブ・ラーニング演習として位置づけられ、教室と学外での学びの内化―外化―内化の循環によってより深い学びを目指した社会連携・社会貢献活動と言える。ここでは数年にわたって継続している 3 つの活動を紹介する。（資料 9-18）

## 1. 粟島浦村地域活性化プロジェクト（ソーシャルビジネス演習）

活動年数：2016 年 4 月～2019 年

粟島浦村と包括連携協定を結んで以来、教育、福祉、文化、まちづくりに貢献しつつ、村民との交流を深め、粟島の魅力や課題等を学んできた。そのような活動の一環として、粟島浦村における少子高齢化及び地域産業衰退における離島地域再生（地域産業再生による活性化）活動を行っている。

2016 年度より年 8 回程度粟島浦村訪問を実施し、敬和学園大学の学生たちが主体で営業を行っている「まちカフェ・りんく」における「粟島フェア」の開催を年 4 回企画してきた。粟島浦村の山地に自生している山菜「アマドコロ」の商品化に向け、アマドコロの採取や加工を試みた。アマドコロお茶やアマドコロのアイスクリームの商品開発をし、3 年かけて学びを形にすることができた（資料 9-21）。販売の工夫も学びの一つである。また、粟島フェアにおいては、学生たちが年に数回粟島を訪れ、粟島の海産物を加工している粟島住民から粟島の郷土料理の作り方を教わり、新発田市において学生たちのみで「粟島フェア」を開催、粟島のランチと粟島の海産物の販売を行った。特に、売り上げの 3 割（販売手数料）は新発田市の「フードバンクしばた」に寄付（これまで 2 回寄付実績あり）し、新発田地域の生活困窮者や子ども食堂の活動に貢献してきた。

これまでの活動では、単なる粟島の商品開発のみではなく、学生たちが粟島を訪れる度に粟島の「しおかぜ留学」の子どもたちと夕食会やゲームを行い、離島に留学している子どもたち（何らかの問題を抱えている子どもたちが多く島に来ている）と積極的に交流を行った。この活動には現地の地域住民も大勢関わっている。

## 2. 「地域でのメディア実践を通じた『発信力』強化に関する活動」（情報メディア学演習）

メディア環境の変化とそれに必要なリテラシーの向上が大きな目標だが、その具体的な目標、地域情報の発信を通じた「発信力」の向上をねらっている。

活動は多様だが、現在の主要な活動は以下のとおりである。

(1) YouTube Live を利用した日常的な番組配信

毎週水曜日に学内行っている「Keiwa Lunch」は、2010年にスタートしたYouTube Live を利用したインターネット生配信番組である。実際の機材の準備から番組配信だけでなく、事前事後には、番組の企画、ゲストへの出演依頼、台本作成、ソーシャルメディアでの番組の告知まで、幅広く学生が実践している。このほか過去には、新潟日報社からニュース解説番組の配信（隔週）、企業などでの出張配信などを幅広く行ってきた。この活動は2010年より続いている息の長い活動である。

(2) 地域を題材とする映像制作

集中講義「現代メディア論」で基礎を学んだ後に、地域をテーマとする映像制作を行っている。自分でテーマを設定して取材するもののほかに、新潟県と協力した「新潟県の名水」の広報映像の制作など、外部からの依頼を受けて、制作しているものもある。

### 3. 「生き物、人間と共存する為の社会環境制度の整備について」（環境経済学演習）

2016年度から2018年度まで3年間に亘って行っている環境経済学に関するアクティブ・ラーニングである。キーワードとしては、「佐渡島の朱鷺」と「山古志村の錦鯉」という生き物を例に挙げて、事前学習および現地学習を展開している。

- (1) 「朱鷺」をキーワードとして、朱鷺の絶滅状態から人工養殖の失敗と成功、また、現在の定期自然放鳥までの歴史、プロセスと社会環境制度化の整備について半年間を通して教室にて調べて学習する。その後、ゼミグループ単位で佐渡汽船、島内バスに乗り佐渡島朱鷺保護センターにて合宿し、現地でのゼミアクティブ・ラーニングを実施する。「朱鷺と暮らす郷づくり認証米」田んぼに入り、朱鷺の餌場となるビオトープ作りのボランティア活動も行った。
- (2) 「錦鯉」をキーワードとして、山古志村の人々が、独特な自然環境と地域文化を受け継いで形成された地域農法、社会組織を如何に守ってきたか、中越地震および中越沖地震により崩壊した環境を如何に地域力・組織力で復興させたかについて、教室で学習しておいた。その上で山古志村に入り、中山手掘り隧道、伝統的な農法で展開してきた棚田と棚池を見学し、現在の養鯉業振興ぶりをリアルに学習することができた。

このほか、新潟市内のイスラーム教モスクでの活動によるイスラームから学ぶ異文化理解を目指したアクティブ・ラーニング研究報告や、新潟県佐渡における環境問題と観光振興、新発田地域の地域観光情報とダークツーリズムに関する研究が行われており、今後より強固な研究基盤を伴ったアクティブ・ラーニングへと成長していくことが期待できる（資料9-20 pp. 17-33, 35-52, 97-108）。アクティブ・ラーニング演習に対しては「学長裁量費」による活動補助費があり、申請することができるようになっている。

アクティブ・ラーニング演習以外にも様々な活動を行っている。図書館では学生を募り、「敬和図書愛好会ライブラリオ」を結成し、2016年度から毎年、新発田市中央図書館「イクネスしばた」において、「新発田市立図書館利用者友の会」と共同でビブリオバトルを開催している。イベント後の交流会や、ビブリオバトルで読んでみたいと思う聞き手が最も多かったチャンプ本の図書館展示などの提案を行い、新発田市内に地域の人と人をつなぐ場を創出している点が評価され、学生たちは「ビブリオバトル普及委員会」から「Bibliobattle of the Year 2018 特別賞」を授与されている（資料9-21）。

「オレンジ会」による協力によって推進している事業もある。「オレンジ会」は本学の外国人留学生の経済的援助や、海外留学する日本人学生への援助をするだけでなく、地域連携センター委員会の企画運営のもと、教学レベルで本学の教育活動を支援している。1年次後期の必修科目「地域学入門」、2年次以降の選択科目「地域学」1・2、「酒育セミナー」（前期・後期開講の集中講義）の講師を「オレンジ会」の会員に引受けてもらっている。「地域学入門」では、新発田市長、聖籠町長、粟島浦村長ほかに登壇してもらい、それぞれの地域の歴史・文化・産業の魅力を紹介してもらおう。地域連携センター委員会は、学生たちに授業で学んだ地域の特色や魅力をより良く知ってもらうために、「写真の街シバタ」実行委員会の協力のもとフォトウォークを企画している。学生は、写真撮影の技術を学び、街中に繰り出して、講義の中で学んだ地域の魅力的な風景を写真に収め、後日、自ら撮影した写真を使って発表を行う（資料9-22）。「地域学」では、地元企業の方（「オレンジ会」会員）からの講義、企業見学、討論会の3部構成で、前期・後期を通して6つの企業を知る（資料9-23）。

「酒育セミナー」は、オレンジ会会長の菊水酒造株式会社社長が地元の酒造りと日本酒文化を学ぶ集中講義を準備してくれている。学生は酒米の田植えから稲刈り、講義と酒蔵実習を経て、自分たちの酒を造るまでを体験する（資料9-24）。このように、座学と実際的な活動（アクティブ・ラーニング）とがうまく循環し、学生は地域の人々と協働しながら、創意工夫や協調性、責任感、リーダーシップなどの社会人基礎力を身につけている。

開学当初より「ボランティアする大学」を謳ってきた本学では、ボランティアも重要な社会貢献として位置付けている。本学のボランティア教育は、ミッション・ステートメントに基づいて実践されている。なかでも1年次必修科目の「ボランティア論」（2単位）と、開学以来全学必修の「ゼミ・ボランティア体験」は、理論と実践を結びつけるプログラムとなっている。「ゼミ・ボランティア体験」は2年次の専門演習単位で行うこととし、①学外で行うこと、②他者と関わりそれが何らかのニーズに基づくものであること、③実働時間は3時間以上であること以外は、いつ、どこで、どのように行うか学生自らが決めている。その活動先は2016年度以降3年間（2019年度分は集計途中）で53カ所に及ぶ（資料9-25、9-26）。学生の興味関心に合わせて活動内容や訪問先等を拡充することで、持続的なボランティア活動となっている。

2004年は、新潟・福島豪雨、新潟県中越地震など近隣地域で災害が多発した年であった。当時、新井明第2代学長は、学生を募って学バスで被災ボランティアに向かった。本学はす

で「ボランティアする大学」として、ボランティア・センターには地域からボランティアの依頼が集まっていたが、一般のボランティアだけでなく災害ボランティアへの意識が高まったのは、それ以降である。東日本大震災の復興支援や新発田市に避難してきた人々への支援に県外まで出かけ、災害について考える機会となった。以降、熊本の地震、広島 of 災害支援にも学生たちは出かけている。こうした遠方へ出かけるボランティア学生への交通費補助など活動支援金の捻出のために、ボランティア・センターは学生と協力し助成金申請を行い、国際ソプロチミスト新潟のシグマ学生基金、大和証券福祉財団をはじめとして、さまざまな助成金の獲得に努めている（資料 9-25 p. 11、9-26）。

東日本大震災の復興支援を機に 2011 年に設立された学生グループ「Keiwa HOPE」は現在、国内外さまざまな地域で発生する災害の現地活動や、近隣市町村で行われるイベント出店による義援金募集、社会課題と向き合うイベントの企画運営を行っている。また、2015 年度より学生ボランティアコーディネーター「学生 HOPE」（現在 7 名）を委嘱し、ボランティア相談窓口の運営をはじめ、各種イベント企画運営の核となり活躍している（資料 9-27 p. 9, pp. 72-77）。2018 年度には被災地の活動報告にとどまらず、さまざまな調査を踏まえて、大学における災害対策について提言を行っている（資料 9-27、9-28）。

敬和祭の前夜祭的プログラムとして定着している「ふれあいバラエティ」は、「共生ボランティアネットワーク」という団体の学生が中心となり、ボランティア委員会の支援を受けて、地域の福祉施設利用者を大学に招き、交流を図っているが、毎年楽しみにしているとの声を施設の方々から頂いている。2019 年度は 50 人の学生スタッフが企画運営を行い、5 つの施設から 50 人を招いて実施した。学生は夏休みから約 3 か月間をかけて準備し、高齢者にやさしく楽しいプログラムを企画し、当日の業務分担を決めるなど、一つのプロジェクトを自分たちの手で作り上げることで成長している（資料 9-29 p. 9）。

また、特定非営利活動法人「にいがた災害ボランティアネットワーク」と連携して、2018 年度と 2019 年度は「ボランティア論・学習セミナー」を授業として実施した。そのほか、災害時の現地活動先の紹介、助成金申請についての助言・指導の協力を得ている。

2016 年に開設された学生寮は、寮生に地域貢献活動への参加を促すことも行動計画に挙げている（資料 1-9）。なかなか当初予定していたような積極的な地域交流はまだできていないが、2019 年には新発田市サマーフェスティバルに参加したり（資料 9-30）、新発田市人権フェスティバルの実行委員を務めたりした。学生寮では、毎週土曜日に外国籍の親をもつ小学生や中学生を対象とした J スクールを開校し、社会人ボランティアと一緒に学生も学習支援を行っている。

国際交流では、長期留学の推進、JCLP（日本文化を理解する目的のアメリカからの短期留学生受け入れ事業）、ACLPL（本学の学生がアメリカの提携大学へ留学する制度）、国際交流ファシリテーター（小・中・高校へ出かけ国際政治・文化について分かりやすく授業をする学生派遣事業）など国際交流委員会管轄の国際交流事業を行っている。リーマンショック以来落ち込んでいた海外留学ではあるが、海外留学に出る学生が増加傾向にあり、ノースウェス

タン大学との連携強化により、2019年度には約20年ぶりに6名の学生がノースウェスタン大学へ短期留学することとなっている（資料9-31）。

このほか本学の社会連携・社会貢献活動は数多く存在する。長年続けてきたが見直しの必要な活動もある。例えば、学生によるカフェの運営「まちカフェ」や2008年度から新潟県新発田地域振興局や新発田市、聖籠町の共催を得て開催してきた文学コンクール「阿賀北ロマン賞」は、財政や効果面で検討すべき点が多く、新しい在り方を模索して見直しをかけているところである。地域のニーズと大学のリソースを検討しながら、社会貢献活動は絶えず点検評価し、統廃合、改善等の見直しをしていかなければならない。

教員は地域の中で教育研究活動の成果を市民に還元し、学生はアクティブ・ラーニングであれボランティアであれ、学外組織との連携によるイベントの開催や交流であれ、若いエネルギーを地域に有意に提供し、その中で座学だけでは得られない学びをしている。本学は地域に根差す、地域で活躍する人材を育成する大学として、地域でも認知されるようになっていく。

**点検・評価項目③：社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。**

**評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価**

**評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上**

上述した社会連携・社会貢献の活動については、「ロードマップ（中長期計画）」に基づき実施し、毎年度末にロードマップ達成度評価の中で、地域連携について点検評価をしている（資料2-5）。さらに図書館・人文社会科学研究所・紀要編集委員会では、本学の特色を活かした教育・研究活動の成果を地元の市民に還元することを目指してオープンカレッジを開催し、毎年度初めに前年度の検証・改善を行っている（資料9-32）。

地域連携センター委員会の活動については、2019年度から「まちカフェ・りんく」はアクティブ・ラーニング実行委員会へ、「阿賀北ロマン賞」は「阿賀北ロマン賞実行委員会」へ移管し、ロードマップにある行動計画の担い手が変わっている。2019年度からは、前年度よりFD/カリキュラム委員会からバトンタッチした「地域学入門」、「地域学」、「酒育セミナー」の実施・運営が地域連携センター委員会の主な仕事となっている。地元新発田市の菊水酒造株式会社に授業内容・評価まで任せている「酒育セミナー」以外の、「地域学入門」も「地域学」も導入時より毎年少しずつ完成に向けて姿を変えてきた。地域連携センター委員会に移ってから、点検・評価を行い、2019年度から「地域学」の講義内容の構成を、より教育的効果が高くなるよう変更し、「地域学入門」の評価方法を改定するなど改善を加えている（資料9-33）。

また、社会連携・社会貢献にかかわる中・長期計画やその他の諸施策については、各委員会から教学マネージメント委員会を経て、教授会を通して学内構成員に周知のうえ、実施している。実施後は担当委員会会議で評価・改善を行い、次年度実施に際しては、担当委員会組織と財政の裏付けを教学マネージメント委員会で検証してから実施に移している。

アクティブ・ラーニング演習を除いた社会連携・社会貢献活動は、実施組織は別々でも将来的に地域連携センターのもとで統合されることが望ましいと考えられる。そうすることで、地域からの様々な要請を一元的に管理し、全体的な視点から重複や効率の悪さなどがないかも点検でき、学生にとっても効果的な学習の機会となるよう改善していくことができるだろう。

## (2) 長所・特色

社会連携・社会貢献については、教員による教育研究成果を講演会やシンポジウムで発表したり、自治体の審議会等でその専門知識を提供すること、そして学生たちによるアクティブ・ラーニングやボランティア、地域と連携したイベントによる交流などで、持てる力をアウトプットすることにより、それぞれの分野で社会連携・社会貢献を行ってきた。とりわけ、ボランティア活動では、ボランティア・センター頼みではなく、活動の実施やさまざまな募金集めの工夫を学生自身が計画・実施する組織ができ上っている。そして、今ではボランティアの活動にとどまらず、そこから学びを展開して、防災の啓発へと新しい広がりを見せていることは大きな特徴である。

ボランティアセンター管轄以外の活動でも、大学図書館と市立図書館が連携する企画において、学生たちが積極的に地域に出ていき、住民と交流しながら定期的に読書・図書館利用を促進するイベントは特色ある活動であり、若者が積極的に街中に出ていくことで、地域の活性化に寄与する一環となっている。

地域に出ていくのは学生だけでなく、教員も大学主催のオープンカレッジにとどまらず、公民館など地域主催の講演会やシンポジウムの講師を積極的に引き受け、社会啓発活動にも参加するなどしている。新発田市と聖籠町、新潟県の審議会や各種委員会には学識経験者として本学教員が多数委嘱されており、地域に根差す大学として評価されている。

また、大学を支援する「オレンジ会」と大学との密接な関係により、大学から地域へのアウトプットが容易になるだけでなく、「地域学入門」、「地域学」、「酒育セミナー」といった地域と連携した授業を作り出せることが特筆すべき特色と言えよう。この授業は、大学が立地する地域の歴史、地理、文化、産業の理解を促し、将来的には地域で就職し、地域社会に貢献する人材を輩出するという循環を動かし始めている。

## (3) 問題点

社会連携・社会貢献が一元管理されておらず、複数の部署で管理・実施しているため、学内の横の連携ができておらず、大学の規模の割に抱える活動数が非常に多くなっている。ま

た地方自治体との協定上、容易に変更できない活動もあり、大学の財政に大きな負担となっている。ボランティア活動においても、外部助成金の採択がないと、安定的発展的な活動に制限が加えられることが問題点として挙げられている。

#### (4) 全体のまとめ

本学では、建学の精神、大学の理念・目的に則って「社会連携・社会貢献に関する方針」を定め、これらを学内外に適切な方法で公表している。また、社会連携・社会貢献にかかわる中・長期計画やその他の諸施策についても、各委員会から教学マネジメント委員会を経て、教授会を通して学内構成員に周知のうえ、実施している。実施後は担当委員会会議で評価・改善を行い、次年度実施に際しては、担当委員会組織と財政の裏付けを教学マネジメント委員会で検証してから実施に移している。

本学は開学以来、社会連携・社会貢献に務めてきた。今後も大学基準に照らして適切に社会連携・社会貢献に力を尽くし、時代に合わせた取り組みをしていきたい。

#### 根拠資料

##### 9-1 社会連携・社会貢献に関する指針

<https://www.keiwa-c.ac.jp/guide/outline/>

##### 9-2 新潟市・新潟都市圏大学連合 包括連携協定書

##### 9-3 新発田市、聖籠町、オレンジ会と敬和学園大学との連携に関する協定書

##### 9-4 粟島浦村との敬和学園大学の連携協力に関する協定書

##### 9-5 新発田市と敬和学園大学との包括的連携に関する協定書

##### 9-6 高等教育コンソーシアムにいがた

<https://consortium-niigata.jp/conso/>

##### 9-7 地（知）の拠点大学による地方創生推進事業（COC+）に関する共同事業契約書

##### 9-8 地（知）の拠点大学による地方創生推進事業（COC+）に関する協定書（新潟県）

##### 9-9 地（知）の拠点大学による地方創生推進事業（COC+）に関する協定書（新潟市）

##### 9-10 COC+事業「『まち・ひと・しごと』創生を循環させる NIIGATA 人材の育成」の概要資料

##### 9-11 「オレンジ会」規約

##### 9-12 新発田市・聖籠町・新潟県など自治体審議会・委員会委嘱教員一覧

##### 9-13 敬和学園大学図書館規程

##### 9-14 敬和学園大学紀要編集委員会規程

##### 9-15 敬和学園大学ボランティア委員会内規

##### 9-16 敬和学園大学『人文社会科学研究所年報』No.15

<https://www.keiwa-c.ac.jp/thesis/2017/06/30/42975.html>

- 9-17 敬和学園大学オープンカレッジ一覧
- 9-18 日本私立大学教育連盟教学担当理事者会議分科会資料「大学の教育力評価について～私立大学の教育力向上のために～」②教育力向上の具体的実践例「敬和学園大学のフィールド型アクティブラーニングについて」（2018年8月27-28日）
- 9-19 アクティブラーニング紹介【栗島プロジェクト】  
[https://www.keiwa-c.ac.jp/campus\\_blog/2018/12/10/50229.html](https://www.keiwa-c.ac.jp/campus_blog/2018/12/10/50229.html)
- 9-20 『敬和学園大学研究紀要』第28号（2019年2月）  
<https://www.keiwa-c.ac.jp/thesis/2019/02/28/52213.html>
- 9-21 ライブリオ 表彰状
- 9-22 「地域学入門」シラバス（2016-2019）
- 9-23 「地域学1・2」シラバス（2016-2019）
- 9-24 「酒育セミナー」シラバス（2017-2019）
- 9-25 『VOLUNTAS』2016-2018 ボランティア活動報告集  
<https://www.keiwa-c.ac.jp/publication/2019/03/31/55493.html>
- 9-26 ボランティア活動一覧（2016-2019年度）
- 9-27 敬和学園大学企業との就職懇談会 式次第
- 9-28 学生HOPEによるパワーポイントプレゼンテーション
- 9-29 『KEIWA COLLEGE REPORT』第94号  
<https://www.keiwa-c.ac.jp/publication/2019/12/10/55097.html>
- 9-30 学生寮学生の活動（2016年度～2019年度）
- 9-31 敬和学園大学海外留学者数（2015年度～2019年度）
- 9-32 2019年度第1回 図書館・研究所・紀要委員会議事録
- 9-33 地域連携センター委員会議事録

## 第10章 大学運営・財務

### 第1節 大学運営

#### (1) 現状説明

点検・評価項目①：大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を明示しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するための大学運営に関する方針の明示

評価の視点2：学内構成員に対する大学運営に関する方針の周知

本学は、大学運営に関する方針を教学マネジメント委員会ならびに教授会で以下の方針を協議の上で決定し、学内構成員に周知し、ホームページ上で公表している（資料10-1-1 <https://www.keiwa-c.ac.jp/guide/outline>）。

本学の建学の精神、教育理念・目的及び中・長期的な計画を実現し、大学の将来を見据えた適切な大学運営を行うために大学運営に関する方針を以下の通り定める。

1. 教育研究目的達成のために、学長のリーダーシップのもと、教員と職員が協働して適切な大学運営を推進するために審議し、必要な改革を行い、環境を整える。
2. 関係法令ならびに学内諸規定に基づいた、組織と業務の適正な管理運営を推進する。
3. 規程等を整備し、役職者及び各組織の権限と責任、意思決定のプロセスを明確にする。
4. 教育研究活動の向上と大学運営の適切化及び効率化を図るために、教職員に対する研修の機会を恒常的、計画的に提供する。
5. 教育研究活動を安定的に支えるために、中長期的な財務計画を策定し、財政基盤を確立する。
6. 中長期計画や事業計画の目的を達成するために、経営資源（ヒト、モノ、カネ）を適切に、かつ効率的に配分する。
7. 寄附行為に掲げられた目的を達成するために、恒常的に理事会及び敬和学園高校との連携を推進する。
8. 大学運営に関する適切性を定期的に点検・評価し、改善・向上させる。

点検・評価項目②：方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示しているか。また、それに基づいた適切な大学運営を行っているか。

**評価の視点 1 : 適切な大学運営のための組織の整備**

- ・ 学長の選任方法と権限の明示
- ・ 役職者の選任方法と権限の明示
- ・ 学長による意思決定及びそれに基づく執行等の整備
- ・ 教授会の役割の明確化
- ・ 学長による意思決定と教授会の役割との関係の明確化
- ・ 教学組織（大学）と法人組織（理事会等）の権限と責任の明確化
- ・ 学生、教職員からの意見への対応

**評価の視点 2 : 適切な危機管理対策の実施**

学長の選任方法は、「学長選任に関する規程」第 2 条に従って、理事長又はその代理者、学校法人を代表する者 5 人、大学教職員を代表する者 5 人で構成される学長選考委員会において候補者を決める（資料 10-1-2）。また、「大学学長選任に関する内規」第 3 条及び第 5 条に従って、3 名以内の候補者に対して教職員の選挙または信任投票によって最終候補者を決定し、理事会に推薦する（資料 10-1-3）。

学長の職務と権限は、学則において「学長は公務をつかさどり、所属教職員を統督する」（第 4 条第 2 項）と総括されている。具体的には、教授会を招集し、その議長となって教授会をつかさどり（第 6 条第 3 項）、(1) 学生の入学、卒業及び課程の修了その他学生の身分取り扱いに関する事項、(2) 学位の授与に関する事項、(3) 教員の人事に関する事項、(4) 教育課程に関する事項、(5) 学則その他重要な学内諸規定に関する事項、(6) 学術研究に関する事項、(7) 教室、研究室、図書館その他教育研究施設に関する事項、(8) 学内の宗教活動に関する事項、(9) その他、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定める事項（第 7 条）を決定するにあたり、教授会で意見を聴くことができる。その他学生の賞罰に関する事項（第 41 条、第 42 条第 1 項）について教授会の議を経て行う（資料 1-2）。

この他、教学マネジメント委員会（資料 2-2 第 3 条第 1 項）、事故対策委員会（資料 10-1-4 第 4 条第 3 項）、倫理委員会（資料 10-1-5 第 4 条第 1 項）、安全衛生委員会（資料 10-1-6 第 3 条第 1 項）、学生寮運営委員会（資料 10-1-7 第 4 条第 2 項）の委員長となって会議をつかさどり、キリスト教と教育委員会（資料 10-1-8）や入試委員会（資料 5-6）などの委員としても加わる。

副学長と学長補佐を置くことができるが、その選任と職務と権限は「副学長規程」（資料 10-1-9）ならびに「学長補佐規程」（資料 10-1-10）で定め、学長がその設置及び選任をし、教授会で承認する。

学長、副学長、学長補佐以外の本学の役職者に以下の者を学則で定めている。英語文化コミュニケーション学科長、国際文化学科長、共生社会学科長、宗教部長、学生部長、教務部

長、図書館長、人文社会科学研究所長、地域連携センター長、学生支援センター長、事務局長（資料 1-2 第 4 条第 1 項第 2 号）。

本学は人文学部の小規模単科大学であるので、学部長は開学以来、学長が兼務している。学科長の職務と権限は、学則（第 4 条第 4 項）で定め、学科会議で選任し、教授会で承認する。（資料 1-2）

宗教部長の職務と権限は学則（第 4 条第 5 項）と「キリスト教と教育委員会規程」（資料 10-1-8 第 6 条）で定め、学生部長の職務と権限は学則（第 4 条第 6 項）と「学生委員会規程」（資料 7-2 第 5 条）で定め、教務部長の職務と権限は学則（第 4 条第 7 項）と「教務委員会規程」（資料 7-2 第 6 条）で定め、図書館長の職務と権限は学則（第 4 条第 8 項）と「大学図書館規程」（資料 9-13 第 5 条）で定め、人文社会科学研究所長の職務と権限は学則（第 4 条第 9 項）と「人文社会科学研究所規程」（資料 3-1 第 2 条）で定め、地域連携センター長の職務と権限は学則（第 4 条第 10 項）と「地域連携センター委員会規程」（資料 3-2 第 6 条）で定め、学生支援センター長の職務と権限は学則（第 4 条第 11 項）と「学生支援センター規程」（資料 7-3 第 2 条）で定め、それぞれ学長が選任し教授会で承認する。

学長の意思決定とその執行の過程について、重要な事柄は副学長または学長補佐ならびに事務局長ならびに各課長との検討の上で、教学マネジメント委員会にて人事、大学運営、教学の企画運営、内部質保証、教学と関連した財務に関する事項等審議し（資料 2-2）、教授会に諮って大学の意思として決定する。大学の意思として決定された事柄は、各学科や事務局課長会での協議を経て執行していく。

教授会は、教学マネジメント委員会や各種委員会で協議・報告された事項に対して、意見を述べて協議する役割を担う（学則第 7 条）。このような過程を経て、学長の意思決定に不適切な点があれば正し、欠けている点があれば補い、情報を共有しつつ実現化していく。

法人の権限、責任は明確に規定されており、大学のそれとは区別されている。法人は理事会を置き、「理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。」（寄附行為第 11 条 2 項）（資料 1-1）と規定している。大学は主に教学についての権限と責任を持ち、理事会は同一法人の敬和学園高校を含め、大学と高校の両方を視野に入れて経営に関する権限と責任を担う。しかし教学と経営の両者は表裏一体を成すように密接に結びついている。言い換えれば、大学は主として教学という視点で物事を考え、理事会は主として経営という視点で見ている。そこで重要なのは、教学と経営の両方の目で見ることのできる常務理事の役割と両者を橋渡す学長及び学内理事の存在である。両者の正確な情報を提供して互いに齟齬がないようにしなければならない。

学生や教職員などの現場からの声には、十分に注意しなければならない。緊急に対応しなければならない事柄とすぐには対応できないが改善の必要があるクレームとを区別して対応していく必要がある。学生に対しては随時アドヴァイザーが相談に応じるほか、「授業評価アンケート」「卒業時アンケート」によって意見を述べる機会を提供し、教務委員会や学

生委員会等、所管の委員会で対応している（資料 2-9、4-8）。教員は学科会議や各委員会で意見を述べる機会がある。職員は定期的な事務局長・課長連絡会議及び事務局長との面談でできるだけ現場の声を吸い上げるようにしている。

さまざまな危機があるが、台風や地震などの自然災害や火事などの人為的な災害に備えて、安全衛生委員会の主導で危機管理マニュアルを備え、学生に防災ハンドブック（資料 8-5）を配布するとともに、毎年避難訓練を行っている。しかし、想定外のことを念頭に入れて食料品や災害グッズなどの備蓄などもしていかなければならない。

また、前例のない対応に迫られた時などは、社労士、産業医、弁護士などの専門家の意見も参考にしており、今後も地域社会の人々との連携していく必要がある。

### 点検・評価項目③：予算編成及び予算執行を適切に行っているか。

#### 評価の視点 1：予算執行プロセスの明確性及び透明性

- ・ 内部統制等
- ・ 予算執行に伴う効果を分析し検証する仕組みの設定

予算編成は、事務局の総務課会計係が中心となり、全体の予算案を取りまとめている。収入は、事業活動収入の中で最大の比重を占める学生生徒等納付金の見込みが重要となる。入試の志願者状況と在学学生数から新年度学生数を予測し、学納金収入を決定する。他の収入は、事業計画、前年実績により算定する。支出は事業活動支出の約 6 割を占める人件費は会計係にて算出する。人件費以外の支出で約 3 分の 1 を占める委員会及び学科予算については、予算上限額などの編成方針に基づき、原則それに従った予算案が作成される。他の支出は、事業計画、前年実績などを細部にわたり点検の後、予算計上する。

収入と支出が揃った段階で、会計係は、収支差額の状況を確認しながら、各部署の予算要求内容を編成方針と照らし合わせた上で精査する。必要に応じて予算要求の修正依頼や削減案を盛り込むなどの最終調整を行い、予算案は 3 月開催の理事会、評議員会で協議、承認を受け成立する。

予算執行について、予算の成立後、各部署に配分され執行となるが、予算外の支出については、特別な場合をのぞき科目間の流用で対応し、予算合計は厳守するよう努力している。また期中には予算管理計算書を作成し、執行内容について予算計画との照合やチェックを行っている。

決算の内部監査については、私立学校法第 37 条第 3 項及び学校法人敬和学園寄附行為第 7 条第 2 項に基づく監事による監査、私立学校振興助成法第 14 条第 3 項に基づく監査法人による会計監査を実施している。監事による監査は、年度初めに監査計画を策定し、それに

基づき実施している。監査法人による会計監査は、高志監査法人と契約し、年度ごとに取り  
交わした契約事項に基づき、期中監査、現金・預金実査、決算監査等を実施している。

予算執行については、ロードマップ実績報告作成時及び当初予算編成時に、各担当部署が  
執行実績について目標達成度及びその効果を PDCA の中で分析・評価し、次年度事業計画及  
び予算策定に反映させている。

**点検・評価項目④：法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運  
営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能  
しているか。**

**評価の視点 1：大学運営に関わる適切な組織の構成と人員配置**

- ・ 職員の採用及び昇格に関する諸規程の整備とその適切な運用状況
- ・ 業務内容の多様化、専門化に対応する職員体制の整備
- ・ 教学運営その他の大学運営における教員と職員の連携関係（教職協働）
- ・ 人事考課に基づく、職員の適正な業務評価と処遇改善

「組織規程」（資料 10-1-11）及び「事務分掌規程」（資料 10-1-12）に基づき、法人・大  
学運営に必要な事務組織等を整備している。総務課（総務係・会計係・施設係・IR 係・図書  
係（図書館））、教務課（教務係・学生係・ボランティアセンター係・国際交流係・地域連携  
センター係（地域連携センター）・学生支援センター係（学生支援センター））、広報入試課  
（広報入試係）、キャリアサポート課（キャリアサポート係）の 4 課 13 係を設置し、業務の  
多様化、専門化に対応した職員配置を行っている。

2016 年度に設置された学生寮については、運営全般の管理サポート事務は教務課長及び  
教務係員が担当している。日常的には非常勤の寮監を配置し、建物等の管理はアウトソーシ  
ングをしている。

今後の大学運営の状況に併せて事務機能や業務内容の変更に対応できるよう、組織体制  
の見直しを検討しているところである。

職員の採用及び昇格について、それに関する諸規程は未整備である。現状は次のとおりで  
ある。

職員採用について、欠員補充等が中心になる。業務の多様化、高度化などにより仕事量が  
増加しているため、本来ならば増員が必要である。しかし増員は財政上難しく、必要な場合  
でも業務見直し・改善による人員捻出等により、増員を最小限に抑えている。

また 2016 年度からの専任職員の採用は、企業等の勤務経験が複数年以上ある者を募集条  
件として、すべて任期 1 年の職員として採用し、任期勤務中の能力等総合評価により正規専

任職員へと登用していく採用に変更した。今までの人物重視のポテンシャル採用ではなく、実務のできる即戦力となりうる人物を採用できるようにした。

昇任及び人事異動については、事務局長や総務課により、課長等に課員・係員の状況についてヒアリングを行い、その内容を踏まえた上で配置の適切性や必要性を判断している。事務局長（総務課長）が人事案を作成し、課長会等で相談し、学園常務委員会、理事会の審議を経て決定している。

職員体制の整備については、現在の大学運営の状況、業務の多様化、専門化に対応するため、総務課に IR 係、教務課に地域連携センター係と学生支援センター係を新設し、組織化した。

また多様な学生の支援を推進するため、学生支援センターに専門資格を持つ、キャンパス・ソーシャルワーカー（常勤）、カウンセラー（非常勤）、保健師（非常勤）の配置を行っている。キャリアサポート課にはキャリアコンサルタント資格を持つ職員を配置し、就職を取り巻く激しい環境変化のなかで学生を的確に支援できるよう体制を整えている。

キャリアサポート課の職員 2 人は強化スポーツ指定のバドミントン部及びアーチェリー部のコーチを兼務している。

各種委員会は教職員で構成され、教員と職員が連携、協力しながら、円滑な運営を行っている。職員も正規の委員となり、職員が教学関係の活動に主体的、積極的に参画できるよう、教職協働の組織体制がとられている。

また学長、事務局長、課長で毎週月曜日に定例で事務局長・課長連絡会を開催し、大学運営に関する情報共有と問題状況の分析や解決策案の検討を行うことにより、連携強化を図っている。

人事考課制度の導入については、2003 年度から 2008 年度まで賃金制度とは連動しない能力開発型の人事考課を実施していたが、個人の目標設定や評価方法に問題がみられたため、再開に至っていない。現在は、事務局長及び総務課が課長等にヒアリングを行い、課員・係員の勤務態度や業務遂行状況を確認し、昇任及び人事異動に反映させている。

**点検・評価項目⑤：大学運営を適切かつ効果的に行うために、事務職員及び教員の意欲及び資質の向上を図るための方策を講じているか。**

**評価の視点 1：大学運営に必要なスタッフ・ディベロップメント（SD）の組織的な実施**

大学運営に必要な能力・適性を有する教職員を養成するため、毎年、法人主催で年 2 回実施される高校と大学の教職員合同研修会と大学単独の SD 研修会を実施している。

法人の合同研修会では、主に本法人の建学の精神及び教育理念の共有と高大連携が主題となっており、高校と大学の教職員がグループ討議を通じて、高校と大学の情報交換と教職協同の意識を高めることができている。

大学で実施されるSD研修は、毎年夏期に開催される職員研修会のほか、教職員対象の研修会（FD/SD研修会）があり、そのテーマは大学改革に関するものから学生支援まで幅広く実施されている。（資料10-1-13）

このほか事務職員の意欲の向上については、担当課長や事務局長との面談の中で、職員それぞれの課題や目標を確認するだけでなく、大学に対する要望や意見を聞き出し、職員の意欲向上を図っている。

**点検・評価項目⑥：大学運営の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。**

**評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価**

**評価の視点2：監査プロセスの適切性**

**評価の視点3：点検・評価結果に基づく改善・向上**

大学運営の適切な根拠に基づく点検・評価について、「自己点検・評価規程」が制定されており、これに従って自己点検・評価委員会において組織的、定期的に取り組んでいる。

また中・長期計画（ロードマップ）に掲げられたミッション及びビジョンの実現を目指し、各部署の目標達成に向けて、PDCAサイクルを意識した事業計画の策定、実施が行われている。毎年度、各部署の事業計画の達成度は数値化され、その結果は、自己点検・評価委員会、教学マネジメント委員会、教授会において報告され、全学的な観点から点検・評価を受け、次年度の改善・向上に向けた取り組みにつなげている。

理事会及び評議員会に対しては、毎年度、事業計画書と事業報告書を提出し、大学の運営、活動について報告を行い、その適切性について点検・評価を受けている。

監査については、学園監事と監査法人が連携して行っている。お互いに情報を交換、共有しながら、本学園の業務について効果的な監査実施に努めている。なお本法人は小規模であるため、専門の内部監査室が設置されていないこともあり、監事（非常勤）は3人配置されている。

監事の監査は、年度初めに監査計画を策定し、計画的に業務監査及び会計監査が実施されている。監事は、原則として毎回の理事会及び評議員会に出席し、理事及び評議員の職務遂行を確認している。決算監査の結果については5月の理事会、評議員会に報告している。また教学面の業務監査として、中・長期計画（ロードマップ）の達成度評価報告書について点検評価を行い、監事として意見を述べている。

監査法人による監査は、年間を通じて延べ 245 時間（2018 年度実績）の監査が行われ、決算後には理事長宛に全体の意見報告がなされている。また監査の一環として、監査法人の責任者と本学園の理事長及び監事がディスカッション形式で意見交換を行っている。その結果については、大学長、事務局長に伝えられ、監査法人から意見や改善の指摘がなされた場合、迅速に対応できるようにしている。

大学内においては毎年度、中・長期計画（ロードマップ）達成度評価報告書を提出し、運営の適切性について点検・評価が行われ、さらに監事が点検・評価を行い、意見を述べる仕組みになっている。さらに事業計画、監査計画により大学運営が計画的に実施され、点検・評価結果の報告を行い、監査や理事会・評議員会から出された意見を基に改善・向上に取り組んでおり、PDCA サイクルは適切に機能していると言える。

このような点検・評価の結果は、『敬和カレッジレポート』（資料 10-1-14）及び大学ホームページ上で一部「敬和学園財務状況等のご報告」として公開している（資料 10-1-15 <https://www.keiwa-c.ac.jp/guide/openinfo/>）。

## （２）長所・特色

教職協働のもと、教員と職員が双方の職務上の責任や権限を踏まえ、互いにそれを尊重しあいながら、一致協力して大学の教育活動及び運営に取り組んでいると言える。とくに大学の課題である学生募集及び経営改善の取り組みについては共通認識となっており、それぞれの立場から問題点が提起され、最終的には様々な視点からの問題分析や対応策が反映されたバランスの良い改善策が取られ実行されている。

事務組織体制の管理職について、広報入試課について、2015 年度から課長 1 人体制から課長 2 人体制（入試担当、広報担当）となり、入試・広報業務を分担して学生募集体制の整備・強化を行った。また 2017 年 10 月から、空席であったキャリアサポート課の課長が配置され、4 課の課長 5 人全員揃った。全員内部からの登用であり、総務課長以外の 4 人は全員、学生支援業務及び入試業務を経験している。全員実務に精通していることもあり、業務に関する問題について以前よりスムーズな意思疎通、連携を行うことができるようになった。

毎週月曜に定例で開催していた課長会を公式化するため「敬和学園大学事務局長・課長連絡会規程（2019 年 1 月 16 日学園常務委員会承認）」（資料 10-1-16）を制定した。併せて「敬和学園大学事務局運営会議規程（2019 年 1 月 16 日学園常務委員会承認）」（資料 10-1-17）を制定し、事務職管理職職員が協議し意思決定する場を設置した。

監事の業務の重要性が増していることから、文部科学省の監事研修会に毎年度参加している。監事の業務や私学行政に関する動向を把握するなど、監事としての職務や専門性の向上に努めている。研修会の内容については、理事会や関係者に報告され、法人としての情報共有を行い、適正な法人運営を確保するために監事機能の充実を図っている。

## （３）問題点

職員組織は概ね機能しているが、チーム力は弱く、以前から縦割り意識が強い。職員間の指揮命令系統や「報告・連絡・相談」体制も改善の余地があり、縦横の関係と協力体制の再構築を考えなければならない。上司による部下の適切なマネジメントも求められている。今後の大学運営実務の中核を担うミドル層の強化も喫緊の課題である。

また人事考課制度が再開されていないこともあり、職員一人ひとりのPDCAサイクルによる業務遂行については、日常業務の中で管理職による確認点検を受けるだけにとどまっている。組織的な点検評価の取り組みは行われていない。

SD 研修の計画策定、実施、運営については、大学全体として組織的な取り組みが必要である。また職員は、大学の理念、ミッション、方針を理解し、それぞれの職種において期待される役割を正しく認識し、そのために必要な知識や能力を習得することが重要である。自己啓発的な研修の支援についても考えなければならない。

点検・評価による改善・向上の取り組みについて、外部評価の観点から、ステークホルダーの視点でのチェックやモニタリングの仕組みを検討する必要があると考えられる。在学生、保護者、卒業生、高校関係者、地域住民、企業・団体関係者などから、本学の教育、研究、地域活動、運営等について意見や要望を募る機会を設けることやアンケートなどを積極的に実施することが必要である。

PDCA サイクルについては、目標設定も課題である。目標が低く設定されたり、大学の方針や目標から離れて特定の事項に偏っていたり、トレンドからはずれた内容であれば、達成度評価が高くても大学としての教育上の価値や意義は低い。実現不可能な目標も難しく、現実的な数値を入れた目標設定の適切性を判断し取り組むべきである。そして期中に実施しながら目標ハードルの上げ下げを行い適切性を確保するなど、柔軟な対応が必要であると考えられる

#### (4) 全体のまとめ

大学運営において、教育事業推進と事務は車の両輪のような関係であると考えられる。事務が安定していなければ教育事業の効果は期待できない。また本学の経営課題や、複雑化・多様化している大学改革に関する課題の克服に向けて、大学職員の果たす役割は重要性を増している。そのため職員全体のレベルアップを図らなければならない。

職員各自が大学の方針や状況を踏まえた業務遂行上の目標を設定し、確実に職責を果たす力（業務遂行力、改善力、変化対応力）を身に付けることが重要である。そのような職員の育成のためにも人事考課制度を再開したい。また賃金制度と連動する仕組みも検討をはじめたい。

学生や地域にとって魅力のある教育環境としての大学運営が適切に行われるよう、教職員が一致協力して取り組んでいかなければならない。また自己点検評価の客観性、妥当性を保持するためにも、認証評価機関以外の第三者からも積極的に検証を受けることが必要に

なる。受け身ではなく、大学教育、大学運営の改善向上、発展のために積極的に取り組んでいくことが自己点検評価の目標である。

## 根拠資料

- 10-1-1 大学運営に関する方針  
<https://www.keiwa-c.ac.jp/guide/outline>
- 10-1-2 敬和学園大学学長選任に関する規程
- 10-1-3 敬和学園大学学長選任に関する内規
- 10-1-4 敬和学園大学事故対策委員会規程
- 10-1-5 敬和学園大学倫理委員会規程
- 10-1-6 敬和学園大学安全衛生委員会規程
- 10-1-7 敬和学園大学学生寮運営委員会規程
- 10-1-8 敬和学園大学キリスト教と教育委員会規程
- 10-1-9 敬和学園大学副学長規程
- 10-1-10 敬和学園大学学長補佐規程
- 10-1-11 組織規程
- 10-1-12 事務分掌規程
- 10-1-13 敬和学園大学 SD 研修会一覧表
- 10-1-14 『KEIWA COLLEGE REPORT』第93号  
<https://www.keiwa-c.ac.jp/publication/2019/06/20/52934.html>
- 10-1-15 事業報告・決算・監査報告書 <https://www.keiwa-c.ac.jp/guide/openinfo/>
- 10-1-16 敬和学園大学事務局長・課長連絡会規程
- 10-1-17 敬和学園大学事務局運営会議規程
- 10-1-18 教授会運営内規
- 10-1-19 役員名簿
- 10-1-20 監事による監査報告書(6カ年分)
- 10-1-21 監査法人による監査報告書(6カ年分)
- 10-1-22 2018年度学校法人敬和学園事業報告書

## 第2節 財務

### (1) 現状説明

点検・評価項目①：教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定しているか。

評価の視点1：大学の将来を見据えた中・長期の計画等に則した中・長期の財政計画の策定

評価の視点2：当該大学の財務関係比率に関する指標又は目標の設定

#### 1. 大学の将来を見据えた中・長期の計画等に則した中・長期の財政計画の策定

本法人は高等学校、大学を設置し、それぞれ独立採算経営を行っている。2018年度決算において、法人全体の事業活動収入は16億2474万円である。その内、高校の占める割合は49.8%、大学は50.1%である。収入面では高校も大学も同規模となるが、大学の支出は収入の範囲内に収まらず大幅な支出超過（基本金組入前当年度収支差額▲9221万円）となり、法人全体の収支赤字（基本金組入前当年度収支差額▲1億5922万円）を招いている。また大学単独のキャッシュフローも赤字化しており、資金が流出している。このままの状態が長く続けば、法人全体の存続が危うくなる可能性があるため、大学の財務の健全化を法人経営の最重要課題の一つと位置付けている。

大学の収支差額は、入学定員及び収容定員を確保できていないことから、学納金収入が安定的に得られず、大幅な赤字が続いている。予算段階において緊急的に支出削減案（資料10-2-1）を策定し盛り込んでいるが、一時的な対応策であるため、抜本的な収支改善には至っていない。定員充足による収入確保、収支回復、安定化には時間を要し、数年は支出削減を中心とする収支改善が必要となる。

よって、大学としては、継続的、組織的な改善を目指し、2017年9月に「2017年度経営方針」（資料10-2-2）を策定し、財務関係の中期目標を設定した。それを達成するため、財務経営のロードマップで中長期的に取り組むことを決めた。具体的には、定員充足の状況を見ながら、収入に見合った支出予算の編成を原則として、とくに各事業の必要性と効果を点検・評価し、聖域なき経費の見直しを進めていくこととした。

大学の全体的な将来計画（長期的展望）の策定については、今後検討する。また2020年4月の私立学校法改正に伴い、法人として中期計画策定が義務付けられ、大学の中期計画についても2020年3月の理事会及び評議員会において審議を予定している。財政計画はそれらを実施するために必要な資金計画となる。実際には単年度の収支差額や保有資金の状況、上記のような収支改善の取り組みも踏まえながら、将来計画（長期的展望）や中期計画に基づく具体的な実施計画を策定し、順に財政計画として実現可能なものとしていく必要がある。現時点では、短期的な収支改善の努力を継続することにより、中長期的な財政安定、経営力の強化を目指している。

## 2. 当該大学の財務関係比率に関する指標又は目標の設定

大学の財務関係の指標又は目標に関して、「2017 年度経営方針」の中で、①事業活動収支差額の黒字化 ②事業活動支出の人件費の比率を事業活動収入の 60%に抑える ③ 奨学費を学生生徒等納付金収入の 8%に抑える の 3 点を掲げ、収支改善及び財務の健全化に取り組んでいる。2018 年度決算では、①事業活動収支差額は▲9221 万円、②人件費の比率は 64.6%、③奨学費の比率は 12.3%となり、目標値をいずれも達成できていない状況である。

毎年の予算においては、保有資金流出の影響を回避するため、支出超過額を減価償却額程度に抑えることを編成目標としている。

点検・評価項目②：教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立しているか。

評価の視点 1：大学の理念・目的及びそれに基づく将来を見据えた計画等を実現するために必要な財務基盤（又は予算配分）  
評価の視点 2：教育研究活動の遂行と財政確保の両立を図るための仕組み  
評価の視点 3：外部資金（文部科学省科学研究費補助金、寄附金、受託研究費、共同研究費等）の獲得状況、資産運用等

### 1 大学の理念・目的及びそれに基づく将来を見据えた計画等を実現するために必要な財務基盤（又は予算配分）

学生数の減少等により収支バランスの取れない、厳しい財務状況となっている。このままでは保有資金の流出が続き、様々な計画の実施に問題が生じ、将来の運営に大きな支障が出る可能性が高い。それを回避するため、単年度の支出超過額を減価償却額程度に抑え、保有資金への影響を小さくする必要がある。

毎年予算においては、①人件費削減（賞与、手当半額支給）、②委員会・学科経費削減（一律 10%又は 20%削減）、③教員研究費削減（25%又は 50%削減）などを盛り込み、支出超過額の縮小に取り組んできた。とくに 2015 年度及び 2017 年度は賞与削減も実施し、7 千万円を超える支出削減を行った。しかし短期的な支出削減による対応策だけでは限界もあり、中長期的な改善策・改善目標として「2017 年度経営方針」が策定、実行されることになった。それに基づき経営改善及び財政基盤の安定化を目指すこととしている。

つぎに 2015 年度から 2018 年度までの財務関係比率の状況について述べる。

○事業活動収支計算書関係比率（法人全体）

法人全体の比率を全国平均と比較すると、人件費関係、管理経費、補助金関係の比率が高く、学生生徒等納付金比率が低い。人件費関係及び管理経費の比率が高いのは、高等学校の寮、給食及びスクールバスの事業によるものである。とくに人件費依存率が高いのは、高等学校の収入において補助金比率が高くなるためである。寄付金関係比率は、2014年度から法人として創立記念募金（資料 10-2-3）に取り組んだこともあり、全国平均を上回っている。

事業活動収支差額比率は、2015年度はプラスであったが、大学の学生数減少による収支差額の影響を受け、2016年度からマイナスが続いている。2017年度及び2018年度は高等学校も収支均衡となる学生数を確保できずマイナスに転じている。

#### ○事業活動収支計算書関係比率（大学部門）

事業活動収支差額比率はマイナスとなり、2016年度からはマイナス10%を超える状況となっている。学生数の減少により収支均衡が取れない状況が続いている。

人件費関係比率及び管理経費比率が全国平均より高くなっているのは、学生数減少による収入減や学生寮設置の支出増の影響によるものである。教育研究経費比率について、体育館雨漏り改修を行った2017年度をのぞき全国平均を下回っている。その中で奨学費の占める割合は年々増加し、2018年度決算では総額で7684万円となっている。

補助金関係比率が高いのは、2016年度及び2017年度に私立大学等改革総合支援事業に採択されたことや、2016年度から新発田市との地域連携協定に基づく補助金を受けたことなどによる。教育研究の高度化を推進する上で、文部科学省の補助金へ積極的な申請を行うことにより学納金収入への依存軽減が図られている。寄付金関係比率は、創立記念募金を実施していることもあり、全国平均を上回っている。

基本金組入率が全国平均より低いのは、第2号基本金の組み入れが行われていないことや、施設設備の取得等においてリース契約が増加していることが要因である。

#### ○貸借対照表関係比率

2015年度と2018年度を比較すると、繰越収支差額比率はマイナス36.5%からマイナス54.7%に下降しているが、純資産構成比率は全国平均並みの87%前後で推移しているので財務の安定性は維持していると言える。

固定資産の調達源泉をみる比率では、固定比率及び固定長期適合率は全国平均を下回り本法人の固定資産が自己資金で賄われている割合が高いことを示している。大学では借入金による施設設備取得は行われていない。

資金繰りの指標となる流動比率及び前受金保有率は全国平均を上回り、資金の流動性は高く、短期的な支払能力に問題はない。法人全体として金融資産を現金預金ならびに短期有価証券として保有しているため、流動資産構成比率も全国平均より10%以上高くなっている。

（全国平均は、日本私立学校振興・共済事業団発行の「今日の私学財政」30年度版による医歯系をのぞく大学法人及び大学部門の数値を参照した。）

## 2 教育研究活動の遂行と財政確保の両立を図るための仕組み

厳しい財務状況のなか、教育研究活動を確実に実行し、財政収支の改善を進めていくためには、中長期的な経営改善策の「2017 年度経営方針」を基本とし、具体的な数値目標を含む事業計画とロードマップを反映して、毎年の予算編成、執行を進めていくことが重要である。実際の予算編成では、各部署からの事業計画に基づく申請により、ロードマップの計画実施に関する経費は可能な限り予算化している。財政面での状況とロードマップを踏まえながら柔軟に予算編成を行っている。

経費の見直しについては、2018 年度に教学マネジメント委員会において具体的な経費削減案が示されたので、無駄と考えられる経費をチェックし、支出削減の取り組みを始めたところである。予算に関する収支改善の取り組みとしては、2019 年度以降の委員会及び学科予算の編成方針が定められた。委員会予算については、過去 5 年間の予算執行実績から、新年度予算申請の概算枠（上限額）を算出し、その概算枠内で予算編成を行うことにした。学科予算は、従来申請予算を廃止し、事業申請予算に変更した。2019 年度は上記に基づき編成を依頼し（資料 10-2-4）、予算要求額は概算枠内に収まる 8965 万円となり例年の要求額の 10%削減となった。

上記の取り組みにより経常的な予算支出は全体として縮小している。施設設備や修繕等の特別な予算支出は緊急性や必要性の高いものから優先的に実施し、予算執行も抑制的に行っているが、教育研究活動の遂行には問題はない。

また学生生徒等納付金収入の確保のため、2000 年度から据え置いてきた納付金の値上げを 2020 年度から実施することとした。全学年の施設設備費を 27 万円から 29 万円に値上げし、教育環境の整備、充実を進めていきたい。

## 3. 外部資金（文部科学省科学研究費補助金、寄附金、受託研究費、共同研究費等）の獲得状況、資産運用等

科学研究費補助金について、2015 年度から 2018 年度における申請件数、採択件数及び採択率は、2015 年度は申請 6 件、採択 0 件、採択率 0%、2016 年度は申請 8 件、採択 2 件、採択率 25.0%、2017 年度は申請 6 件、採択 2 件、採択率 33.3%、2018 年度は申請 3 件、採択 1 件、採択率 33.3%、2019 年度は申請 4 件、採択 1 件、採択率 25.0%である。また分担者を含む受け入れ件数は、2015 年度は 4 件、1,852 千円、2016 年度は 7 件、2,862 千円、2017 年度は 3 件、6,131 千円、2018 年度は 8 件、5,700 千円、2019 年度は 11 件、4,959 千円である。

2015 年度と 2019 年度を比べると、申請件数はやや減少傾向にあるが、受け入れ件数及び総額は増えている。これは新採用者の前任校で採択された科学研究費の継続分と分担者の増加による。本学では採択実績のある教員が申請、採択を繰り返しているのが実情であり、新規を増やす取り組みが必要になる。具体的には、科学研究費の応募を積極的に促すために、

人文社会科学研究所の共同研究に応募する者には科学研究費にも応募することを一つの条件としている。また全教員を対象に書類作成の説明会や、採択者による獲得指南の機会を設けている。

寄附金は、在学生の保護者を対象とする後援会からの寄付が安定的な収入となっている。また 2015 年 11 月から、受配者指定寄付金の制度を利用した「法人・高校創立 50 周年 大学創立 25 周年記念募金」を開始し、3 年間で目標額 5 千万円の募金に取り組んだ。募金方法はクレジットカード及びコンビニ支払を可能とし、幅広く募金活動を展開した。地域の企業や団体、一般の方々、後援会、同窓会、卒業生、教職員を対象に依頼し、2018 年度末で 537 件、21,379 千円の協力を得ることができた。なお法人全体としては、2,643 件、68,377 千円となった。

資産運用について、学内行事や通常授業などの活動に支障がない限り、積極的に教室・体育館などの施設貸し出しを行っている。2018 年度の施設設備利用料収入は 164 万円となり、2015 年度の 83 万円から増収となっている。

資金運用については、大学資金運用方針（資料 10-2-5）に基づき運用を行っている。低金利のなかでも運用益を確保するため資金の一部を積極運用として、リスクを取りながらリターンを得る運用を積極的に行い、毎年 400～580 万円の利息収入を上げている。しかし日銀のマイナス金利政策の影響により償還となった短期公社債投信の後継運用が決まらず、その分の利息は減少したままであり、全体の利息収入は低下している。また 2015 年度に学生寮の収支赤字補填を目的として購入した銀行業株価指数連動の仕組債については、マイナス金利による銀行株価の急落により、銀行業株価指数の低下が続き、現在まで評価損が含まれる状態となっている。本債券は 2020 年度中の償還予定であり、元本への影響が考えられるため、公認会計士と相談し会計処理を適正に行う予定である。

## （２）長所・特色

収支の厳しい状況については、教授会や事務連絡会等で教職員に周知し理解を求めてきたこともあり、収支改善や改革の必要性は共通認識となっている。教職員の理解と協力により、毎年の予算では人件費を含む支出削減による改善策が盛り込まれ、期中の予算厳守も徹底している。中長期的には「2017 年度経営方針」が策定され取り組みをはじめたところである。

大学は厳しい経営状況にあるが、借入金はない。施設設備支出を含むすべての事業は自己資金や補助金などを利用して実施している。ここ数年、大型施設設備の老朽化による修繕や取替更新が続いていることもあり、累積の支出超過額は膨らんでいる。そのため、内部留保は減少傾向にあるが、現時点で短期的な資金繰りに問題はない。

大学の主な収入は学生生徒等納付金と補助金であり、支出は人件費の占める割合が大きい。そこをどうコントロールしていくかが重要になる。

学生生徒等納付金と補助金は、学生数と連動していることもあり、入学者数の確保に注力することにより収入回復と安定化に努めてきた。また 2015 年度から英語文化コミュニケーション学科の入学定員を 80 人から 60 人に削減し、定員の適正化を図った。収容定員は 800 人から 720 人となり、収容定員充足率は 2015 年度の 79.7% (622/780) から 2018 年度の 88.8% (640/720) に上昇した。入学者数や収容定員充足率の上昇により、その部分に関する収入回復は進んでいる。

### (3) 問題点

学生数の確保による学納金収入の安定化が課題である。入学者数の増加により収容定員は回復傾向にあるが、学生の中に占める奨学費を受ける人数が増えていることもあり、実質的な収支改善には至っていない。そのため支出削減による改善策を継続しなければならない状況にある。奨学費の抑制については、学生募集への影響や教育上の効果も考えながら慎重に対応を検討しなければならない。

また 2015 年度に定員を縮小したが、それだけで財務的な体質が変わったわけではない。充足率の改善などプラスもあるが、縮小分に見合う支出にできなければ効果があったとは言えない。

開学から 30 年近くを経過し、施設設備が老朽化、陳腐化している。予算段階では必要最小限の計画を盛り込んでいるが、毎年突発的な修繕や取替更新が起きている。そういった財源の確保のため、資金の収支状況を考え、借入金等を利用した対応も必要になってくると考えられる。

人件費の抑制策として、①学生数に連動した賞与割合の制度、②新規採用や 65 歳以上の雇用形態、労働条件等の見直しなどが挙げられている。また、事業の選択と集中（事業の優先順位付け）、及び、スクラップ・アンド・ビルド（新規事業の立ち上げ、既存事業の廃止）に基づいた予算編成と執行が必要になる。いずれも計画段階にあるが、教職員の理解、協力を得ながら、実施に向けて取り組んでいかなければならない。

### (4) 全体のまとめ

2017 年度及び 2018 年度は、大学、高校ともに収支赤字となり、法人全体として 1 億円を超える支出超過額となった。一方、大学における学生募集はこの 2 年間回復傾向にあり、2019 年度は定員を超過した。この状況が続けば、収入が回復し収支改善につながると考えられる。しかし短絡的に学生募集に連動する経営危機を脱したと考えるのは危険である。少子化が進行し大学を取り巻く環境がより一層厳しくなることを想定し、定員充足率が低い中でも大学運営が耐えられる収支構造を考えておく必要がある。

「収入を最大とし、経費を最小に抑える」ことが、いかなる経営においても基本であり重要である。これを実行していくための大学としての強い意志の力が必要とされる。財務の健全化には痛みを伴う内容も含まれており、実行には困難もある。しかし現在の経営努力が大

学の将来の発展につながることを理解し、それをチャンスと捉え、学内外に改善・改革を進めていくことの良さを積極的に示していくことが大切である。他大学や民間企業における改善、改革の取り組みを参照するなどして、財務の健全化に向けて必要な努力を続けていかなければならない。

#### 根拠資料

- 10-2-1 当初予算大学予算削減案 2015年度、2017～2019年度
- 10-2-2 2017年度経営方針
- 10-2-3 学校法人敬和学園法人・高校創立50周年 大学創立25周年記念募金（趣意書）
- 10-2-4 2019年度予算編成依頼文
- 10-2-5 大学資金運用方針
- 10-2-6 財務計算書類（6カ年分）
- 10-2-7 財産目録
- 10-2-8 5カ年連続財務計算書類（様式7）

